

堺市総合福祉会館

受水槽・高架水槽等更新工事

図 面 リ ス ト					
番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称	番 号	図 面 名 称
M/01	機械設備工事 特記仕様書(1)	M/21	塔屋1階 消火補給水槽(改修・既設撤去)	ME/01	電気設備工事 特記仕様書(1)
M/02	機械設備工事 特記仕様書(2)	M/22	受水槽 詳細図(参考)	ME/02	電気設備工事 特記仕様書(2)
M/03	設備工事共通 特記仕様書	M/23	高架水槽 詳細図(参考)	ME/03	設備工事共通 特記仕様書
M/04	付近見取図・配置図兼仮設計画図	M/24	仮設足場図(1)	ME/04	付近見取図・配置図兼仮設計画図
M/05	配管系統図・機器表	M/25	仮設足場図(2)	ME/05	地下1階電気設備改修図
M/06	地階機械室 平面・側面図(改修)	M/26	仮設足場図(3)	ME/06	塔屋電気設備改修図
M/07	塔屋2階高架水槽置場 平面・側面図(改修)				
M/08	地階機械室 受水槽 片槽毎更新フロー図				
M/09	塔屋2階 高架水槽 片槽毎更新フロー図				
M/10	地階機械室 平面・側面図(既設撤去)				
M/11	塔屋2階高架水槽置場 平面・側面図(既設撤去)				
M/12	地下1階平面図(既設現況)				
M/13	1階平面図(既設現況)				
M/14	2階平面図(既設現況)				
M/15	3階平面図(既設現況)				
M/16	4階平面図(既設現況)				
M/17	5階平面図(既設現況)				
M/18	6階平面図(既設現況)				
M/19	7階平面図(既設現況)				
M/20	R・R2階平面図(既設現況)				

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

特記仕様書【機械設備】

I. 工事概要

- 1. 工事名称 堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事
2. 工事場所 堺市堺区南瓦町2番1号
3. 建物概要

Table with 5 columns: 建物名称, 構造, 階数, 消防法施行令別表第一, 備考. Row 1: 堺市総合福祉会館, SRC造, 7階, 八項, 地下1階塔屋2階

4. 工事項目(●印のついたものを適用する。)

Table with 3 columns: 建物別及び屋外工事種目, 堺市総合福祉会館, 屋外. Rows include 空気調和設備, 換気設備, 排煙設備, etc.

5. 工事内容

(下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。更に、撤去機材については処分までの一切を含む。)

Table with 2 columns: 給水設備, 受水槽・高架水槽の老朽化に伴い、機器更新・新設及び配管撤去・改修工事を行うものとする。

Table with 2 columns: 消火設備, 消火補助水槽の老朽化に伴い、機器更新・新設及び撤去・改修工事を行うものとする。

Table with 2 columns: 4. 安全対策, 5. 仮設備, 6. 工事用仮設物, 7. 足場、さん橋類, 8. 工事用電力, 9. 設備機材等, 10. 工事の下請け及び原材の購入に関する事項, 11. 化学物質を発生させる設備材料等の使用制限

6. 特記事項

- ・施設を運営しながらの更新工事に付、施設運営に支障のないよう工事範囲内の養生に留意すること。
・施設運営行事を最優先し、事前に工事日報等を施設管理者と調整し、了解を得て施工すること。
・受水槽・高架水槽の撤去更新については片槽毎更新方式にて施工し、断水状態を最小限にするように事前調査・施工手順計画を作成し、管理者の了解の上で施工すること。
・工事着手前上下水道局への届出を行い、施工許可を得てからの着手とする。
※上記申請に伴う各種費用は本工事に含むものとする。
・文章中の「堺市」は、「社会福祉協議会」と読み替える。

II. 工事仕様書

(注)本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

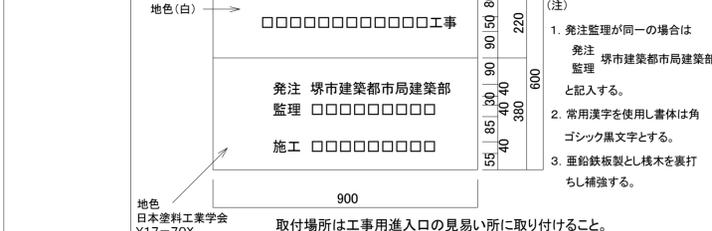
- 1. 一般仕様
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(機械設備工編)(平成31年版)及び公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工編)(平成31年版)並びに公共建築設備工事標準図(機械設備工編)(平成31年版)による。(参考資料:機械設備工事監理指針(令和元年版))
(2) 電気設備工事及び建築工事に本工事に含む場合は、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

(1)一般事項
特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

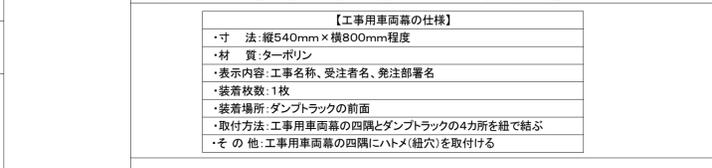
- 1. 施工調査
・本工事施工にあつては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打合せのうえ施工のこと。
・実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立つた事前調査を行い監督員に報告する。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2. 工事用表示板

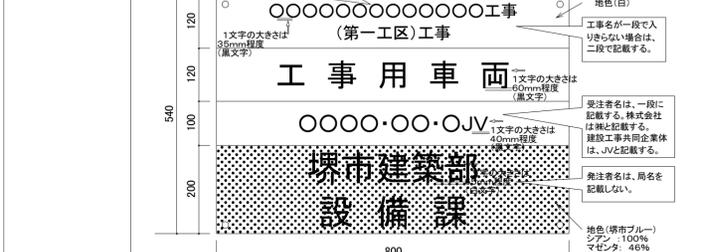


3. 道路交通の安全対策

- ・10t以上のタンブラック(土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象)により、搬出入を行う場合は、監督員に報告し、運搬元(先)から工事現場に至るルートについて協議を行うこと。
・工事用車両の取付け 対象 ●対象外
・工事用車両取付け対象工事については、道路交通の安全対策として、より一層運転者のモラル・マナー(速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意喚起の)の向上を図るため、10t以上のタンブラック(土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車)に下記の通り工事用車両を作成し取り付けること。
なお、工事用車両の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。



工事用車両に記載する工事名、「工事用車両」、受注者名、発注者名の字体は、MSPゴシックとする。



4. 安全対策

- ・安全巡回員(警備会社による) ○常駐 人 ●スポット延べ 4人
・交通誘導員A(警備会社による) ○常駐 人 ○スポット延べ 人
・交通誘導員B(警備会社による) ○常駐 人 ○スポット延べ 人
・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

5. 仮設備

- ・仮設備項目 ○受変電 ○発電機 ○自動給水ポンプユニット ○排水ポンプ ○
・仮設備期間 (図面による) ○
・すべて受注者の負担とし、構内につくることが(●)できる。(○)できない。 ●本工事で設置とする。
・○別契約を含む関係受注者が設置したものは、無償で使用できる。 ●本工事で設置とする。

6. 工事用電力

- ・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手續等の費用は、受注者の負担とする。
・受変電設備(新築に限る)を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金(受電設備全部分)、電気使用料金(施工業者使用分)並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。

9. 設備機材等

- ・本工事に使用する機材は、(一社)公共建築協会「設備機材等評価名簿」または、「建設設備」積算資料等の刊行物掲載製作所から選定するものとし、別途指定する書面にて監督員の承認を受けるものとする。
・図面中の「ア」印は「国等による環境物品等の調達推進法に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)の特定調達物品を示す。
・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」(最新年度による)に基づき、公共工事特定調達品目を監督員と協議の上、本工事に採用すること。

10. 工事の下請け及び原材の購入に関する事項

- ・施設を運営しながらの更新工事に付、施設運営に支障のないよう工事範囲内の養生に留意すること。
・施設運営行事を最優先し、事前に工事日報等を施設管理者と調整し、了解を得て施工すること。
・受水槽・高架水槽の撤去更新については片槽毎更新方式にて施工し、断水状態を最小限にするように事前調査・施工手順計画を作成し、管理者の了解の上で施工すること。
・工事着手前上下水道局への届出を行い、施工許可を得てからの着手とする。
※上記申請に伴う各種費用は本工事に含むものとする。
・文章中の「堺市」は、「社会福祉協議会」と読み替える。

11. 化学物質を発生させる設備材料等の使用制限

- ・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手續等の費用は、受注者の負担とする。
・受変電設備(新築に限る)を新設する場合、受電後、引渡しまでの電気基本料金(受電設備全部分)、電気使用料金(施工業者使用分)並びに電気保安業務における費用も本工事に含むものとする。

12-1. 発生材の処理等

- ・発生材等(建設副産物)の処理は、「産業物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進条例」その他関係法令を遵守し行うこと。
・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設副産物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
・元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。
・本工事における特定建設資材産業物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

Table with 3 columns: 特定建設資材産業物の種類, 下請時の積算区分, 施設の名称, 所在地. Rows include コンクリートガラ, アスファルトガラ, 木材, 建設発生土

上記については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

下請時の積算区分については ●本工事で計上 ○元請工事で計上とする。

特記事項

- 12-2.「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別リサイクル等再資源化を図るものとする。
・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件より難い場合は、監督員と協議するものとする。
(本工事は、○適用する ●適用しない ○元請けの適用区分による)
(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)の場合)
1.分別解体等の方法

Table with 3 columns: 工程, 作業内容, 分別解体等の方法. Rows include 1.造成等, 2.基礎・基礎ぐい, 3.上部構造部分・分・外装, 4.屋根, 5.建築設備・内装等, 6.その他

(注1) 適用となる事項の □にチェックする。
(注2) 工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

13. 本工事で特別管理産業物等(アスベスト処理)

- ・本工事で撤去等の作業を行う特別管理産業物等(○有 ●無し)
種類: ○アスベスト含有建材等 ○PCB含有機器 ○蛍光灯処理 ○フロン類等の処理 ○
・工事箇所にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。
・本工事で撤去する機器については、事前にPCB(微量PCB含む)含有の有無を全数調査し、監督員に報告のこと。また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。
(○本工事で分析し報告書を監督員に提出、○分析済み)
・PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき産業物として適切に処理を行うこと。
・PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等がないよう適当な容器に詰め保管すること。監督員指定場所:(○現況場所へ保管、○構内指定場所へ保管、○構外搬出指定場所へ保管)。

(蛍光灯処理)

- ・蛍光灯及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再資源化を図るものとする。
・放射性物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。
・フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
・吸収式冷凍機等の臭化リチウム溶液等は、回収装置により回収適正な処理を行うこと。
・フライン液は専門業者等により回収適正に処理を行うこと。
・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収。又は関係法令等に依り回収し、中間処理施設で中和処理等を行うこと。

(六ふっ化硫黄ガス)

- ・ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄(SF6)ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再利用又は再資源化を図るものとする。
・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。
・○構内指定場所に敷きならし ○構内指定場所にたい積 ●構外指定場所搬出適切処理(再資源化施設)

14. 建設発生土の処分

- ・本工事における建設発生土の処分地名については、(1)一般事項12-1「発生材の処理等」に記載の項による。
・コンクリート管以外の埋設配管は、管の下部50mm(排水管については100mm)から上部100mm以上の範囲を○根切り土の中の良質土 ●山砂の類にて埋戻しのこと。

15. 埋戻し

- ・工事に伴い埋戻し等が発生した場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。
・低騒音型、低振動型 建設機械指定要領に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用すること。
・騒音・振動が発生する工事については、関連法規を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。

16. 障害物発見時の防止

- ・設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により、耐震強度計算書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。尚、設計用鉛直地震力、設計用鉛直地震力は下記による。
(1)設計用水平地震力(設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平地震度を乗じたものとする。)
設計用水平地震度 (注) ()内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

Table with 3 columns: 設置場所, 機器種別, 特定の施設(○甲類・乙類), 一般施設(乙類). Rows include 上層階・屋上・塔屋, 中間階, 1階及び地下階

重要機器(水槽類)は、図面特記による。(水槽類にはオールドタンク等を含む)

- (2)設計用鉛直地震力:設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。
(3)上層階の定義は、下記による。
6層建以下の場合是最上階、7~9層建の場合は上層2階、10~12層建の場合は上層3階、13層建以上は上層4階
(4)給湯設備の転倒防止措置
満水時の質量が15kgを超える給湯設備は、平成24年国土交通省告示第1447号に適合する転倒防止措置を行うこと。

19. あと施工アンカー

- ・施工確認試験(引張試験機による引張試験):●行う(受水槽) ○行わない
・引張試験機による引張試験については、次による。
(1)試験本数については、アンカー種類・径、施工本数、施工場所、施工時間等を総合的に検討し、監督員と協議を行い決定する。
(2)試験方法は、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。また、判定基準は、確認強度を有する場合を合格とする。
(3)確認強度については、監督員と協議を行い決定する。
(4)不合格となった場合については、不合格の原因発生原因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督員の承認を受ける。

20. 風圧力に対する性能

- ・建築基準法施行令第7条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討計算書を監督員に提出すること。
なお、検討範囲にはそれぞれの取付部を含めものとする。 ○太陽光発電設備 ○需保護設備 ○ポール・作業については日曜・祝日・第2・4土曜日及び年末年始並びに盆休日は行わない。(但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。)

21. 施工条件

- ・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設副産物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
・元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。
・本工事における特定建設資材産業物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

22. 官公署その他への手続き

- ・本工事に必要な官公署その他への手続きは、標準仕様書第1編第1章第1節 1. 1. 3並びに改修標準仕様書第1編第1章第1節 1. 1. 3による。

23. 工事実績データへの作成・登録について

- ・受注者は、受注時及び竣工において請負代金額が500万円以上の工事については、コリンズ(工事実績情報システム)に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時(工期変更、請負代金額変更)及び技術者の変更時においては、同様の登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から10日以内(日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)に登録しなければならない。

24. 建設業退職金共済制度の履行

- ・受注者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」)の主旨を理解し、建退共該当する場合は同制度に加入し、「建退共掛金収納書」を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合)にあっては、工事請負契約締結後40日以内)に、発注者に提出しなければならない。
また、建退共制度対象労働者を雇用した場合には、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就業状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績報告表を

特記事項

- 作成し、監督員に提示しなければならない。
・受注者は、工事用掲示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

25. 施工体制台帳及び施工体系の義務化

- ・発注者から直接依頼を受けた公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。
・施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見やすい場所に貼付すること。
・施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。
・施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事以外を請け負う下請負人(産業廃棄物及び警備業者等)についても、記載すべき下請負人の対象として扱うこと。また、受注者は、すべての下請負人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更された施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
・受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んでは

26. 施工図等の作成について

- ・施工図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討すること。
・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員より労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理義務者の指名を受けたときは、同法に基づき必要な措置を講ずること。また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力し、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。

27. 施工中の安全確保

- ・本工事において、部分払いを請求する際には、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり行うこと。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。
被保険者:堺市長、保険期間:工期プラス1ヶ月、保険金額:部分払いするときの出来高金額以上
・なお、建設工事保険、積立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しと、火災保険の受取引書を堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

28. 火災保険について

- ・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。
第三者に与えた損害の補償:請負業者賠償責任保険
従業員が受けた身体障害の補償:法定外労働災害補償(建設共済)又は労働災害総合保険

29. その他の保険について

- ・受注者は、本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。
第三者に与えた損害の補償:請負業者賠償責任保険
従業員が受けた身体障害の補償:法定外労働災害補償(建設共済)又は労働災害総合保険

30. 墜落による危険の防止

- ・受注者は、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき、墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力し、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。
使用する墜落制止用器具は、原則としてフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)の規定に従い、器具を適切に使用すること。
高さ2m以上の面所で、作業床を設けること困難な箇所において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて作業(※ロープ高所作業に係る作業を除く。)を行わせるは、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程に基づき特別教育を受講すること。

31. 法定福利費について

- ・受注者は、本工事は、14日以内に法定福利費を明示した「請負代内訳書」を監督員に提出し、確認を受けること。
・中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に不可視となる部分や施工上重要な段階において、施工中に検査を行うものである。
本工事は、中間技術検査の ○対象 ●対象外 ○元請けの適用区分による

32. 中間技術検査

- ・本工事は、中間技術検査の ○対象 ●対象外 ○元請けの適用区分による
・国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の蓄積工事写真撮影要領(平成31年版)・同解説「工事写真の撮り方 建築設備編」による。

33. 工事写真

- ・受注者はデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「小黒板情報電子化承諾書」を提出し、監督員の承認を受けること。
デジタル工事写真の小黒板情報電子化で使用可能な対象機器及び小黒板情報の電子的記入方法・取扱い・写真の納品等については「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(堺市建築部HP掲載)によるものとする。

34. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- ・デジタル工事写真の小黒板情報電子化で使用可能な対象機器及び小黒板情報の電子的記入方法・取扱い・写真の納品等については「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(堺市建築部HP掲載)によるものとする。

35. 完成図等

- ・施設毎に完成図面を作成し、製本図面(完成図面A2に縮小しA3版)を印刷し、製本(表紙文字印刷)を2部提出すること。又、完成図面原稿も提出すること。
施設毎に機器完成図をA4版チーフファイル(表紙文字印刷)を2部提出すること。
・保全に関する資料(施設管理者が保守を行って頂く上で必要な事項をまとめたもの)として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行う。
・主要資材一覧表(名称・規格・数量・メーカー等) ・物品引渡書
・装置、機器の取扱い説明書 ・運転指針(資料に基づく説明も行う。)
・主要機器の連絡先 ・官公署届出書類控、検査済証
・その他保守上に必要な図書等

36. データの提出等

- ・完成図面をTIFFフォーマットに変換し、目次をEXCELデータにて作成し、CD-RまたはCD-RWにて提出すること。
・最終提出書類は、書類保管箱(ダンボール製やプラスチック製)に納め提出のこと。
・本工事で取得する施工図等の著作権に係る権利は、発注者に譲渡するものとする。

37. 著作権等

- ・本工事が公共事業労働費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。
なお、下請負人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

38. 公共事業労働費調査

- ・本工事は、公共事業労働費調査の対象工事に選定された場合は、本調査の趣旨を理解し協力すること。
なお、下請負人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

40. 引渡し及び管理責任

- ・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者に管理上の責任をもちこと。
・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡しすること。なお、個別計量器がある場合は、最終検取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

41. 現場代理人・技術者の専任期間等

- ・監督業者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監督業者制用マニュアルによるものとする(専任以外の監督業者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。)。また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本工事の連絡体制が確保されると認められた場合には、監督業者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

42. 暴力団等の排除

- 1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止
(1)受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき入札参加除外を受けた者又は同要綱表に掲げる措置要件に該当する者、下請負人等(再委任以降のすべての受任者、一次及び二次下請以降すべての下請負人並びに資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む、以下同じ。)として扱ってはならない。
(2)これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該下請負人等と下請契約等の解除を求められることができる。

2 下請契約等の締結について

- ・受注者は、下請負人等との下請契約等の締結に当たっては、建設工事標準下請負契約約款(昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告)又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書に、本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。
3 誓約書の提出について
(1)受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を本市に提出しなければならない。
また、受注者は、下請負人等がいる場合には、これらの者から暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
ただし、本市が必要ないと判断した場合は、この限りではない。

4 不当介入に対する措置

- (1)受注者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
(2)受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該下請負人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
(3)本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づき公表及び入札参加停止を行うことができる。

(4)本市は、受注者又は下請負人等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

Table with 2 columns: 工事名称, 堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事

Table with 2 columns: 図面名称, 機械設備工事 特記仕様書(1)

Table with 2 columns: A 3縮尺, A 1縮尺

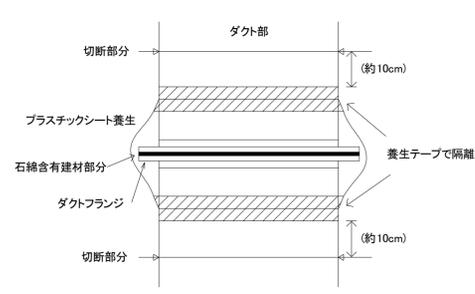
Table with 2 columns: 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会, 図面番号 M/O 1

特記仕様書【設備工事共通】

Ⅲ. 工事仕様書(設備工事共通)

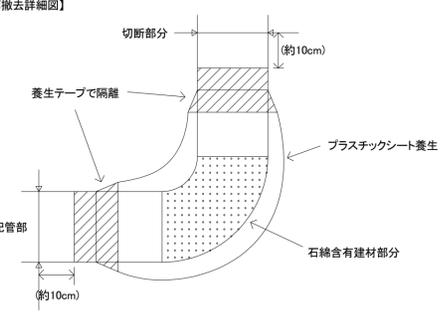
項目	特記事項
1. 石綿関連作業	
(1) 事前調査	
1 調査・報告・掲示	<ul style="list-style-type: none"> 工事開始前に、石綿含有建築材料の有無を調査し、事前調査結果の書面の作成、発注者への報告を行うこと。事前調査を行う者に求める資格等については下記とする。なお、事前調査結果を掲示するとともに有の場合は作業内容も掲示すること。 ① 特定建築物石綿含有建材調査者または一般建築物石綿含有建材調査者(平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号) ② 労働安全衛生法に基づく石綿作業主任者技能講習修了者(平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習修了者を含む)のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者 ③ (一社)日本アスベスト調査診断協会に登録された者
(2) 石綿含有建築材料の除去等	
1 石綿含有建築材料の除去	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有建築材料の除去を行う場合については「大阪府アスベスト対策基本方針」、「労働安全衛生法(石綿障害予防規則)」、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)「平成31年度版」第9章、「建築物解体工事共通仕様書・解説(令和2年版)」非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針(環境省)等に基づき適切に行うこと。 ○保温材(配管エルボ部分) ○ガスカート(ダクトフランジ部分) ○ケイ酸カルシウム板(1種) ○ケイ酸カルシウム板(2種) ○ケイ酸カルシウム板を除く石綿含有成形板(耐火二層管等を含む) ○吹付け塗材(石綿排出作業無し)外壁(★棟) ○その他() ※ 図面に記載のない石綿含有建築材料の使用が判明した場合には、直ちに監督員に報告し協議を行うこと。
2 本工事で除去等の作業が発生する石綿含有建築材料	
3 専門工事業者	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有建築材料の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出すること。
4 作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> 石綿作業主任者技能講習修了者又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者の有資格者とする。
5 除却作業	<ul style="list-style-type: none"> 石綿障害予防規則に基づく特別な教育を受けたもので、肺機能に異常がない者とする。
6 石綿含有分析調査	<ul style="list-style-type: none"> ○行う ●行わない
7 保温材(配管エルボ部分)の除去	<ul style="list-style-type: none"> 保温材(配管エルボ部分)を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 1 事前調査 <ul style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 2 施工要領書の提出 <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3 計画の届出 <ul style="list-style-type: none"> 「大気汚染防止法」に基づく届出 4 石綿作業主任者の選任等 <ul style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 5 飛散防止対策等 <ul style="list-style-type: none"> 外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。 6 除去作業 <ul style="list-style-type: none"> 配管エルボ保温材部分の石綿部に養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 保温材を破損しないように、配管エルボ保温材部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。 7 集積、運搬、処分等 <ul style="list-style-type: none"> 切断した保温材(配管エルボ共)の袋詰め(二重梱包)を行う。 運搬については、廃石綿等の許可を有する「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」に委託する。 処分については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託する。 8 施工記録・報告 <ul style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
8 ガスカート(ダクトフランジ部分)の除去	<ul style="list-style-type: none"> ガスカート(ダクトフランジ部分)を適切に除去・処分する作業手順は原則以下とする。 なお、ここで記載するアスベスト処理の作業手順については、アスベスト対象物を場外に搬出し、処理施設にて処理を行う手法とする。 1 事前調査 <ul style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示 ※ 事前調査の際、石綿含有建材部分の劣化状況についても確認し、監督員に報告すること。 2 施工要領書の提出 <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3 石綿作業主任者の選任等 <ul style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 4 飛散防止対策等 <ul style="list-style-type: none"> 外部との空気の流通を避けるために、当該部分をシート等で塞ぐこと。 建物外周部で除去作業を行う場合は、シート等で囲うこと。

項目	特記事項
5 除去作業	<ul style="list-style-type: none"> ダクトフランジ接続部分の石綿含有ガスカートに養生を行う。 ※ 覆っている部分が劣化等により飛散の恐れがある場合は事前に薬液等で湿潤すること。 ガскарートを破損しないように、ダクトフランジ接続部分の前後の非石綿部で切断し、当該部分を分離する。 除去作業には呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用させること。
6 集積、運搬、処分等	<ul style="list-style-type: none"> 切断したダクトフランジは、丈夫なビニール袋に入れて運搬すること。 切断したダクトフランジを現場内で保管する場合は、シート等で覆い保管場所には、ダクトフランジの保管場所であることを表示を行うこと。 ダクトフランジの運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆うこと。
7 除去物の処分	<ul style="list-style-type: none"> アスベスト含有ガスカートは、関係法令に従い適切に処分すること。 マニフェストによる管理を行い、マニフェストには「石綿含有産業廃棄物」であることを明示すること。
8 施工記録・報告	<ul style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
9 外壁アスベスト含有部からの設備機材取り外し	<ul style="list-style-type: none"> 外壁アスベスト含有部(みなし含む)に設置している機器や部材を取り外す作業手順は原則以下とする。 1 事前準備 <ul style="list-style-type: none"> 石綿作業主任者を選任し、作業者に特別教育を実施する。 2 機器等の取り外し作業 <ul style="list-style-type: none"> 看板(立入禁止)を設置し、保護マスク(RL-3-RS-3)を着用する。 外壁と機器等が接している部分に水を噴霧(湿潤)し、取り外す。 取り外した部分に飛散防止剤を吹付けする。
10 外壁アスベスト含有部へのアンカー打設及びコア抜き工事について	<ul style="list-style-type: none"> 【アンカー打設】 外壁アスベスト含有部(みなし含む)への「アンカー打設」の作業手順は原則以下とする。 1 事前調査 <ul style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示 2 施工要領書の提出 <ul style="list-style-type: none"> 外壁アスベスト含有部へのアンカー打設方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3 石綿作業主任者の選任等 <ul style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 4 ドリル穿孔作業 <ul style="list-style-type: none"> 看板(立入禁止)を設置し、保護マスク(RL-3-RS-3)を着用する。 粉じん吸込装置付ドリル(HEPAフィルター付)を使用する。 ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧(湿潤)し、穿孔する。 飛散防止剤を穿孔部(切断面及び周囲)に吹付け、アンカーを打設する。 5 石綿処理 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 6 施工記録・報告 <ul style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 【コア抜き】 外壁アスベスト含有部(みなし含む)への「コア抜き」の作業手順は原則以下とする。 1 事前調査 <ul style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示 2 施工要領書の提出 <ul style="list-style-type: none"> 外壁アスベスト含有部へのコア抜き方法についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 3 石綿作業主任者の選任等 <ul style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 4 削孔機固定用穴あけ作業 <ul style="list-style-type: none"> 看板(立入禁止)を設置し、保護マスク(RL-3-RS-3)を着用する。 床に養生シートを設置する。 粉じん吸込装置付ドリル(HEPAフィルター付)を使用する。 ドリル穿孔部の仕上塗材に水を噴霧(湿潤)し、穿孔する。 飛散防止剤を穿孔部(切断面及び周囲)に吹付け、アンカーを打設する。 5 削孔機のセット <ul style="list-style-type: none"> 湿式にてコア抜き作業を行う。 6 仕上部(アスベスト含有部)のコア抜き作業 <ul style="list-style-type: none"> 切削汚水の回収(切削汚水はウエス等で拭取る) 7 躯体部のコア抜き作業 <ul style="list-style-type: none"> 躯体部のコア抜き後、飛散防止剤を削孔部(切断面及び周囲)に吹付けする。 8 石綿処理 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん、HEPAフィルター、コア抜き部分、養生シート、仕上部コア抜き作業時の切削汚水を含んだウエス、保護マスク等の袋詰めを行う。 石綿処分については関係法令に従い適切に処分すること。 9 施工記録・報告 <ul style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。
11 アスベスト含有成形板等の削孔	<ul style="list-style-type: none"> やむを得ずアスベスト含有成形板を削孔する場合の削孔作業手順は原則以下とする。 1 事前調査 <ul style="list-style-type: none"> 設計図書等の資料、目視による調査の実施 事前調査結果の書面の作成 事前調査結果の発注者への説明 事前調査結果の掲示



■アスベスト含有ダクトフランジの数量については下記による。

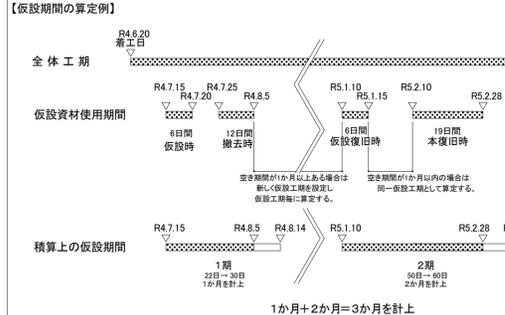
ダクト名称	ダクトサイズ	数量



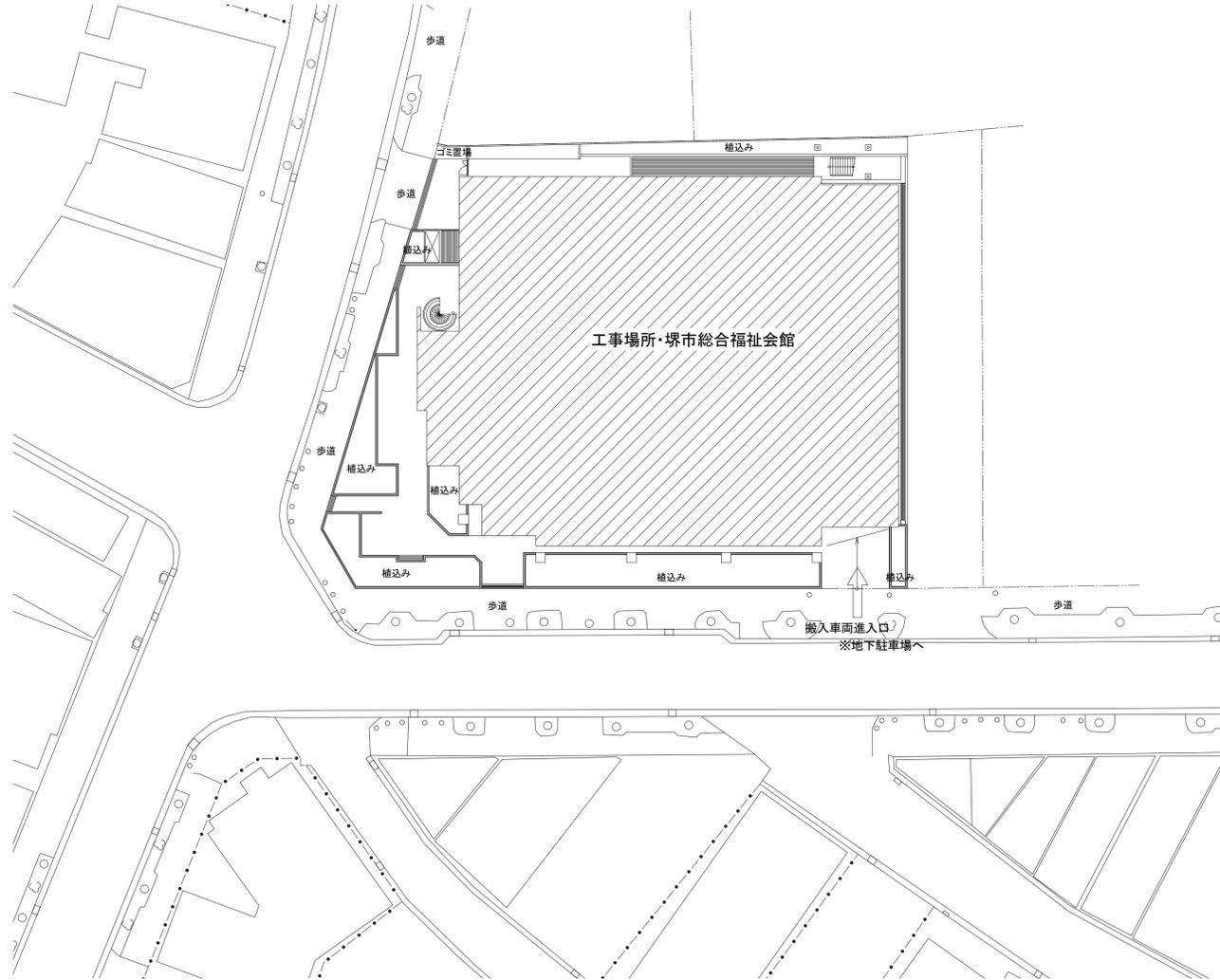
■アスベスト含有エルボの数量については下記による。

配管名称	配管サイズ	数量

項目	特記事項
2 施工要領書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 石綿含有建築材料の除去作業についての作業計画を監督員に提出し確認を受ける。 計画の届出(けい酸カルシウム板2種を削孔する場合) <ul style="list-style-type: none"> 「労働安全衛生法(石綿障害予防規則)」、「大気汚染防止法」に基づく届出 石綿作業主任者の選任等 <ul style="list-style-type: none"> 受注者は「石綿障害予防規則」に基づき石綿作業主任者を選任すること。 受注者は石綿除去作業に先立ち、除去作業を行う作業者に「石綿障害予防規則」に基づく特別教育を実施すること。 受注者は「廃棄物処理法」に基づき特別管理産業廃棄物管理責任者を選任すること。 5 削孔作業 <ul style="list-style-type: none"> 看板(立入禁止)を設置する。 作業者は呼吸用保護具、保護メガネ及び作業着を着用する。 床に養生シートを設置する。 (けい酸カルシウム板1種を削孔する場合については、作業場所をビニールシート等で隔離する。) (けい酸カルシウム板2種を削孔する場合については、集塵排気装置を設置し、作業場所を責任隔離を行う。(作業前に集塵排気装置の点検・負圧の点検を実施する。)) 粉じん吸込装置付ドリル(HEPAフィルター付)を使用する。 削孔部の成形板に水を噴霧(湿潤)し、削孔する。 飛散防止剤を削孔部に吹付ける。 6 石綿処理 <ul style="list-style-type: none"> 粉じん、HEPAフィルター、保護マスク等の袋詰めを行う。 (けい酸カルシウム板2種については、「特別管理産業廃棄物処分業者」に委託し、処理を行う。その他の石綿含有建築材料については、石綿含有廃棄物として処理を行うこと。 7 施工記録・報告 <ul style="list-style-type: none"> 工事の内容等を記録するとともに、工事完了の状況を監督員に報告する。 8 施工記録の保存 <ul style="list-style-type: none"> 作業計画に基づく作業実施状況の記録及び従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存すること。
2. 積算	
(1) 積算上の取扱	
◆ 設計図書に必要仮設等として記載されている場合の積算上の計上区分・期間等の取扱については下記とする。	
1. 計上区分について	<ul style="list-style-type: none"> 【直接工事費に計上するもの】 <ul style="list-style-type: none"> 仮設足場 仮設発電機 墜落制止用器具費 機器搬入 搬出時に使用する揚重機賃料 立会い費(電気主任技術者等) 水質検査費 X線レントゲン内部探査 リース費(仮設トイレ、仮設倉庫、仮設空調等建物及びそれに付随する設備に限る。) 水道局申請費 電力会社等工事費 【共通仮設費に計上するもの】 <ul style="list-style-type: none"> 仮設建物費 監理事務所及び監理事務所備品等の費用 工事施設費 仮囲い(ガードフェンス、A型バリケード、コーン・コーンバー、キャスターゲート等) 工事用道路(仮設鉄板敷、コンパネ養生、養生用ゴムマット、砕石敷(仮設通路用)等) 関西電力・NTT等の架空ケーブルへの防護に掛かる費用 遺失金 安全監視員(交通誘導員) その他(試験費等) アスベスト含有試験・PCB含有試験
2. 設備機器等の有償区分について	<ul style="list-style-type: none"> 主たる部分が金属からなる設備機器や壁・水槽類等の内、金属の重量が100 kg を超えるものについては有償区分として積算計上を行う。 有償区分を行う場合の処分業者への引渡しについては油やフロン類、蓄電池等の回収後に行うものとし、回収した廃棄物については、関係法令に基づき産業廃棄物として適切に処理を行うこと。
3. 建設機械器具の施工(賃貸)日数について	<ul style="list-style-type: none"> 工事施工に伴う積算上の建設機械器具の施工(賃貸)日数については使用が想定される実働日数(時間)を計上する。 【建設機械器具の器具例】 <ul style="list-style-type: none"> 仮設発電機 ラフテレーンクレーン等の揚重機械 建柱車 高所作業車 等
4. 仮設資材等の仮設期間について	<ul style="list-style-type: none"> 仮設資材等の積算上の仮設期間については実働仮設月数(30日単位で切上げ)を計上する。但し、仮設期間が2期、3期に分かれる場合は、仮設工期月の月数を合計し計上する。なお、仮設工期の考え方については、下記【仮設期間算定例】によるものとする。 【仮設資材等の資材例】 <ul style="list-style-type: none"> 仮囲い資材 (ガードフェンス、A型バリケード、コーン・コーンバー、キャスターゲート等) 仮設通路用資材(仮設鉄板、養生用ゴムマット等) 仮設足場類 (枠組足場、脚立足場、ローリング足場等) 矢板資材 (アルミ矢板、アルミ脚起こし、水圧サポート、手動式水圧ポンプ等) 仮設リース費 (仮設トイレリース費、仮設倉庫リース費、仮設空調リース費等)
5. 墜落制止用器具費の計上月数について	<ul style="list-style-type: none"> 墜落制止用器具の月額料の月数区分は6か月ごととする。 (計上月:6か月/12か月/18か月/24か月/30か月…) 計上月の算定については、墜落制止用器具を使用する実働使用月数から求めるものとする。 (足場の設置期間とは異なることがある。) (作業床高さ6.75mを超える高所で作業を行う場合のみ計上) 発注者の責めに帰すべき事由により工期の延長を行う場合は、公共建築工事共通積算基準に基づき共通費の増額を行うものとする。(共通費の算定式に工期の設定の無い昇降機設備工事及び算定された率が上段に連した工事については、積み上げにより費用を算定したものを除き、同基準内表-1、表-2並びに表-3及び表-4に示す内容による増額は行わない。) 本仕様書記載の積算上の条件については、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するためのものであり、契約上の拘束力を生じるものではない。
6. 工期延長に伴う共通費の増額について	
7. 積算上の条件について	

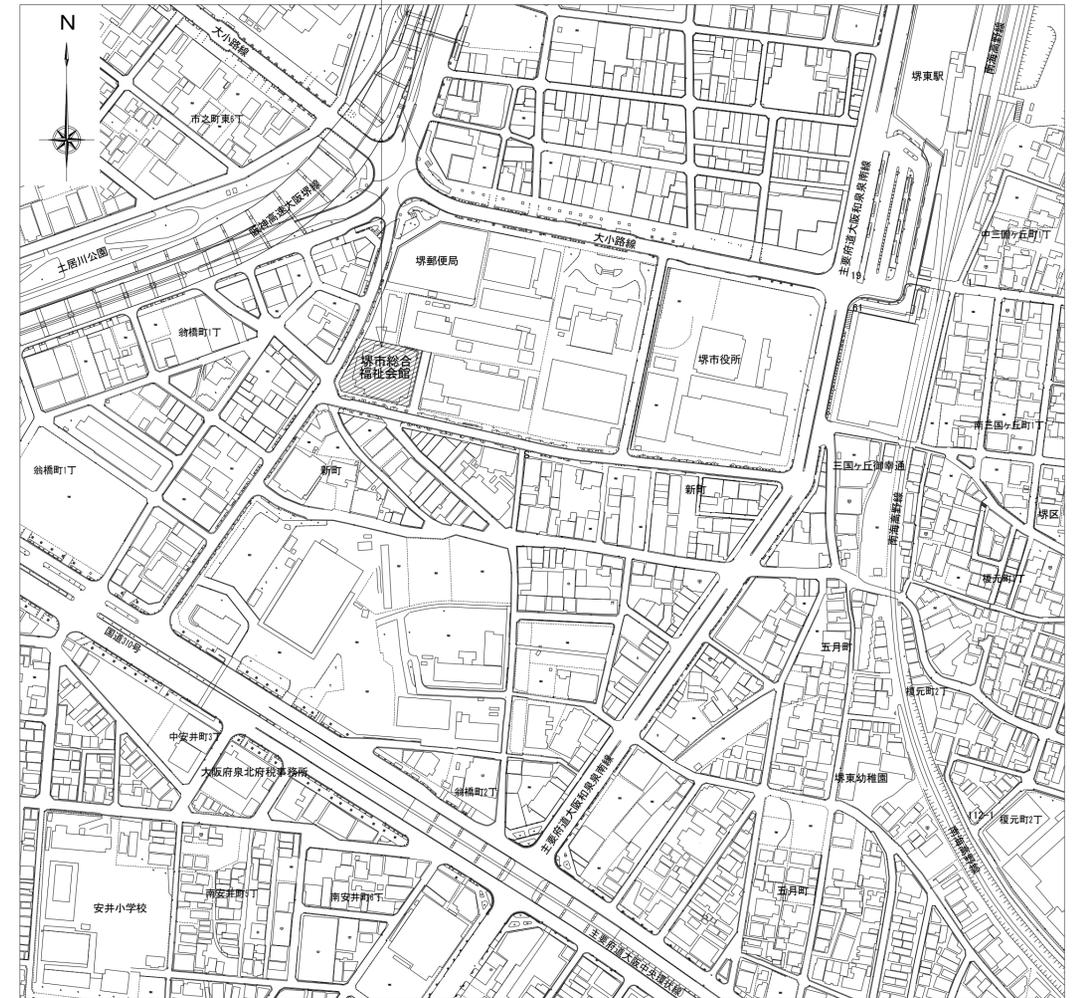


工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	設備工事共通 特記仕様書		
A3縮尺	—	A1縮尺	—
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/O3	



配置図 1/300

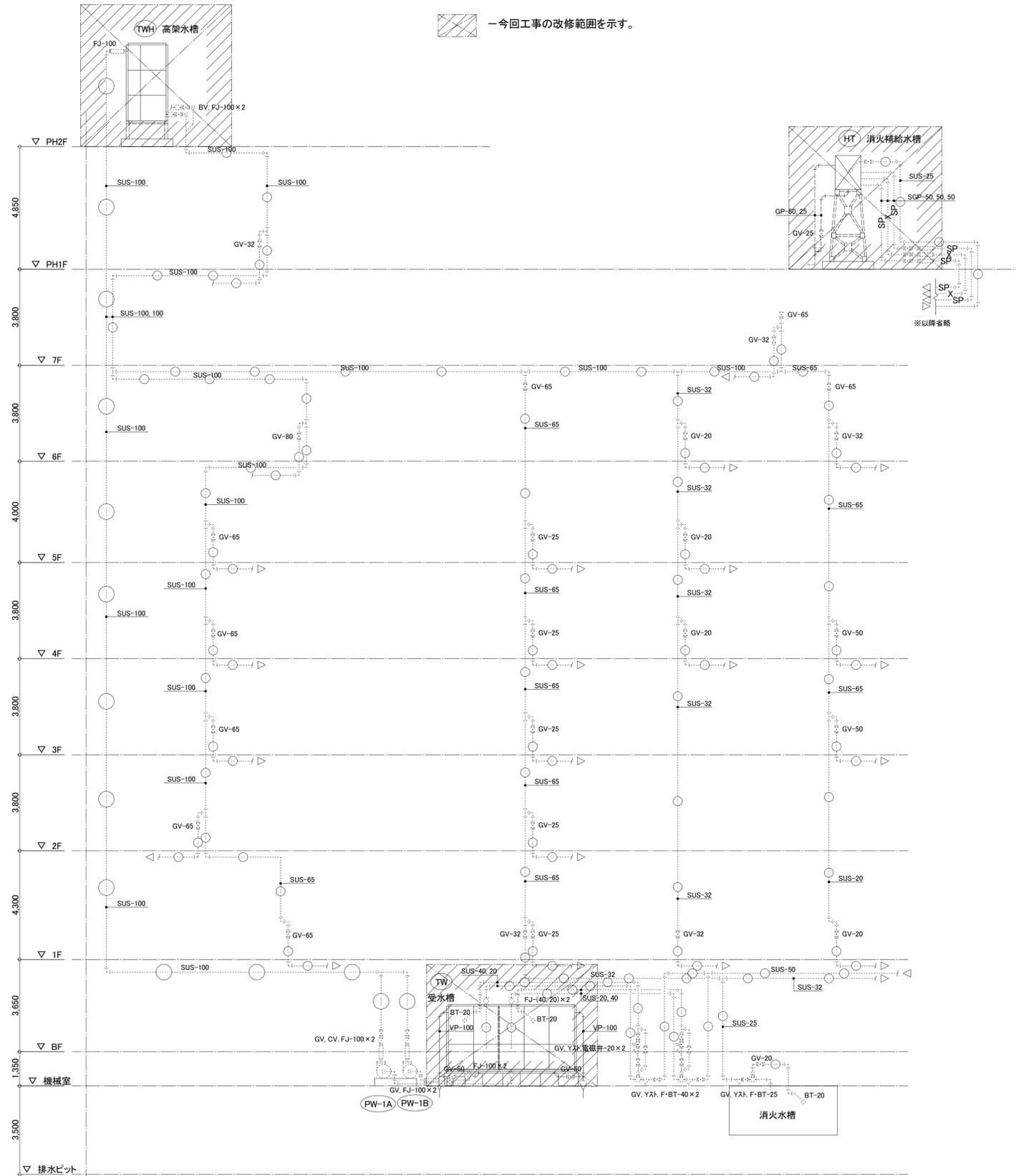
今回工事場所:堺市総合福祉会館
堺市堺区南瓦町2番1号



付近見取図 1/2500

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	付近見取図・配置図兼仮設計画図		
A3縮尺	1/600, 5000	A1縮尺	1/300, 2500
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/O4	





一回工事の改修範囲を示す。

更新・新設 機器表

記号	機器名称	機器仕様	台数	備考
TW-N	受水槽	形式	FRP製複合板パネルタンク(中仕切板付)	1 地階機械室
		容量(有効容量)	30m ³	
		寸法	5,000(2,500×2,500)×3,000×2,500H	
		附属品	標準付属品一式 チャンネル架台共	
	耐震措置	水平震度2/3G		参考重量 本体: 1,950kg
TWH-N	高架水槽	形式	FRP製複合板パネルタンク(中仕切板付)	1 塔屋2階
		容量(有効容量)	10m ³	
		寸法	2,500(1,000+1,500)×1,500×3,000H	
		附属品	鋼製架台(溶融垂鉛メッキ仕上げ)	
	耐震措置	水平震度1.5G		参考重量 本体: 1,365kg
HT-N	消火補給水槽	形式	SUS製	1 塔屋1階
		容量(有効容量)	1000%	
		寸法	1,000×1,000×1,350 H	
		附属品(更新・新設)	電極取付座、ポールタップ他付属品一式共	
	耐震措置	水平震度1.5G		附属品(既設再利用) 鋼製高架台(溶融垂鉛メッキ仕上げ)、はしご付 2,850H ※鋼製架台等は既設品再塗装の上、再使用 参考重量 本体: 278kg

既設撤去 機器表

記号	機器名称	機器仕様	台数	備考
TW	受水槽	形式	FRP製複合板パネルタンク(中仕切板付)	1 地階機械室
		容量(有効容量)	30m ³	
		寸法	5,000×3,000×2,500 H	
		附属品	標準付属品一式 チャンネル架台共	
	耐震措置	水平震度2/3G		参考重量 本体: 1,950kg
TWH	高架水槽	形式	FRP製複合板パネルタンク(中仕切板付)	1 塔屋2階
		容量(有効容量)	10m ³	
		寸法	2,500×1,500×3,000 H	
		附属品	鋼製架台(溶融垂鉛メッキ仕上げ)	
	耐震措置	水平震度1.5G		参考重量 本体: 1,365kg
HT	消火補給水槽	形式	鋼板製角型	1 塔屋1階
		容量(有効容量)	1000%	
		寸法	1,000×1,000×1,350 H	
		附属品	電極取付座、ポールタップ他付属品一式共	
				参考重量 本体: 304kg

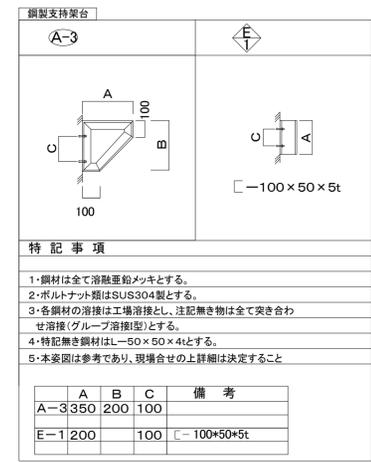
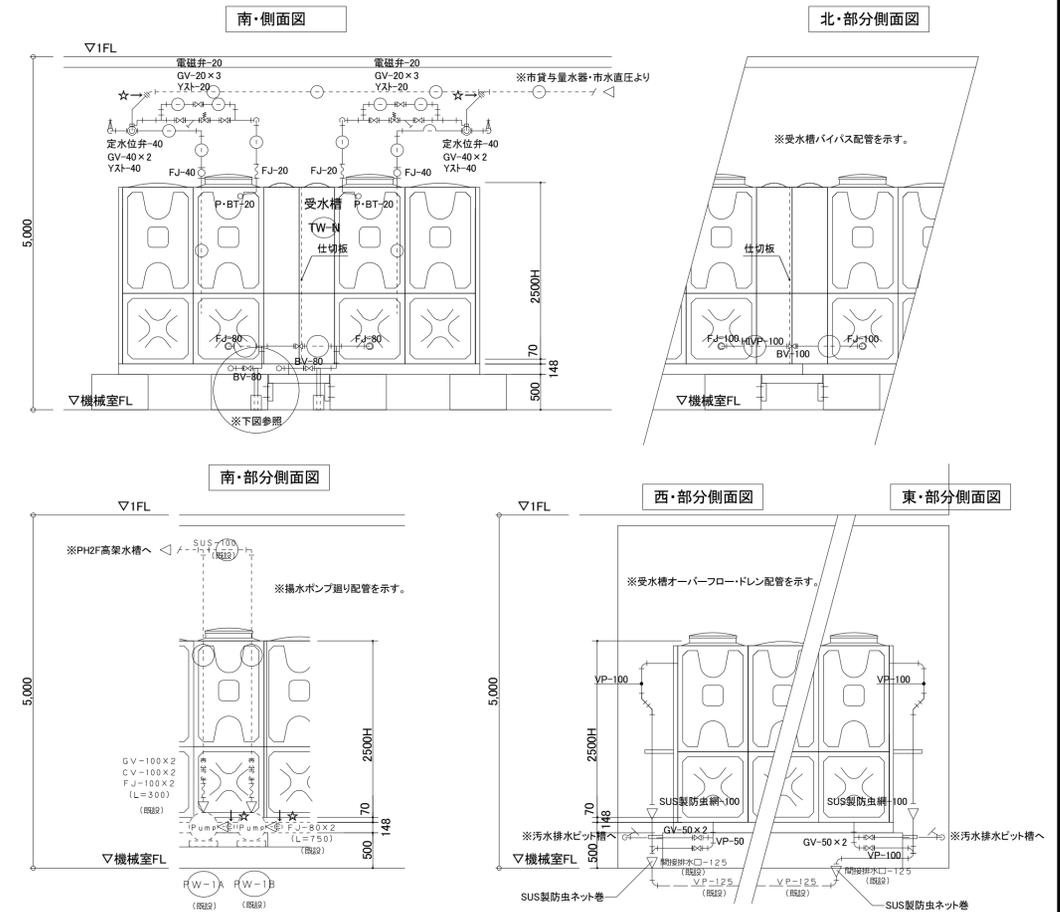
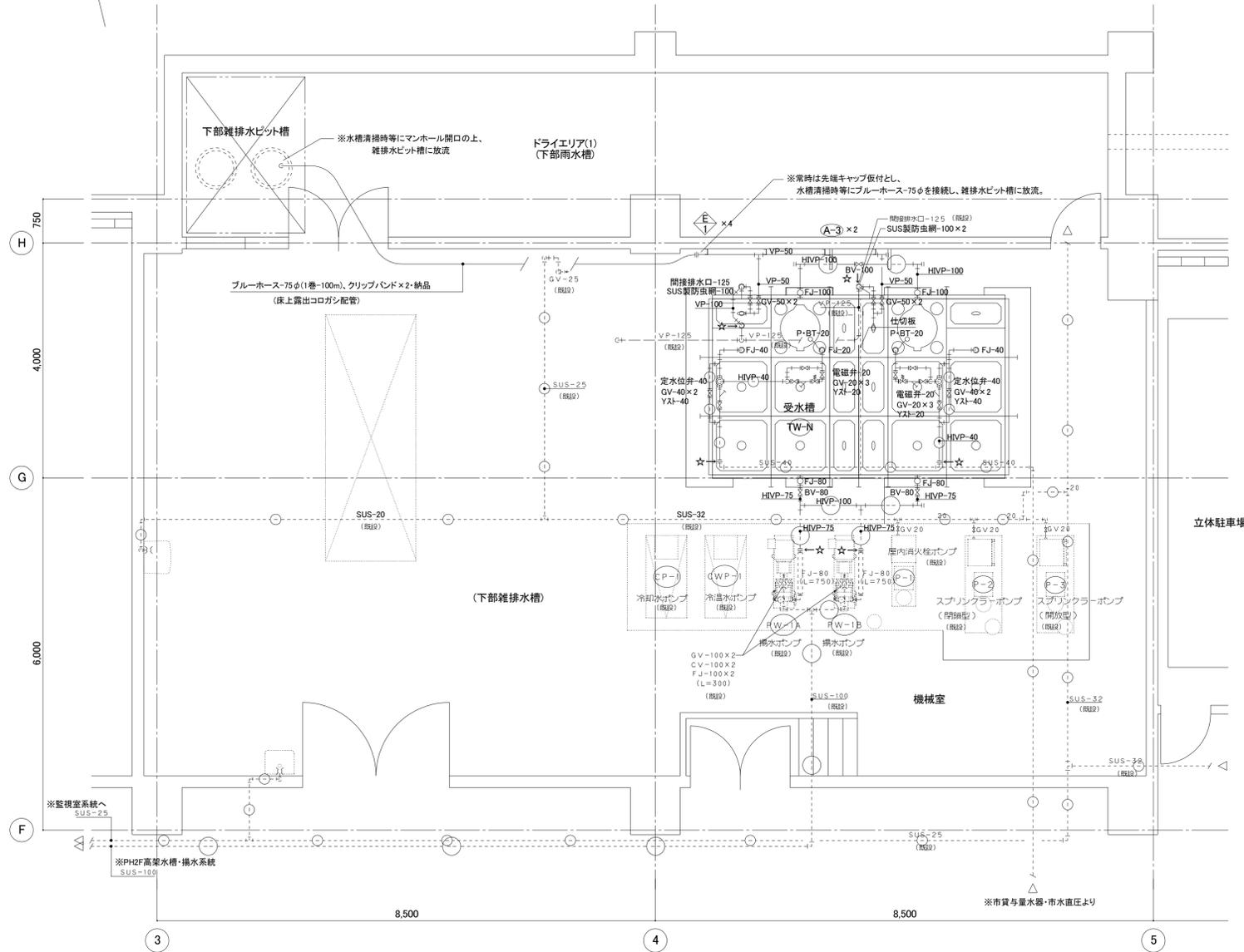
既設・現況利用 機器表

記号	機器名称	機器仕様	電圧	動力	台数	備考
PW-1A 1B	揚水ポンプ	形式	片吸込渦巻ポンプ(多段)(4極)	3φ200V	11KW	2 地階機械室
		寸法	80φ×500 I/mirK 50m			
		防振装置	スプリングゴム併用形			
		附属品	標準付属品一式			

凡例	
○	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU)
○	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) (サクション管共)
○	既設ドレン排水管 屋内一般配管: GP
X	既設消火管(X) 屋内一般配管: GP
SP	既設消火管(SP) 屋内一般配管: GP

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	配管系統図・機器表		
A 3縮尺	—	A 1縮尺	—
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/05	

原寸図



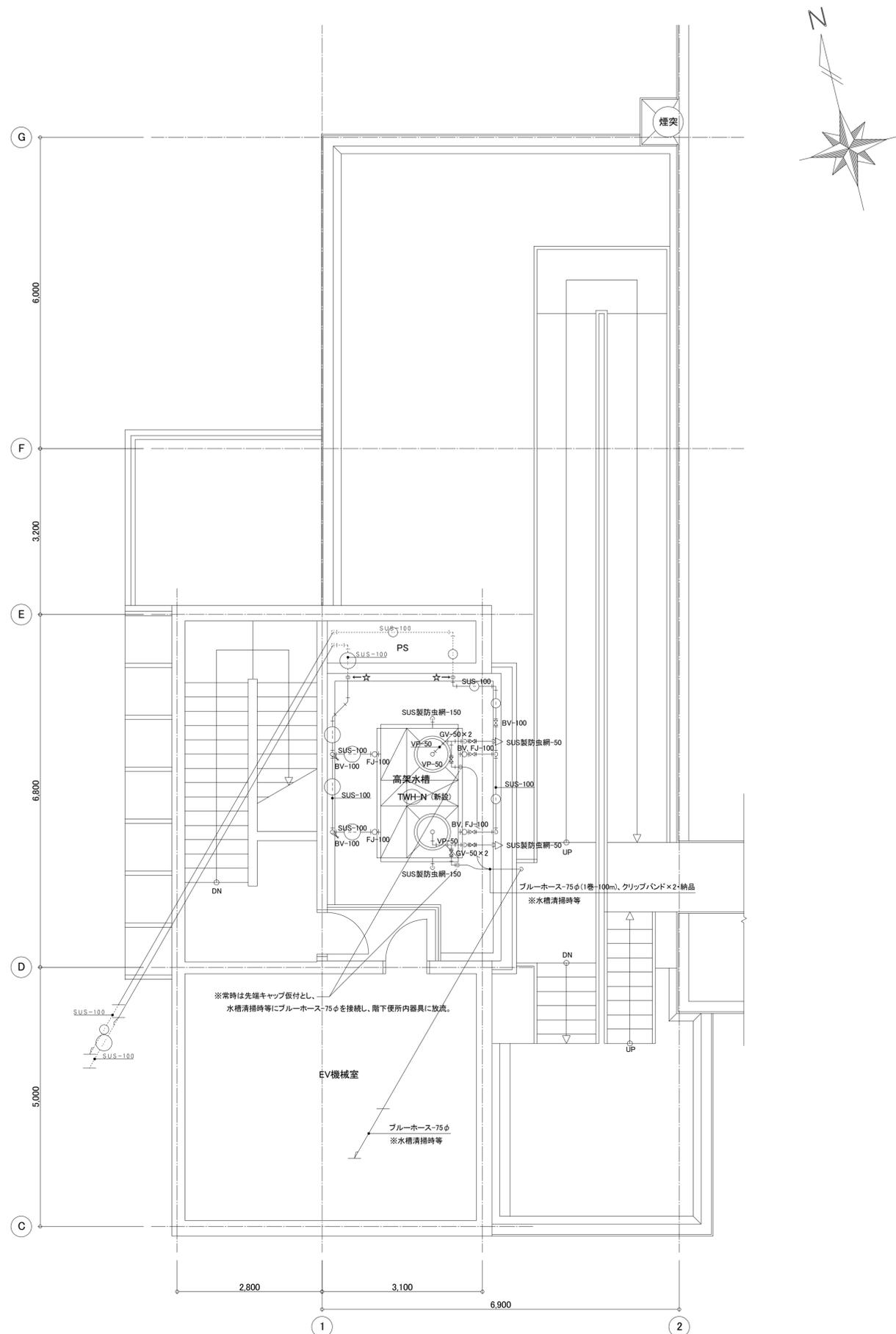
凡例	
○	新設給水管 屋内一般配管: HIVP
○	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
○	新設排水管 (付少管共) 屋内一般配管: HIVP
○	既設排水管 (付少管共) 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
○	新設排水管 屋内一般配管: VP
○	既設排水管 屋内一般配管: VP
—☆	既設配管への接続箇所を示す。

- 特記事項
1. 鋼材は全て溶融亜鉛メッキとする。
 2. ボルトナット類はSUS304製とする。
 3. 各鋼材の溶接は工場溶接とし、注記無き物は全て突き合わせ溶接(グループ溶接型)とする。
 4. 特記無き鋼材はL=50x50x4とする。
 5. 本図は参考であり、現場合せの上詳細は決定すること

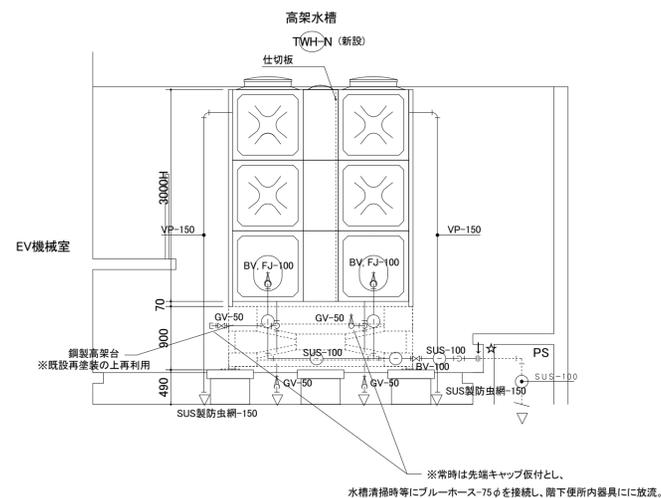
工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	地階機械室 平面・側面図 (改修)		
A 3 縮尺	1/100	A 1 縮尺	1/50
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/O 6	



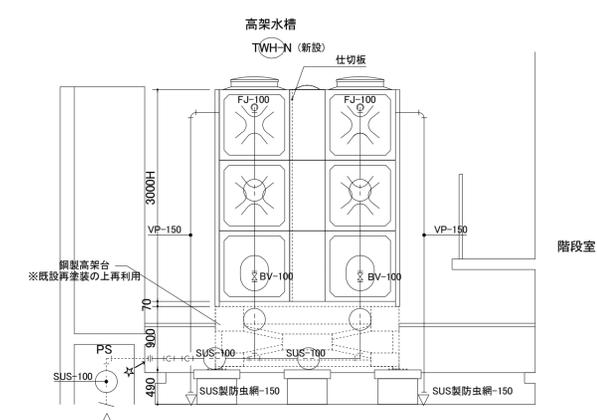
塔屋2階高架水槽置場平面図(改修) S=1/50



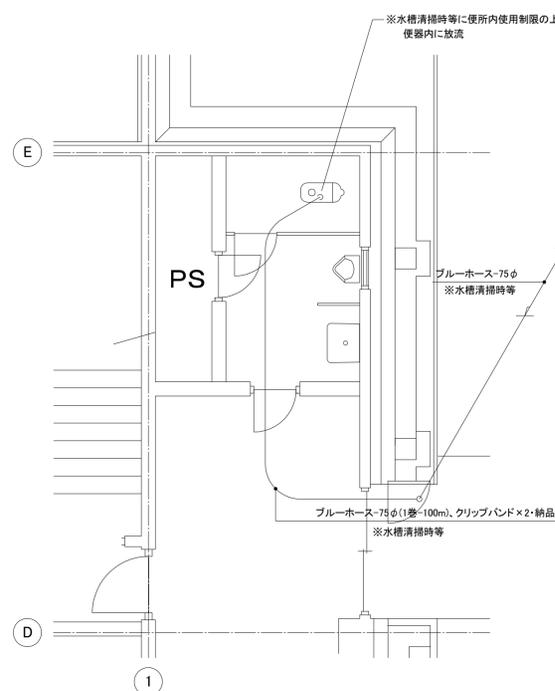
東側面図 S=1/50



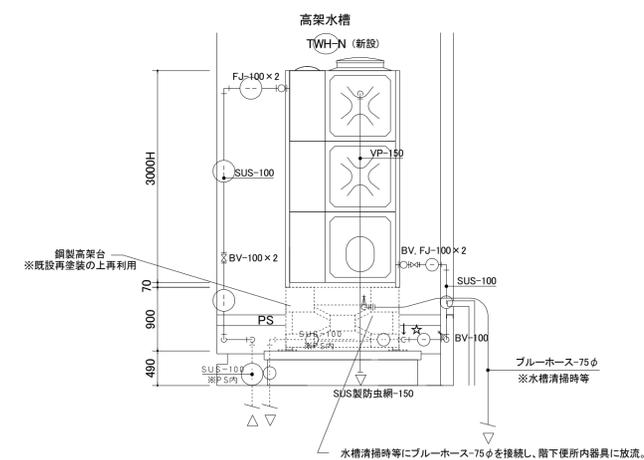
西側面図 S=1/50



塔屋1階部分平面図 S=1/50



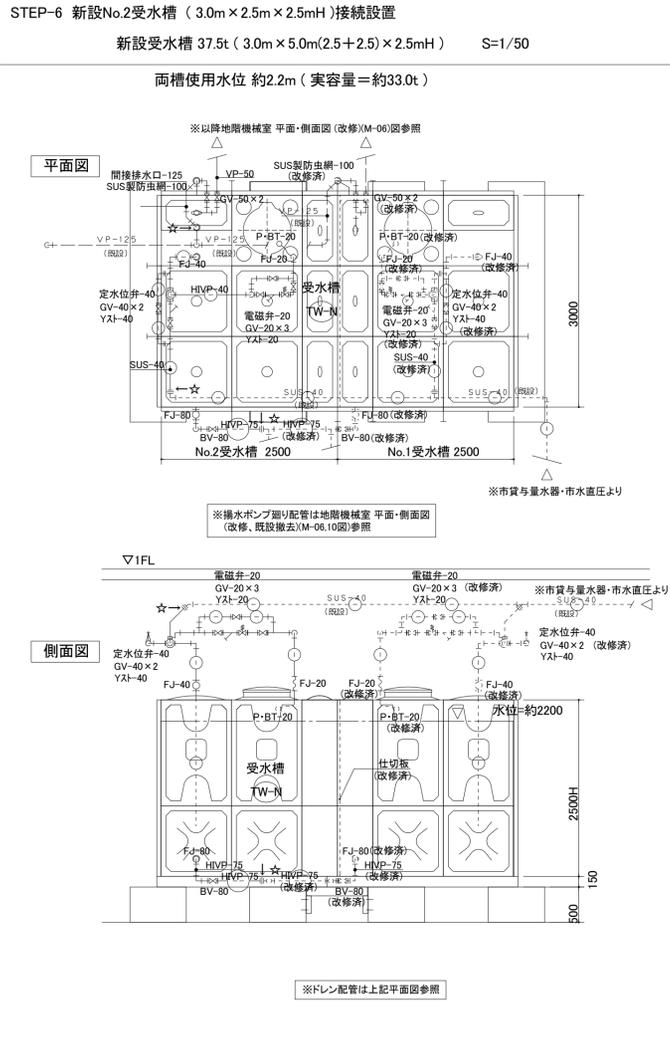
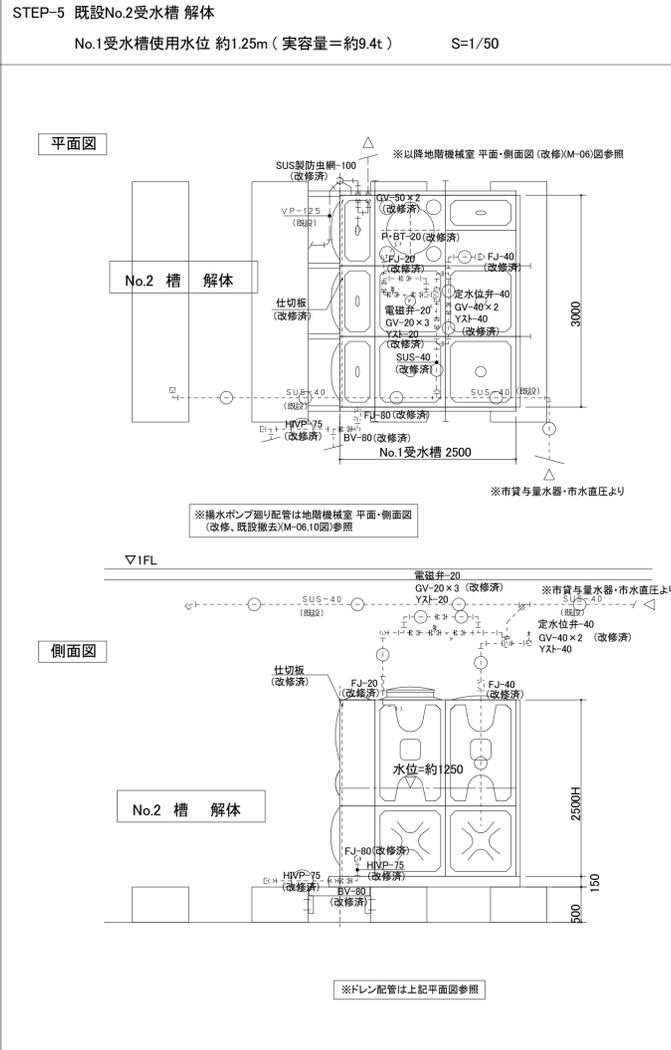
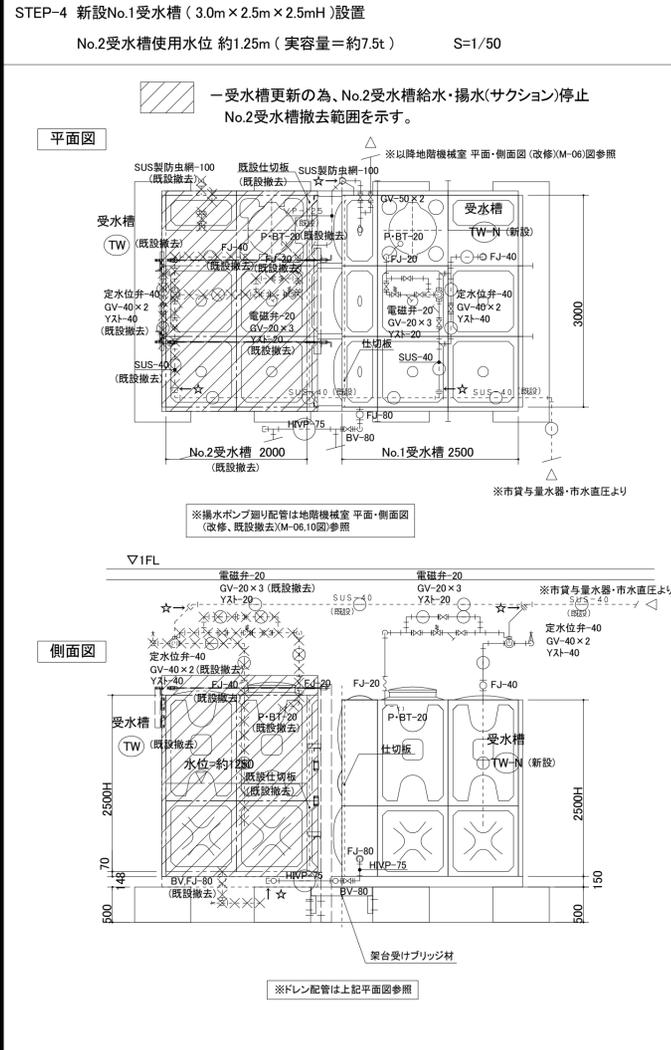
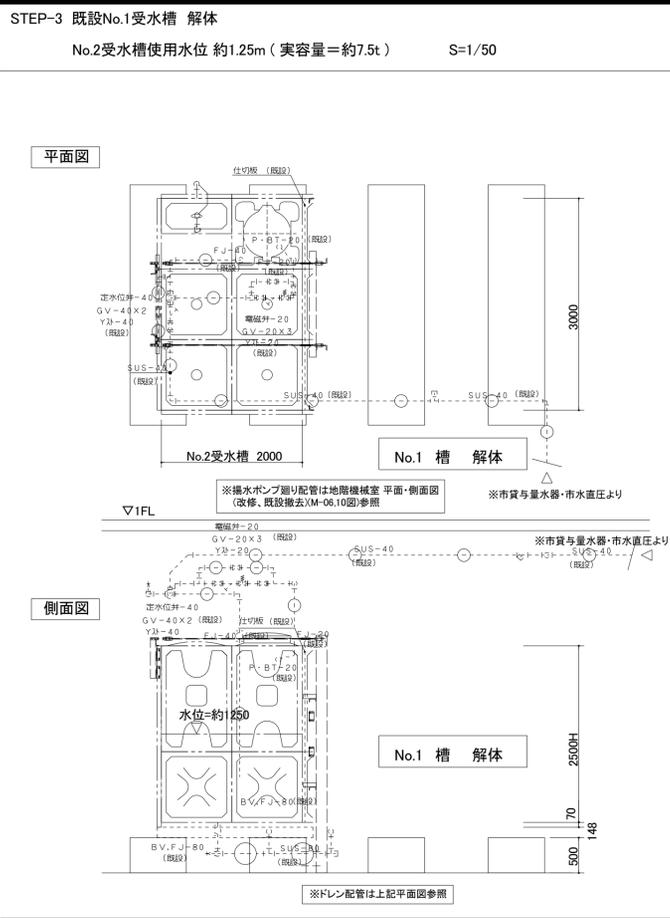
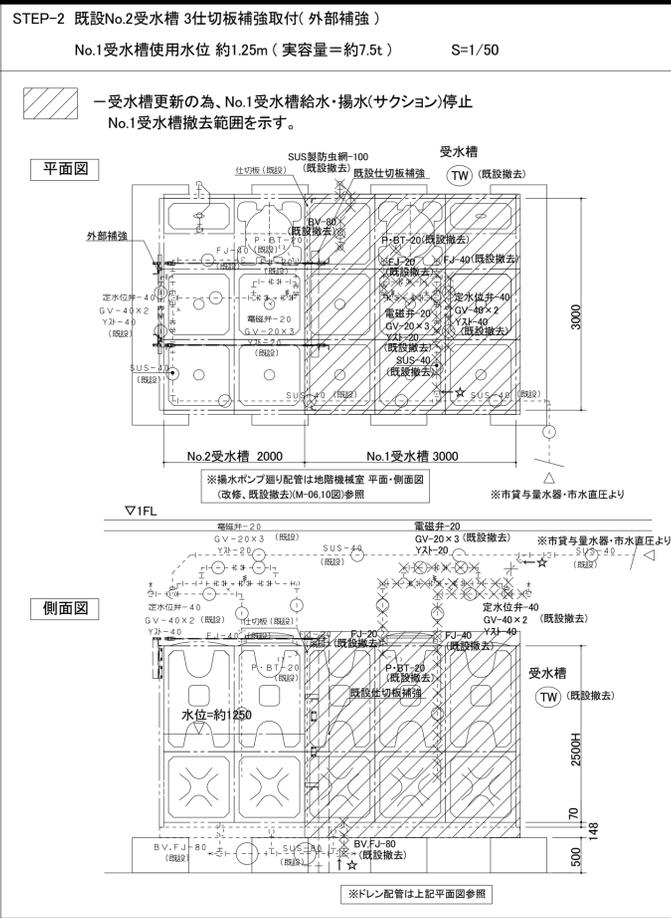
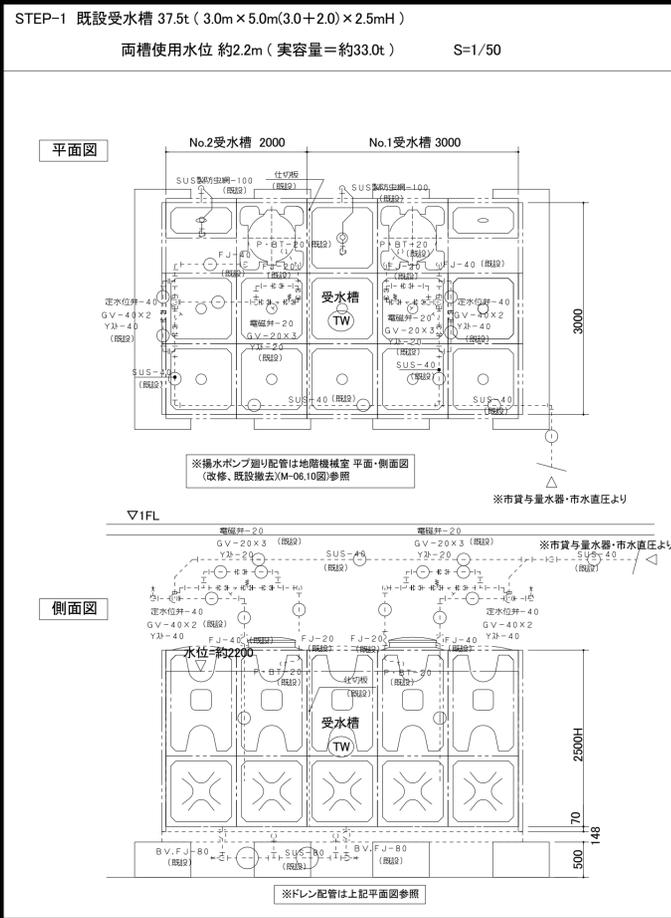
南側面図 S=1/50



凡例	
	新設給水管 屋内一般配管:HVP
	既設給水管 屋内一般配管:SUS 現況・利用
	新設排水管 屋内一般配管:HVP
	既設排水管 屋内一般配管:SUS 現況・利用
	新設排水管 屋内一般配管:VP
	既設排水管 屋内一般配管:VP
	既設配管への接続箇所を示す。

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	塔屋2階高架水槽置場平面・側面図(改修)		
A3縮尺	1/100	A1縮尺	1/50
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/O7	





凡例

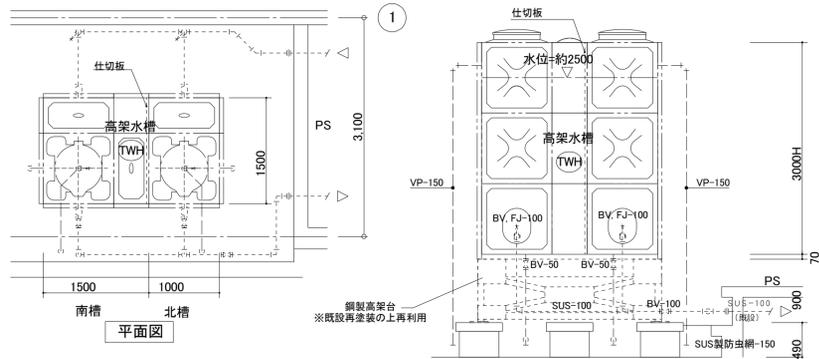
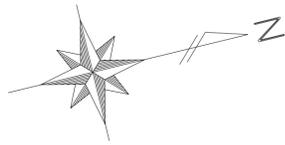
	新設給水管	屋内一般配管: HVP
	既設給水管	屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設給水管	屋内一般配管: SUS(SU) 既設・撤去
	新設排水管	屋内一般配管: HVP
	既設排水管	屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設排水管	屋内一般配管: SUS(SU) 既設・撤去
	新設排水管	屋内一般配管: VP
	既設排水管	屋内一般配管: VP
	既設排水管	屋内一般配管: VP 既設・撤去
	一☆	既設配管の切断箇所を示す。 既設配管への接続箇所を示す。

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	地階機械室 受水槽 片槽毎更新フロ一図		
A 3 縮尺	1/100	A 1 縮尺	1/50
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/O 8	



STEP-1 既設高架水槽 13.5t 1.5m×3.0m(1.5+1)×3.0mH

南槽使用水位 約2.5m (実容量=約11.3t) S=1/50

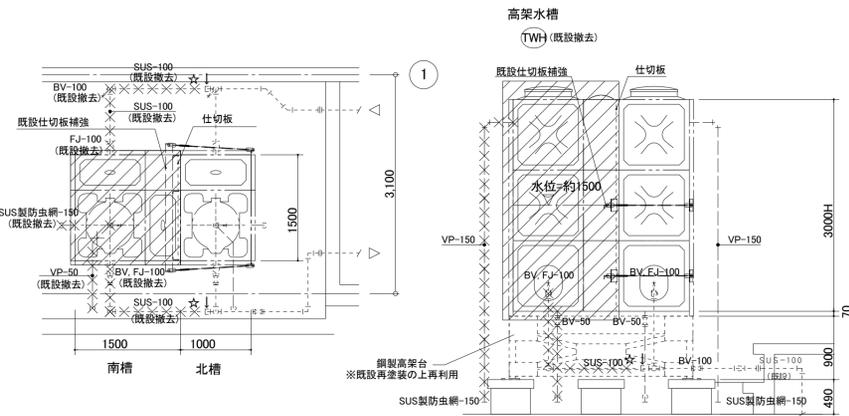


側面図

STEP-2 既設北槽 仕切板補強取付(外部補強)

北槽使用水位 約1.5m (実容量=約2.3t) S=1/50

— 高架水槽更新の為、給水(タンク下り)・揚水停止
受水槽撤去範囲を示す。

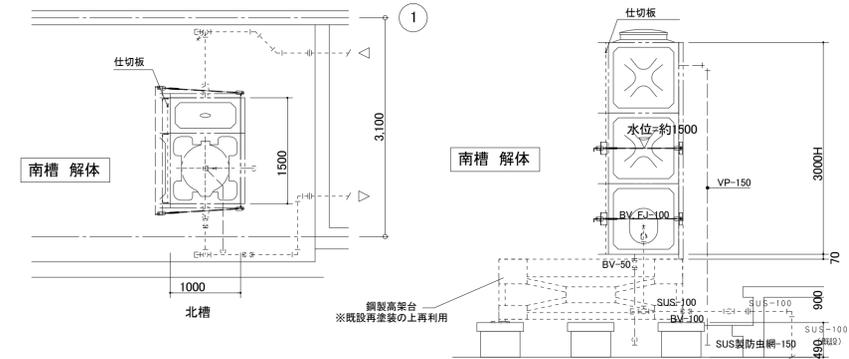


平面図

側面図

STEP-3 既設南槽 解体

北槽使用水位 約1.5m (実容量=約2.3t) S=1/50



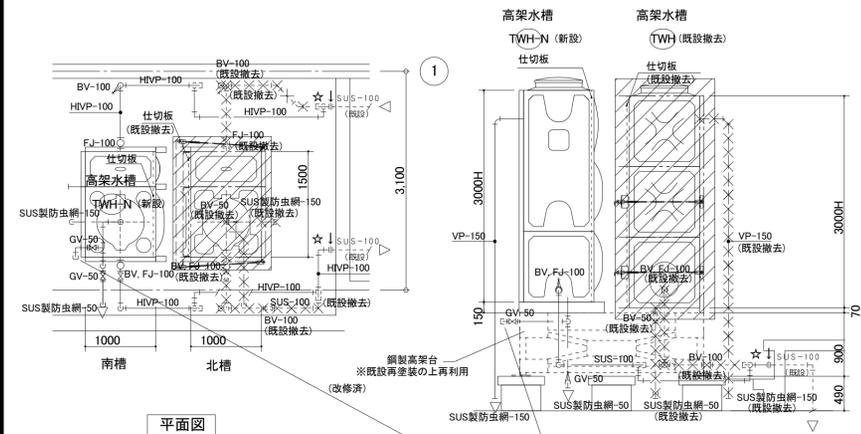
平面図

側面図

STEP-4 新設南槽 1.5m×1.0m×3.0mH設置

北槽使用水位 約1.5m (実容量=約2.3t) S=1/50

— 高架水槽更新の為、給水(タンク下り)・揚水停止
受水槽撤去範囲を示す。



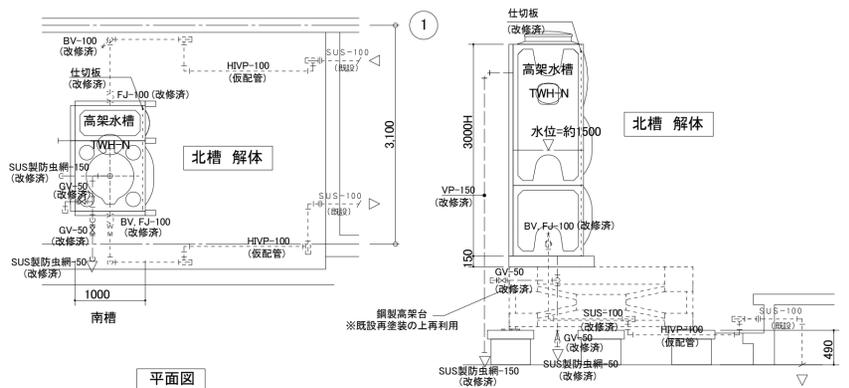
平面図

側面図

※常時は先端キャップ仮付とし、
水槽清掃時にブルーホース-75φを接続し、階下便所内器具に放流。

STEP-5 既設北槽 解体

南槽使用水位 約1.5m (実容量=約2.3t) S=1/50



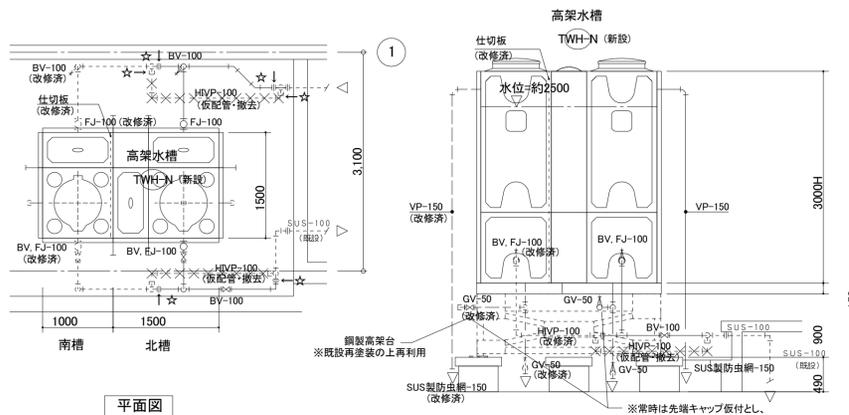
平面図

側面図

STEP-6 新設北槽 (1.5m×1.5m×3.0mH)接続設置

新設高架水槽 13.5t (1.5m×3.0m(1+1.5)×3.0mH)に更新 S=1/50

両槽使用水位 約2.5m (実容量=約11.3t)



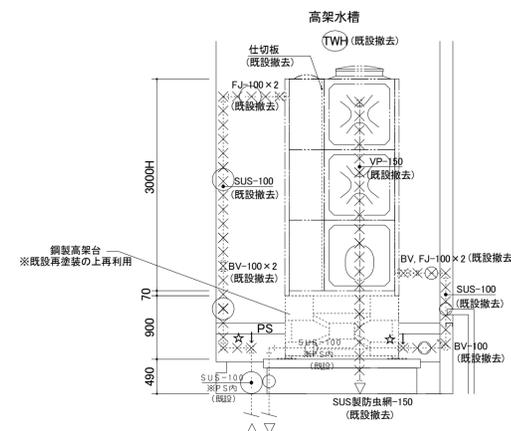
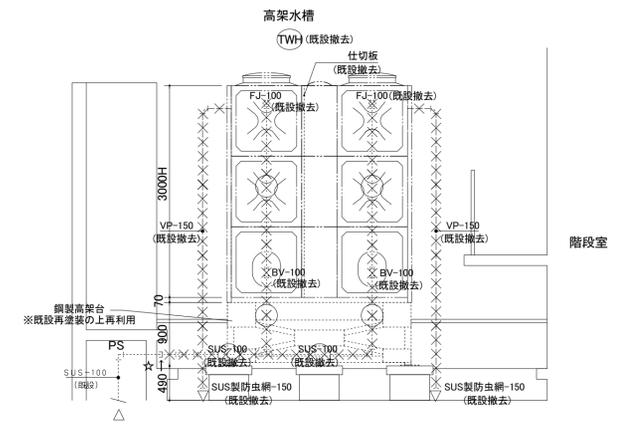
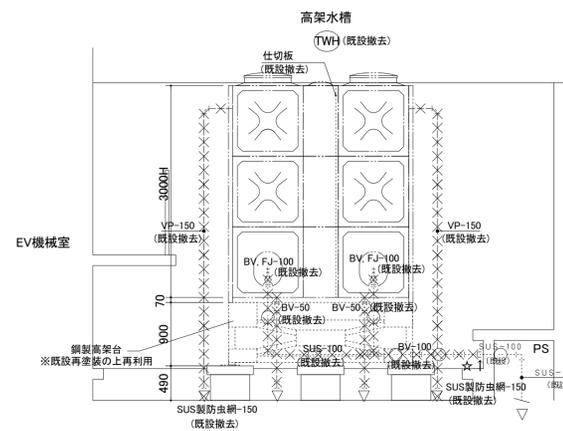
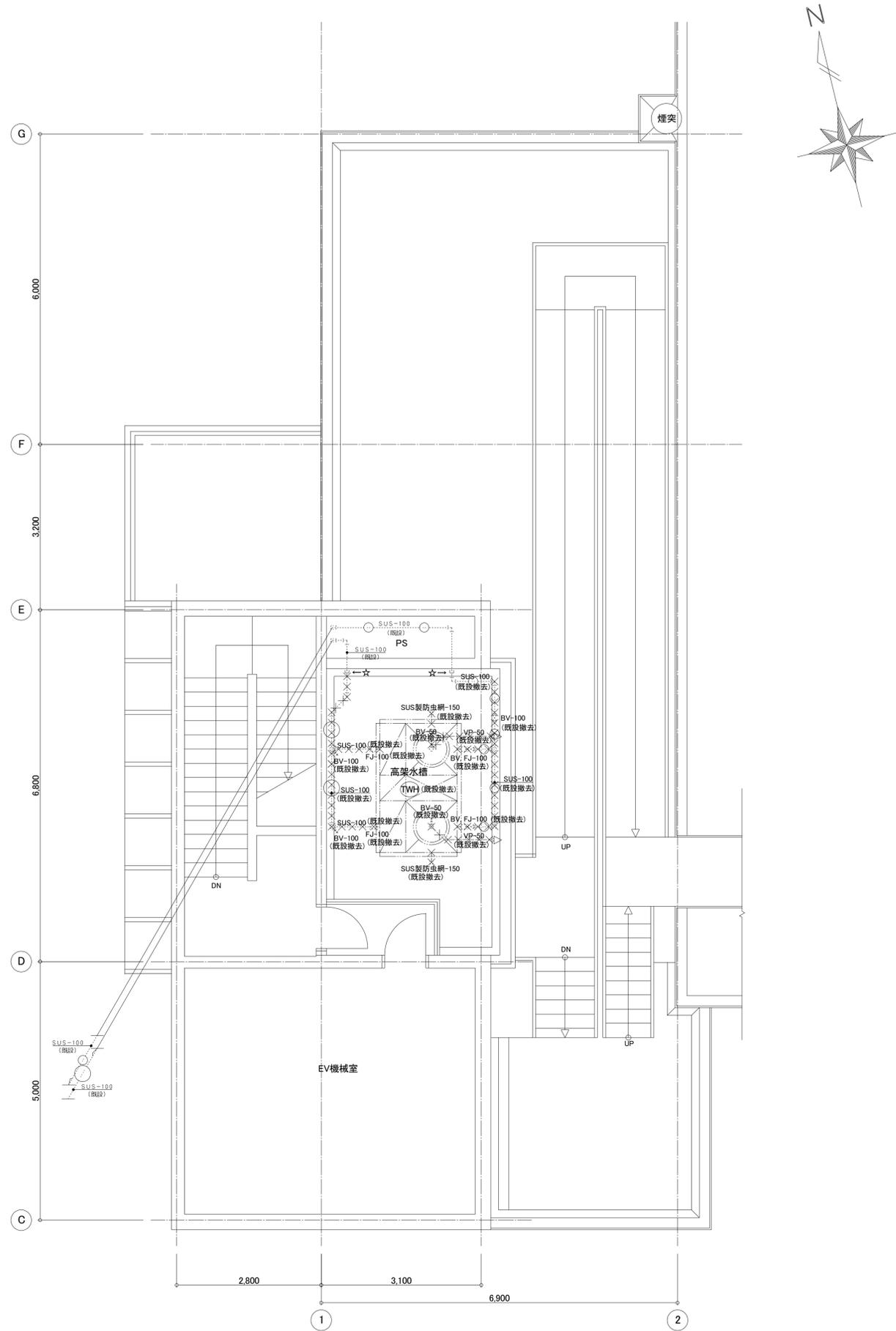
平面図

側面図

凡例	
○	新設給水管 屋内一般配管: HVP
○	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
×××××	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 既設・撤去
○	新設排水管 (サタン管共)
○	既設排水管 屋内一般配管: HVP
○	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (サタン管共)
○	新設排水管 屋内一般配管: VP
○	既設排水管 屋内一般配管: VP
×××××	既設排水管 屋内一般配管: VP 既設・撤去
☆	既設配管の切筋箇所を示す。 既設配管への接続箇所を示す。

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	塔屋2階 高架水槽 片槽毎更新フロア図		
A3縮尺	1/100	A1縮尺	1/50
社会福祉法人	堺市社会福祉協議会	図面番号	M/O9

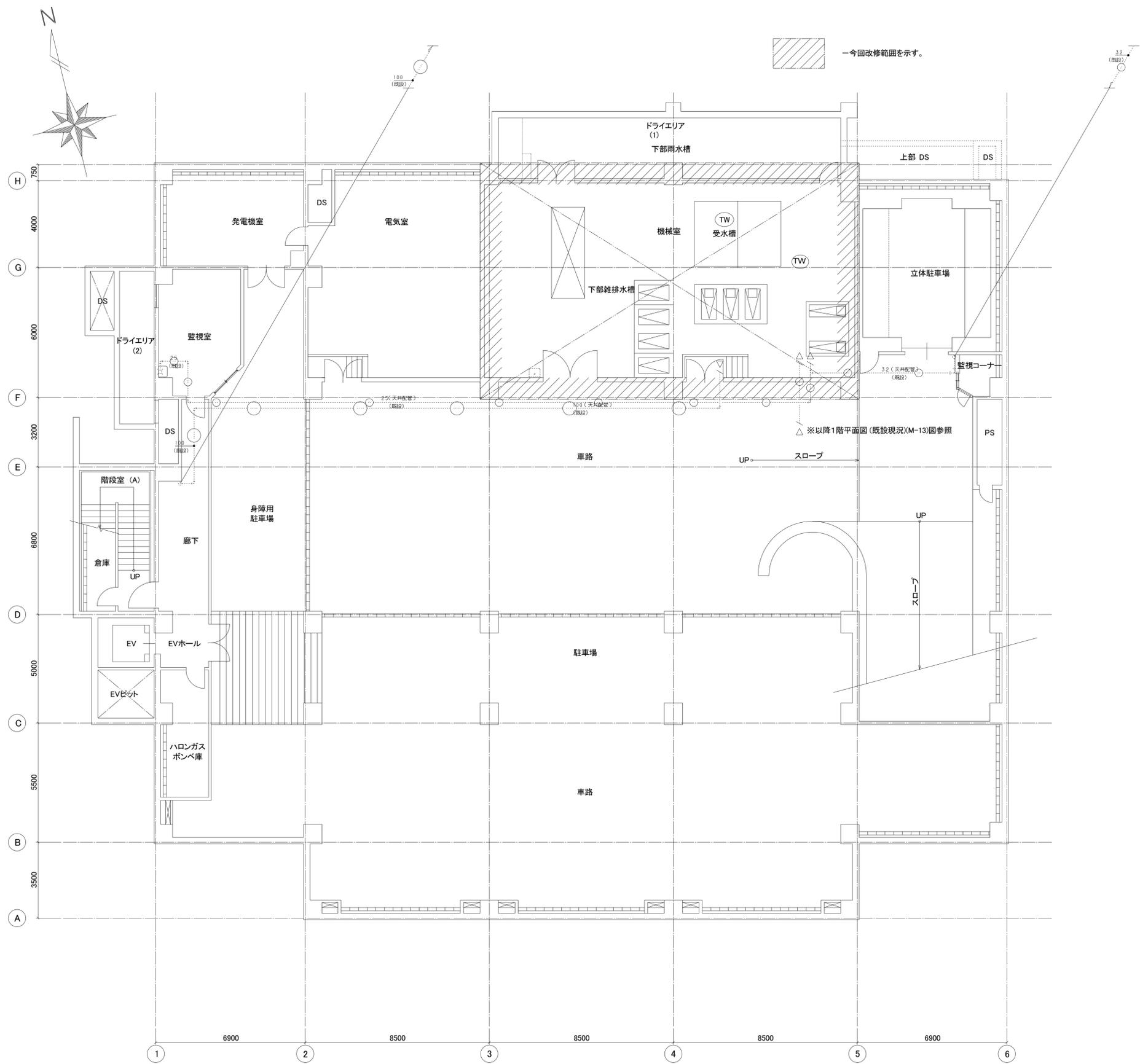
原寸図 0 2.5 5 7.5 10



凡例			
○	既設給水管	屋内一般配管: SUS	現況・利用
×	既設給水管	屋内一般配管: SUS	既設・撤去
○	既設排水管	屋内一般配管: SUS	現況・利用
×	既設排水管	屋内一般配管: SUS	既設・撤去
○	既設排水管	屋内一般配管: VP	現況・利用
×	既設排水管	屋内一般配管: VP	既設・撤去
☆	既設配管の切断箇所を示す。		

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	塔屋2階高架水槽置場平面・側面図(既設撤去)		
A3縮尺	1/100	A1縮尺	1/50
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/11	





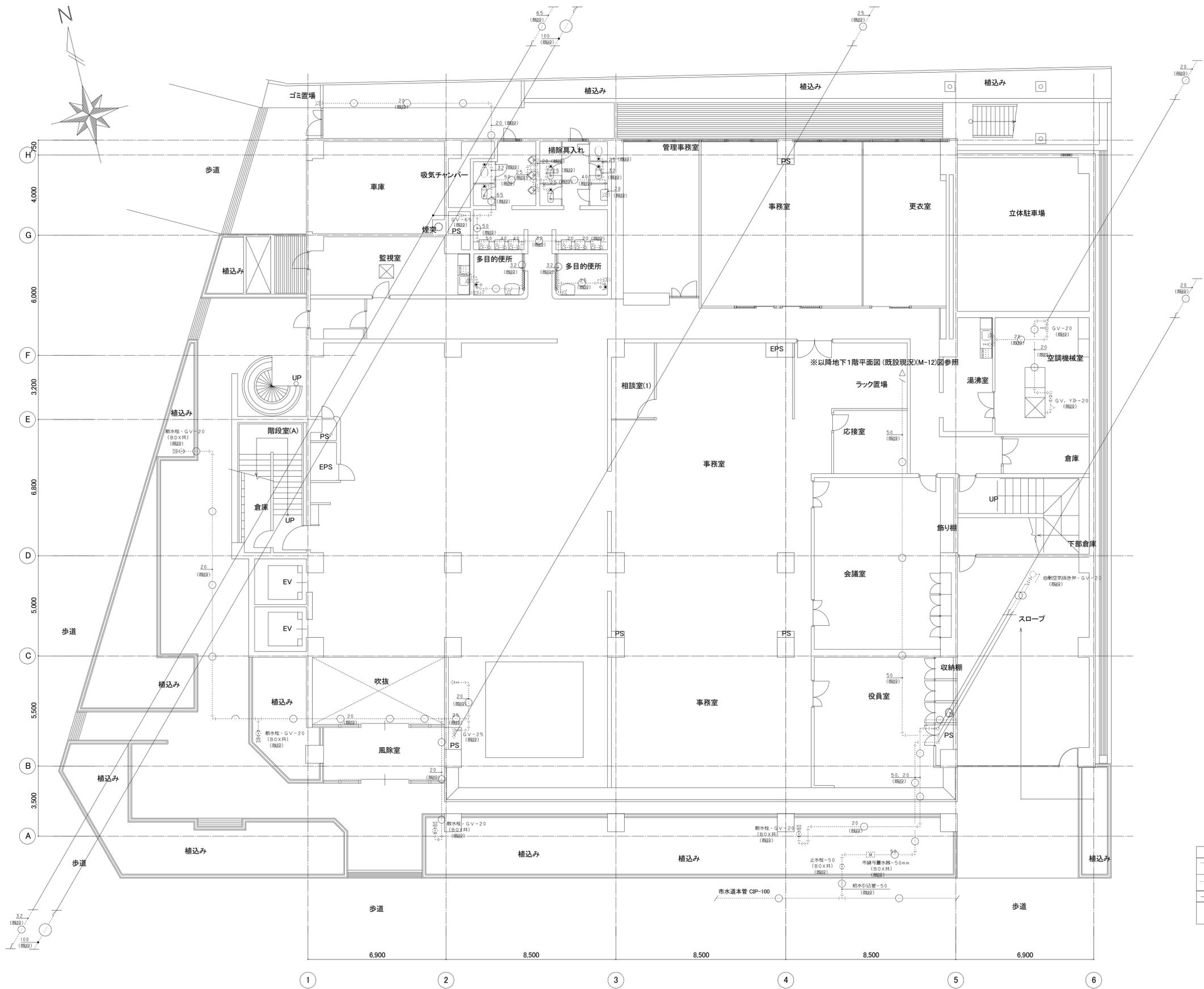
一回改修範囲を示す。

凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS/SU 現況・利用
	既設排水管 屋内一般配管: SUS/SU 現況・利用 (ヤカン・器具)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

地下1階平面図(既設現況) S=1/100

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	地下1階平面図(既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/12	



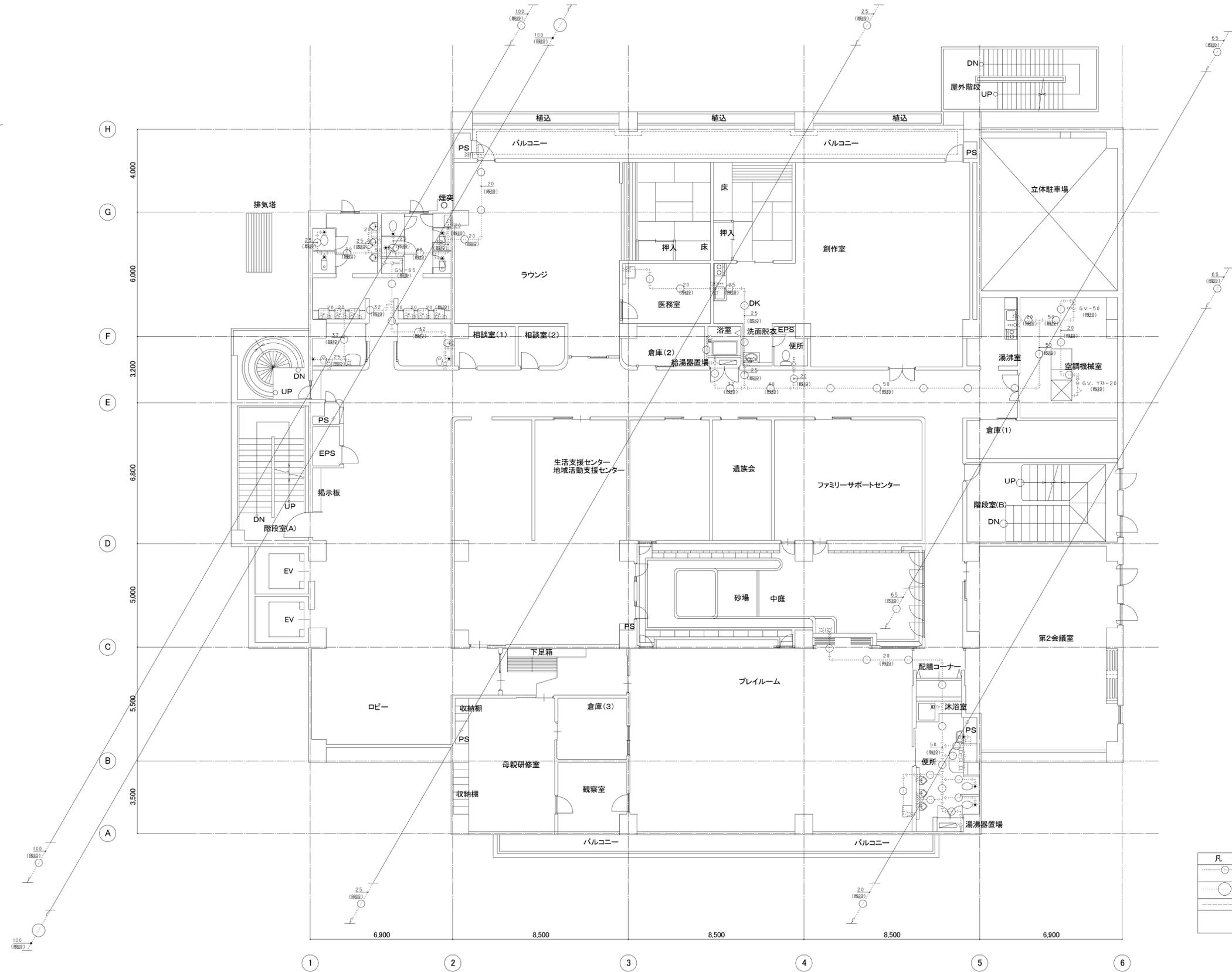


1階平面図(既設現況) S=1/100

凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (付カシ管共)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	1階平面図(既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/13	



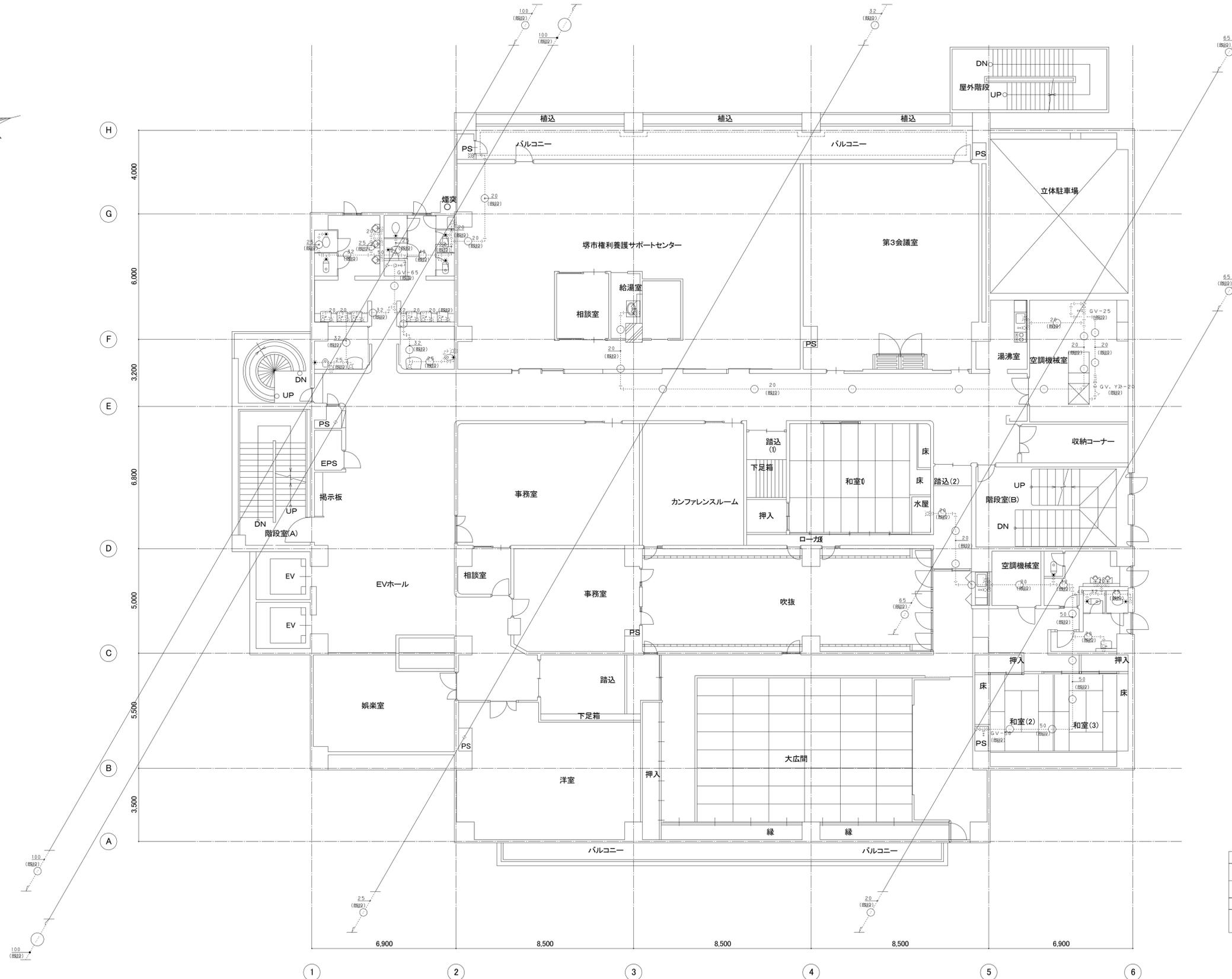


3階平面図 1/100

凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (共用)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	3階平面図 (既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/15	



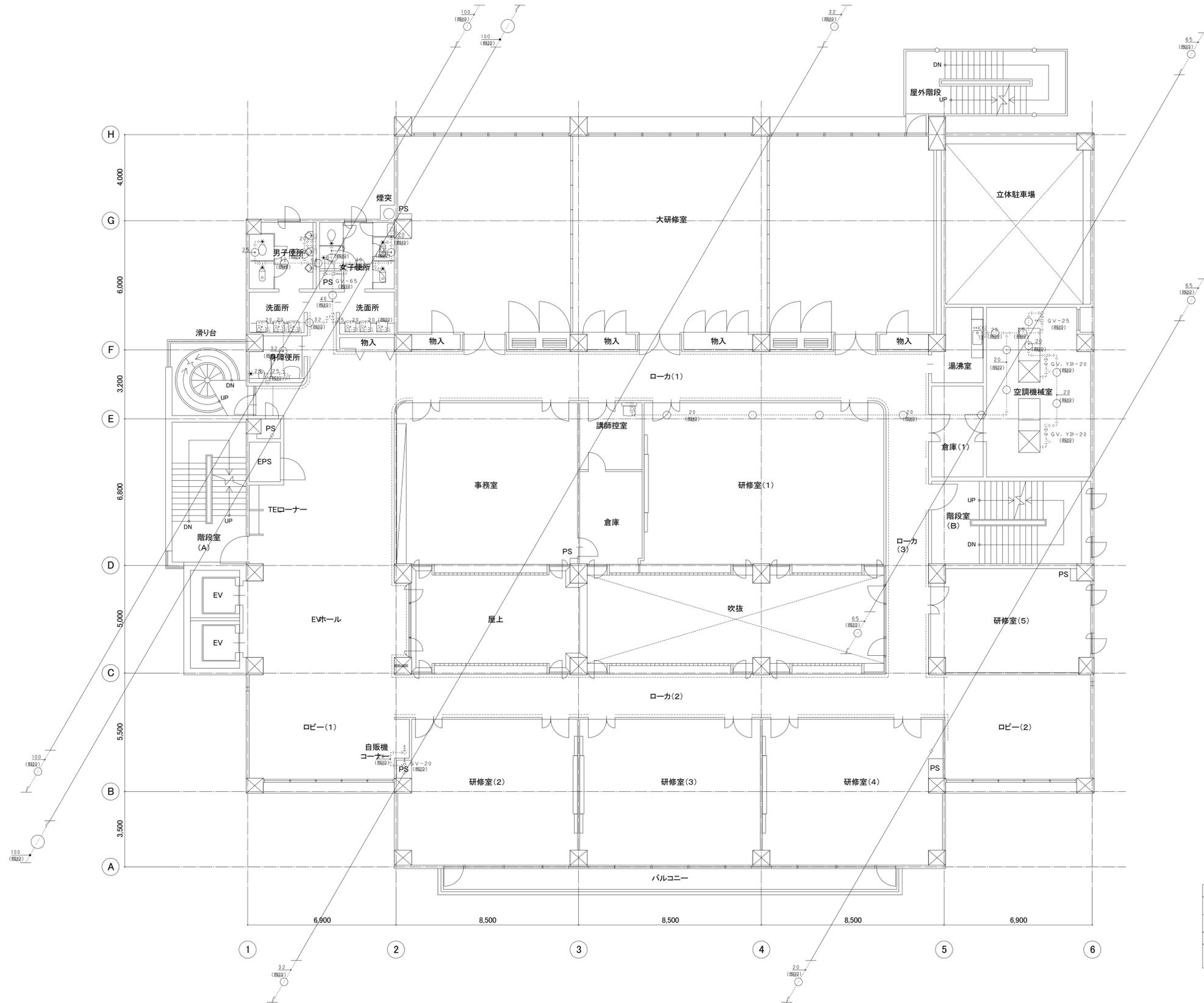


4階平面図 1/100

凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (共用)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	4階平面図 (既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/16	



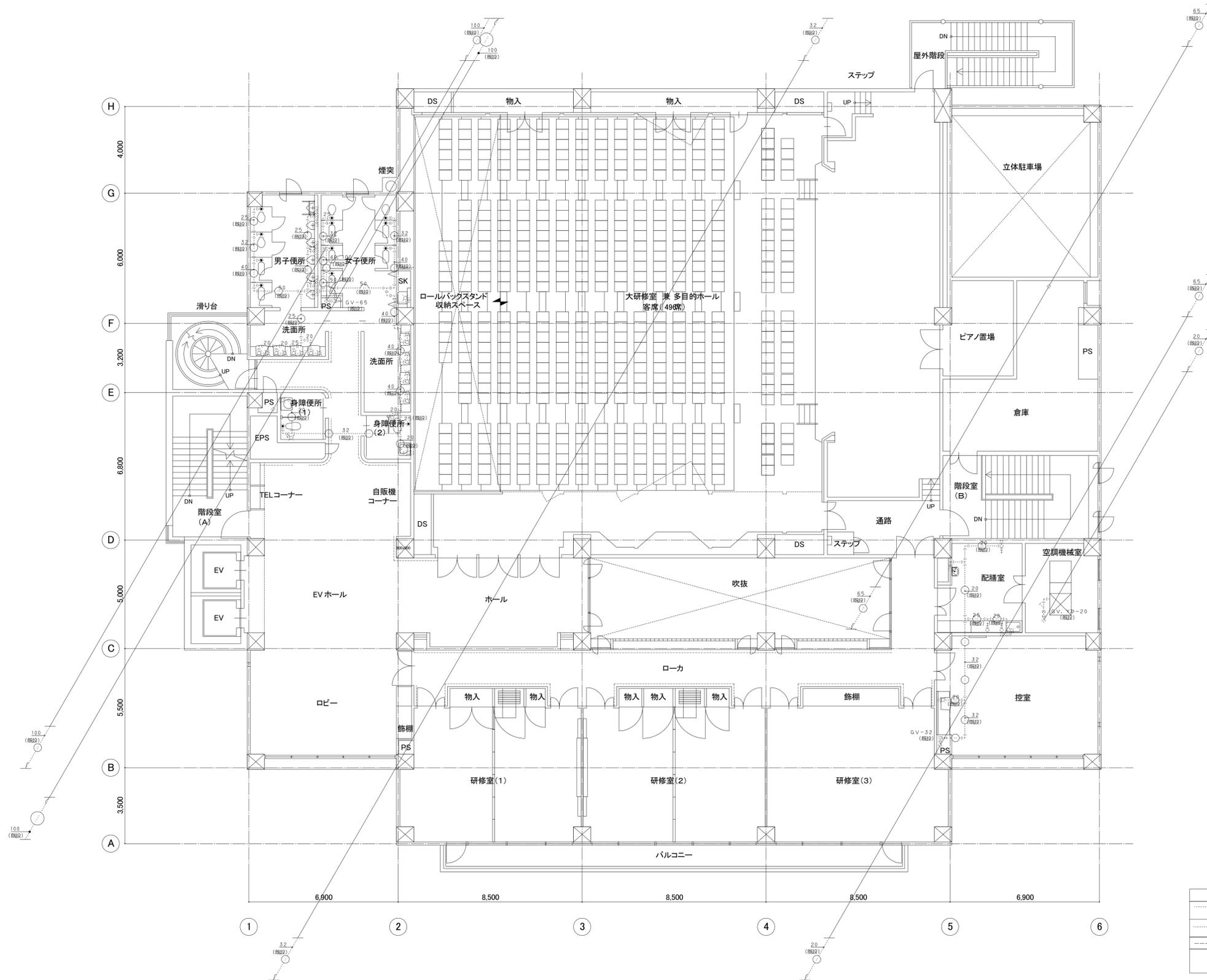


凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (排水管共)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

5階平面図 1/100

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	5階平面図 (既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M / 17	



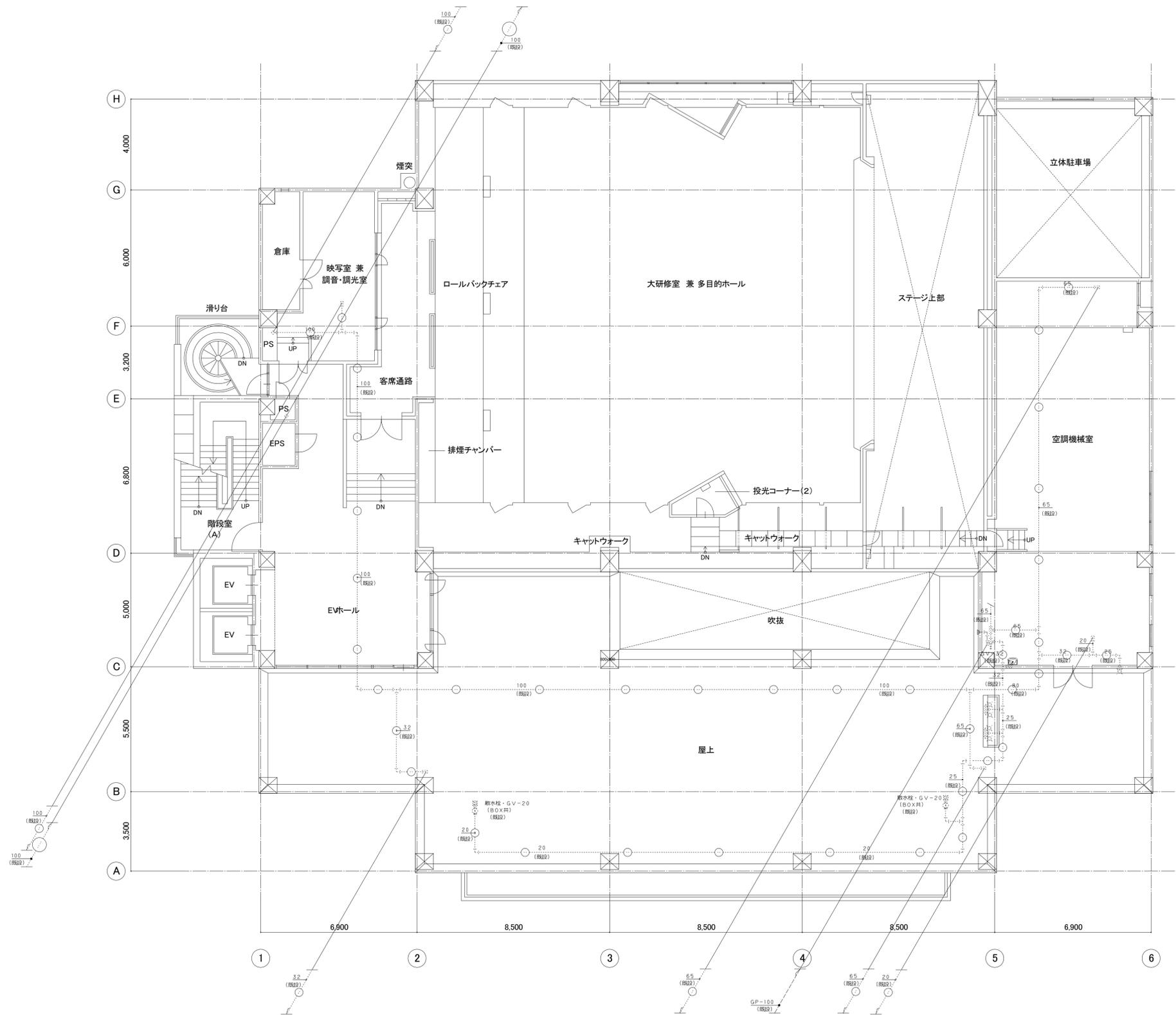


6階平面図 1/100

凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (付分2管共)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	6階平面図 (既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/18	





7階平面図(既設現況) S=1/100

凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設排水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (共用)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

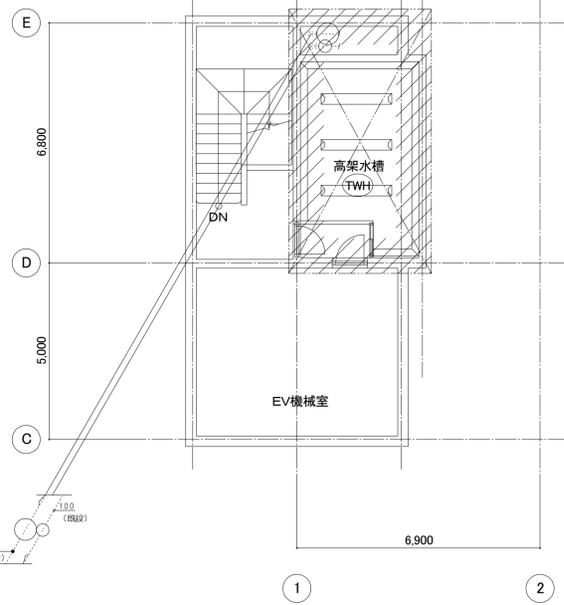
工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	7階平面図(既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/19	





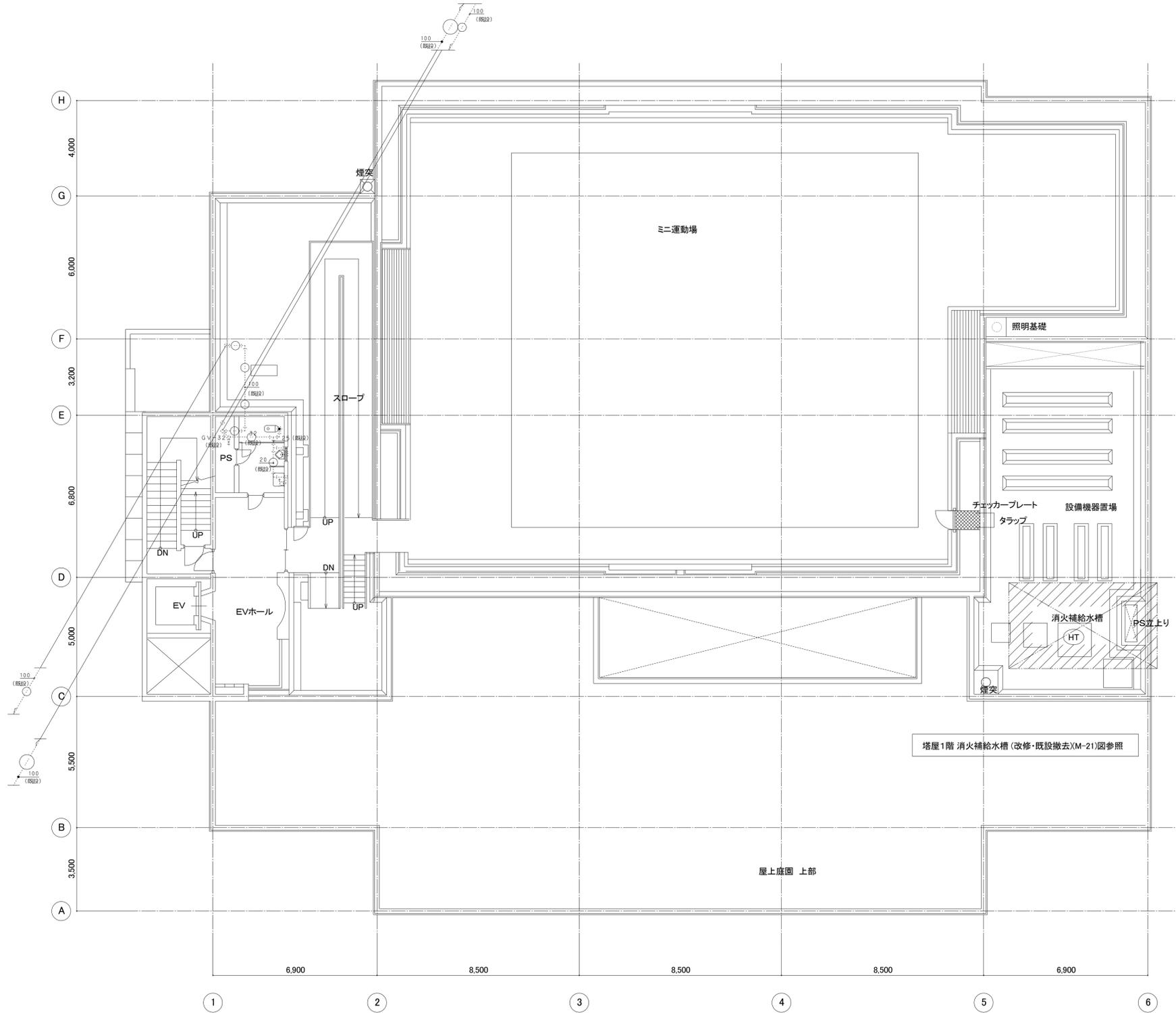
一回改修範囲を示す。

塔屋2階高架水槽置場平面・側面図(改修)(M-07)図参照



塔屋2階平面図 1/100

凡例	
	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
	既設消火給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用 (サシ/管共)
	既設排水管 屋内一般配管: VP

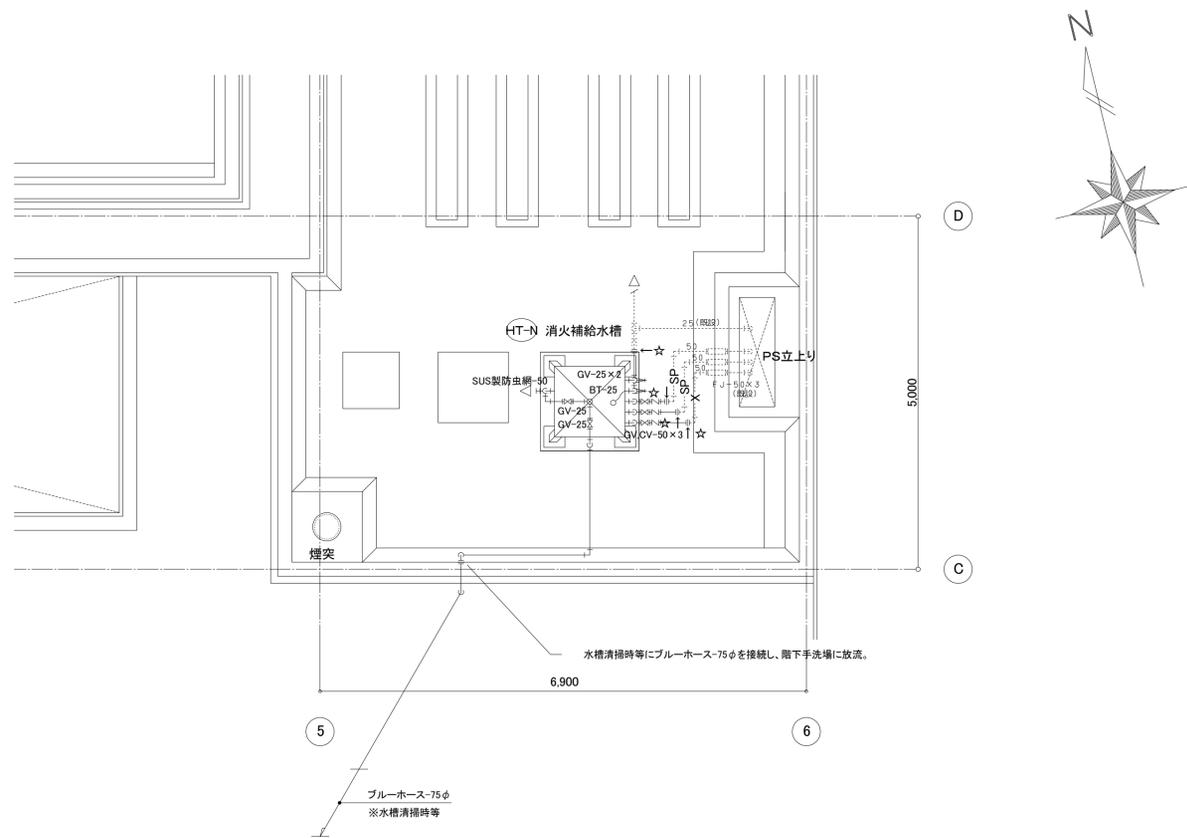


塔屋1階平面図 1/100

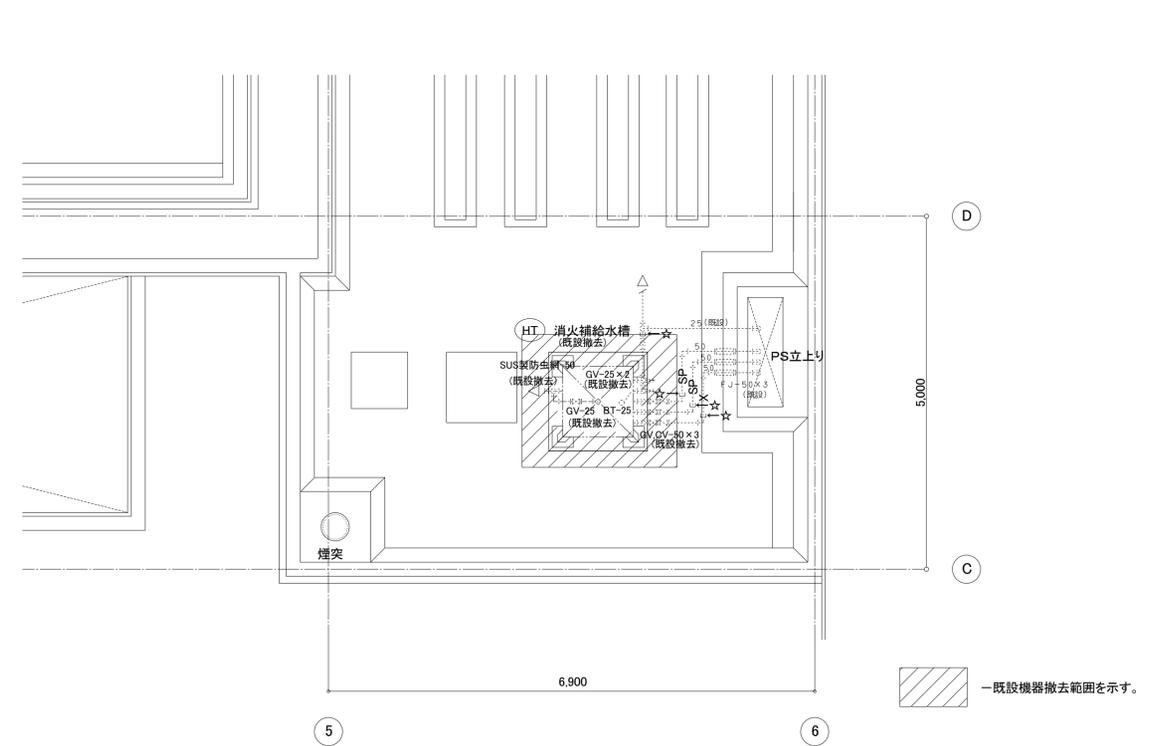
工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	R・R 2階平面図(既設現況)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/20	



塔屋1階 消火補給水槽 部分平面図 (改修) S=1/50

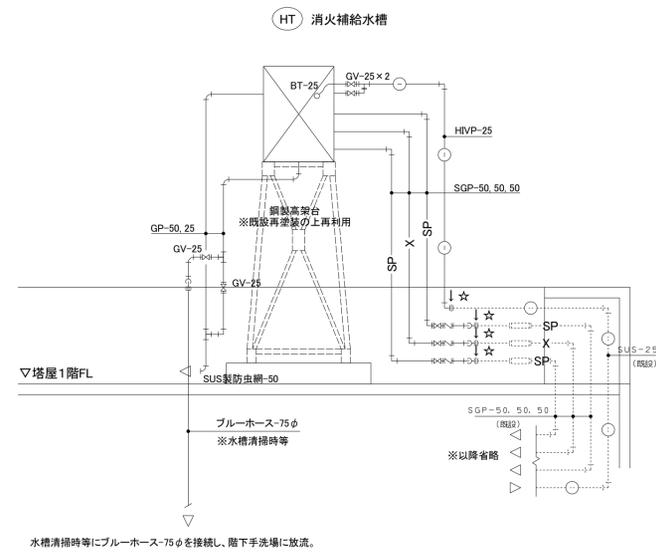


塔屋1階 消火補給水槽 部分平面図 (既設撤去) S=1/50

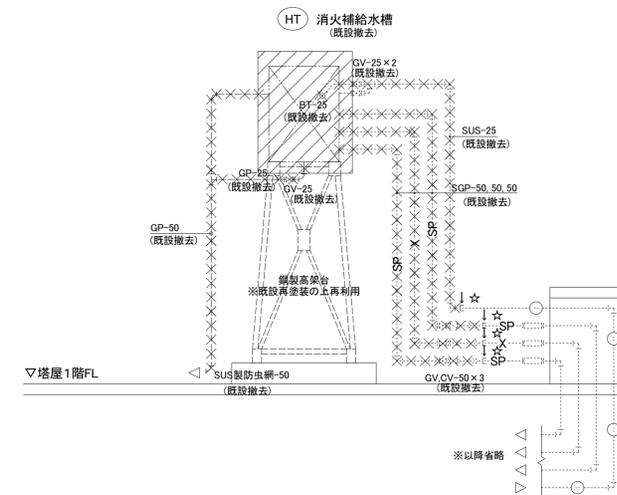


塔屋1階 消火補給水槽 部分側面図 (改修) S=1/50

側面図 S=1/50



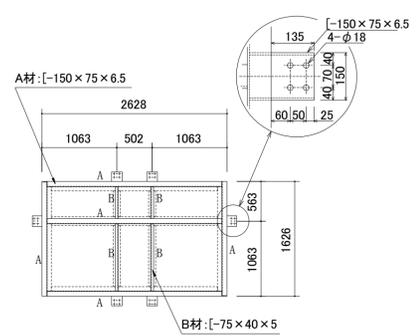
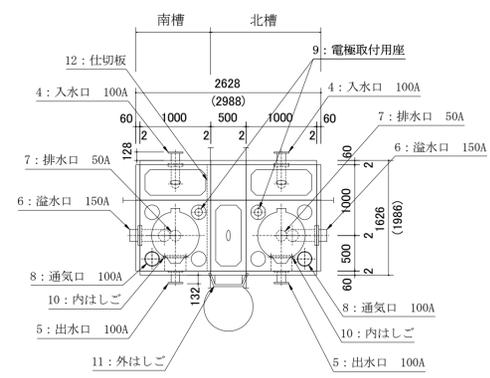
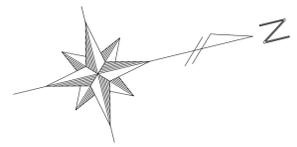
塔屋1階 消火補給水槽 部分側面図 (既設撤去) S=1/50



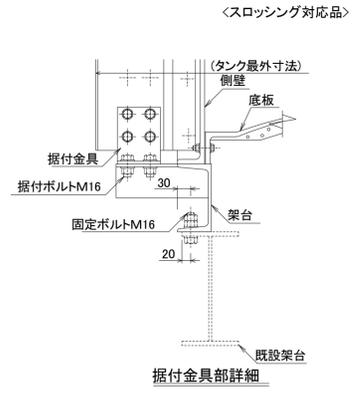
凡例	
—○—	新設給水管 屋内一般配管: HVP
—○—	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 現況・利用
×××××	既設給水管 屋内一般配管: SUS(SU) 既設・撤去
—△—	新設ドレン排水管 屋内一般配管: VP
×××××	既設ドレン排水管 屋内一般配管: GP 既設・撤去
—☆—	既設配管の切断か所を示す。 既設配管への接続か所を示す。

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	塔屋1階 消火補給水槽 (改修・既設撤去)		
A 3縮尺	1/200	A 1縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/21	

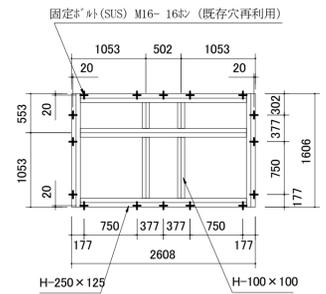
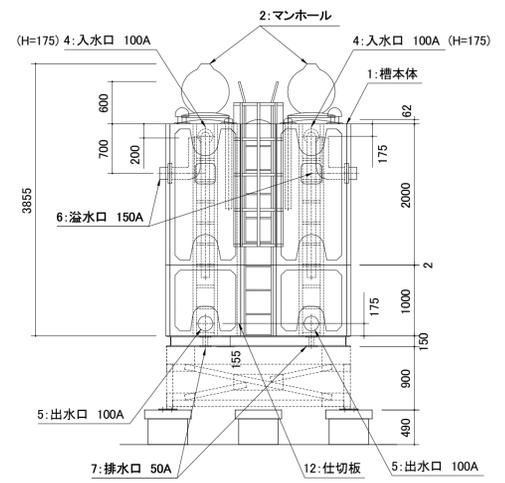




架台図
(溶融亜鉛めっき)



<スロッシング対応品>



既設架台図
(固定ボルト位置図)

注記

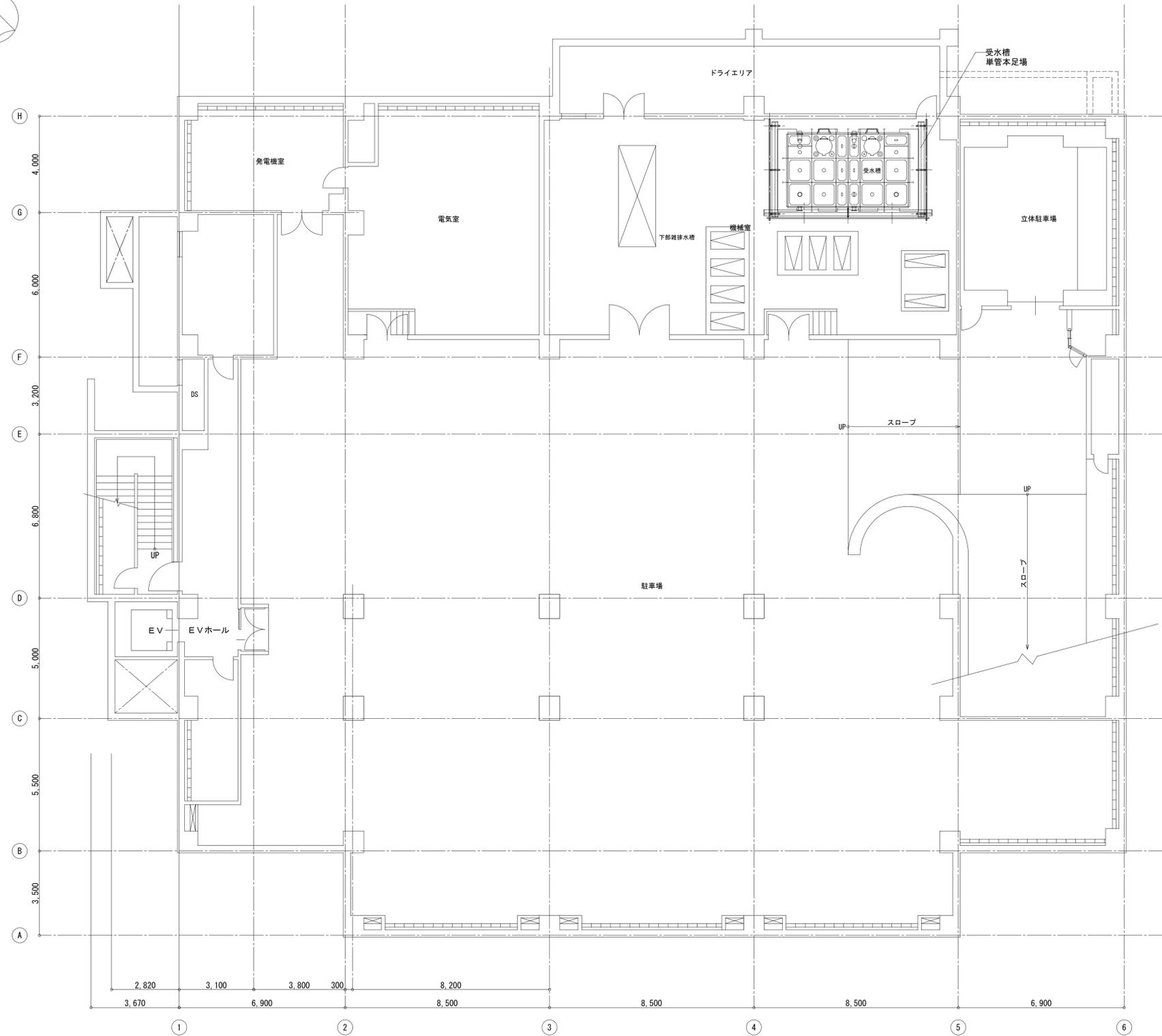
1. タンク外観色は、アイボリー。(マンセル2.5Y9/2)
2. パネル締結用ボルトはSUS-304品。
(気相部は樹脂ライニングボルト・ナット品。)
3. 水槽質量は、1365kg。
4. () 内寸法はタンク最外寸法を示す。
5. 側壁、底板部の平均保温厚は25mm。
6. 天井も、複合板構造。
7. 「公共建築工事標準仕様書」に準じる。

No.	名称	材質	数量	寸法	備考
1	槽本体	FRP	1		52
2	マンホール	FRP	2	φ600	取外し兼用型 内ふた付
3	入水口				(L=2000)
4	入水口	STL	2	100A	側壁立下管付両面フック
5	出水口	STL	2	100A	両面フック (L=500)
6	溢水口	PVC	2	150A	内部立上管付TSフック
7	排水口	STL	2	50A	両面フック
8	通気口	ABS	2	100A	防虫網付 (L=1200)
9	電極取付用座	ABS	2	PP2	ホム、防波管付(透明管)
10	内はしご	PVC	2	φ300	
11	外はしご	SS	1	φ385	フック付付溶融亜鉛めっき品
12	仕切板	FRP	1		B1.0 1.0

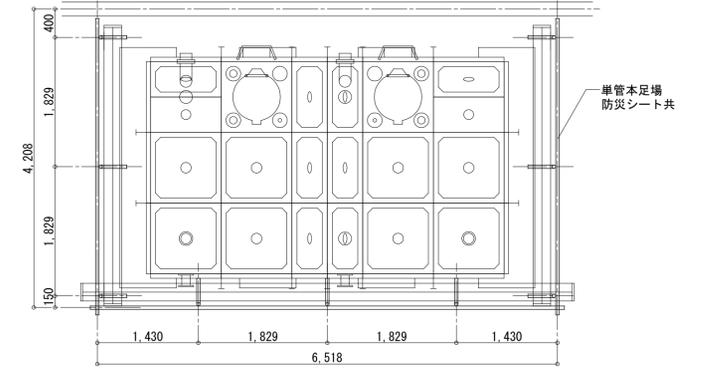
高架水槽(二槽式・複合板構造) 11.3 M³ (1.5×2.5×3.0H)
(1.0+1.5)
水平震度: K_H = 1.5 片槽毎更新

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	高架水槽 詳細図 (参考)		
A 3 縮尺	1/200	A 1 縮尺	1/100
社会福祉法人	堺市社会福祉協議会	図面番号	M/O 6

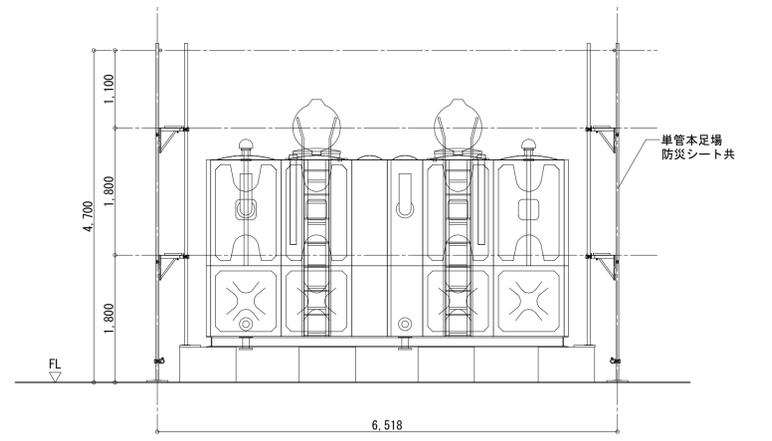




地下1階平面図 S=1/100



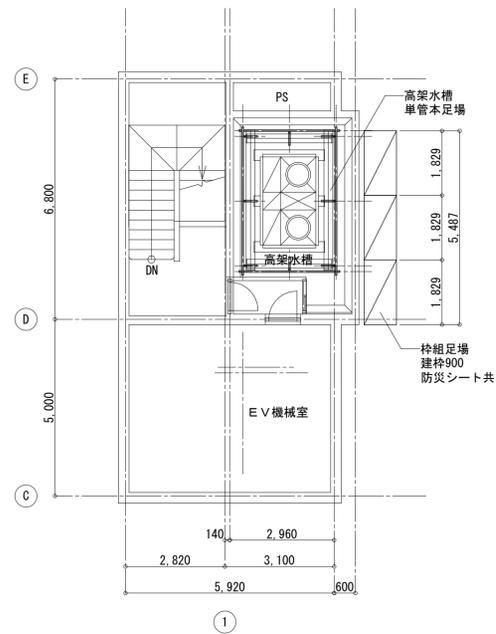
受水槽仮設足場平面詳細図 S=1/50



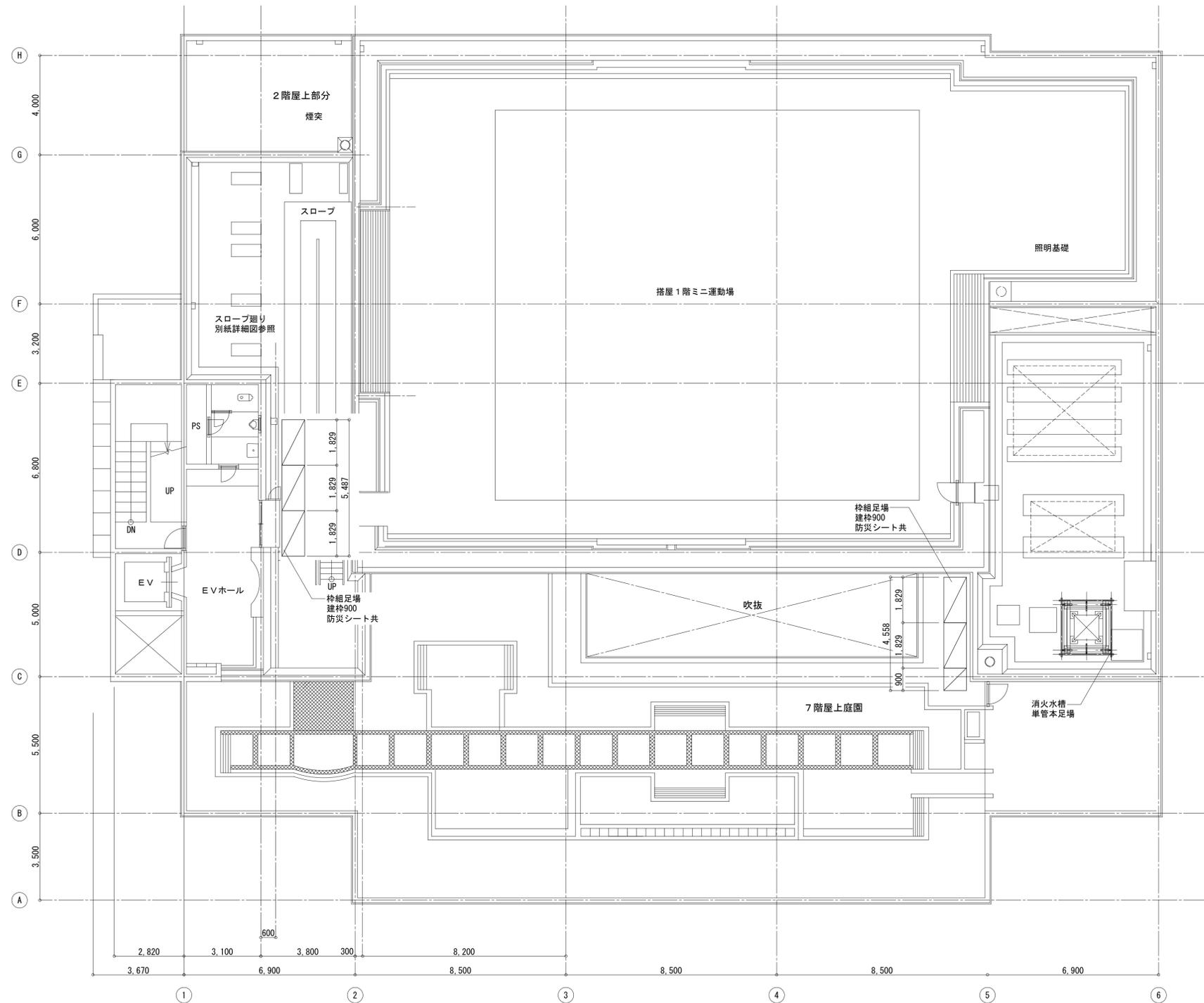
受水槽仮設足場断面詳細図 S=1/50

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	仮設足場図 (1)		
A3縮尺	1/100・200	A1縮尺	1/50・100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/24	

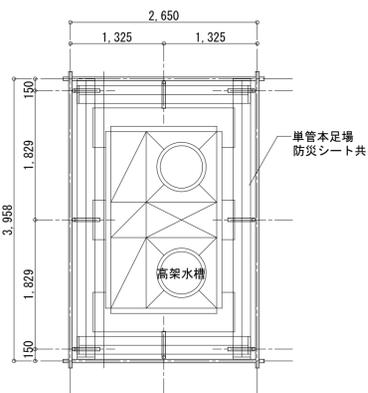




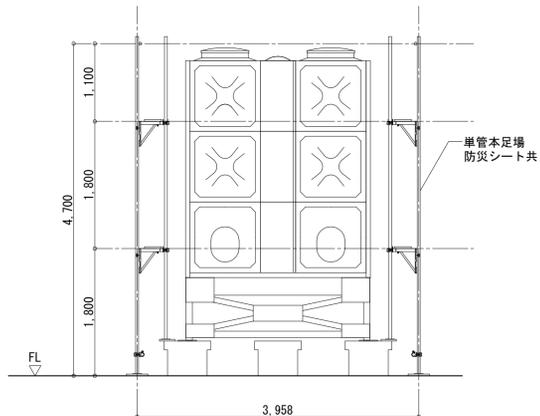
塔屋2階平面図 S=1/100



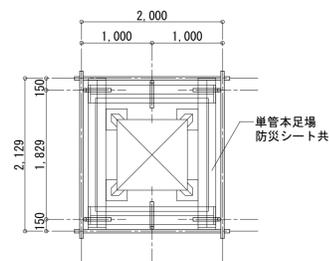
塔屋1階平面図 S=1/100



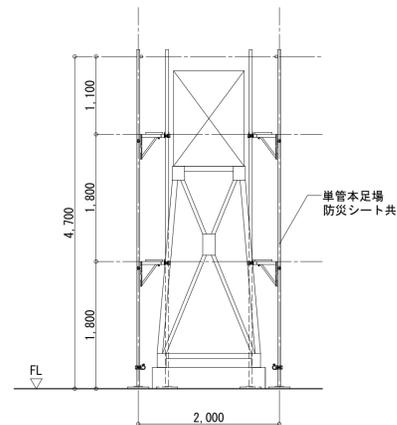
高架水槽仮設足場平面詳細図 S=1/50



高架水槽仮設足場断面詳細図 S=1/50



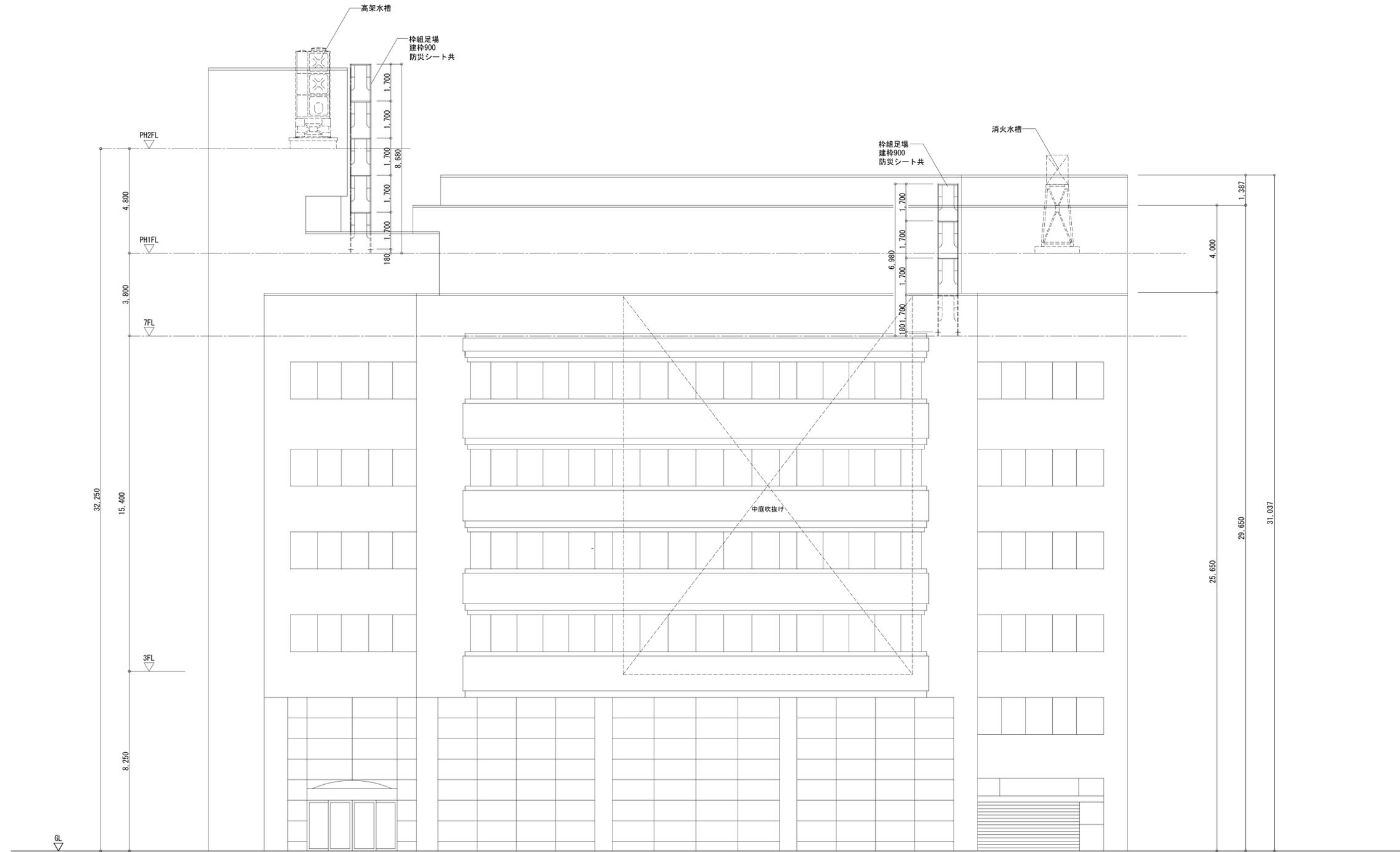
消火水槽仮設足場平面詳細図 S=1/50



消火水槽仮設足場断面詳細図 S=1/50

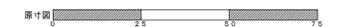
工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	仮設足場図(2)		
A3縮尺	1/100・200	A1縮尺	1/50・100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M/25	

原寸図 0 2.5 5 7.5



桝組足場立面図 S=1/100

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	仮設足場図 (3)		
A 3 縮尺	1/200	A 1 縮尺	1/100
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	M / 2 6	



特記仕様書【電気設備】

I. 工事概要

1. 工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事										
2. 工事場所	堺市堺区南瓦町2番1号										
3. 建物概要	<table border="1"><thead><tr><th>建物名称</th><th>構造</th><th>階数</th><th>消防法施行令別表第一</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>総合福祉会館</td><td>RC造</td><td>地下1階 地上6階 塔屋2階</td><td>5項</td><td></td></tr></tbody></table>	建物名称	構造	階数	消防法施行令別表第一	備考	総合福祉会館	RC造	地下1階 地上6階 塔屋2階	5項	
建物名称	構造	階数	消防法施行令別表第一	備考							
総合福祉会館	RC造	地下1階 地上6階 塔屋2階	5項								

4. 工事種目 (●印のついたものを適用する。)

建物別及び屋外	総合福祉会館	屋外
電灯設備	○	○
動力設備	●	○
電熱設備	○	○
雷保護設備	○	○
変電設備	○	○
電力貯蔵設備	○	○
発電設備	○	○
構内情報通信網設備	○	○
構内交換設備	○	○
情報表示設備	○	○
映像・音響設備	○	○
拡声設備	○	○
誘導支援設備	○	○
呼出設備	○	○
テレビ共同受信設備	○	○
監視カメラ設備	○	○
駐車場管制設備	○	○
防犯・入退室管理設備	○	○
火災報知設備	○	○
中央監視制御設備	○	○
弱電設備	○	○
構内配電線路	○	○
構内通信線路	○	○

5. 工事内容 (下記の内容には、各種機器の取付、接続及び試験調整も含む。更に、撤去機材については処分までの一切を含む。)

動力設備	給水設備改修に伴うポンプ電源配線、電極配線、警報配線の撤去、仮設、新設を行う。 また、消火補給水槽新設に伴う電極配線、警報配線、警報盤の新設を行う。
------	---

6. 特記事項

- ・本工事は施設業務並行作業となるため、施設管理者と工程の打合せを念入りに行い施工すること。
- ・本工事は祝日のみの作業とする。
- ・本文中の「堺市」は、「社会福祉協議会」と読み替える。

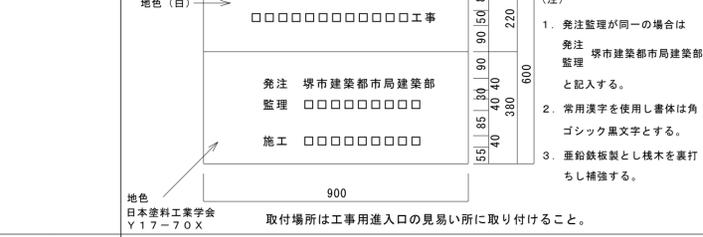
II. 工事仕様書 (注) 本工事において委託監理契約が締結されている場合は、監督員を監理員と読み替えるものとする。

- ### 1. 一般仕様
- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官庁官庁事務総局監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工種編)(令和4年版)及び公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工種編)(令和4年版)並びに公共建築改修工事標準図(電気設備工種編)(令和4年版)による。(参考資料:電気設備工事監理指針(令和4年版))
 - (2) 経済産業省「電気設備に関する技術基準を定める省令」並びに一般社団法人日本電気協会「内線規程」のほか、関係法令に基づき施工する。
 - (3) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様

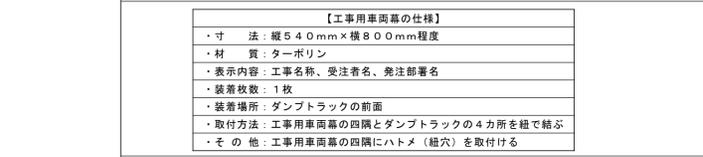
- #### (1) 一般事項
- 特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。
- #### 1. 施工調査
- ・本工事施工にあたっては、事前に現場を十分に調査し着工のこと。また、電気、給水及びガス等の供給停止、粉じん、ほこり等が発生するおそれのある場合は、事前に監督員及び当該施設管理者と充分に打合せのうえ施工のこと。
 - ・実施工程表及び施工計画書作成のための施工計画調査及び施工に先立つた事前調査を行い監督員に報告すること。なお、調査項目、調査範囲及び調査方法は、監督員との協議による。

2. 工事用表示板

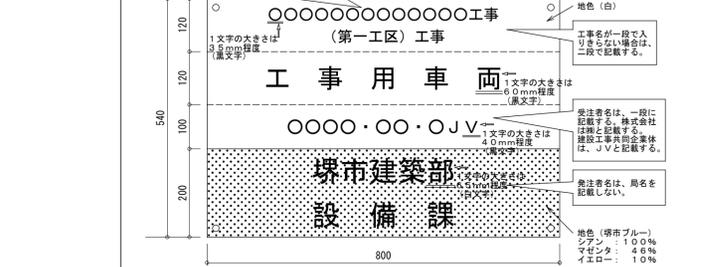


3. 道路交通の安全対策

- ・10t以上のダンプトラック(土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象)により、搬出入を行う場合は、監督員に報告し、運搬経路について協議を行うこと。
- ・道路交通の安全対策として、より一層運搬車のモラル・マナー(速度規制など法令遵守、歩行者に配慮した注意走行など)の向上を図るため、予算価格が6,000万円以上の工事で使用する10t・6t以上のダンプトラック(土砂・ガラ等の搬出車、アスファルト合材・砕石等の搬入車すべて対象)については、下記の通り、工事用車両蓋を作成し取り付けること。
- ・なお、工事用車両蓋の仕様における詳細については、別途、監督員の指示を受けること。



14. 建設発生土の処分



4. 安全対策

- ・安全監視員 (警備会社による) ○常駐 人 ○スポット延べ 人
- ・交通誘導員A (警備会社による) ○常駐 人 ○スポット延べ 人
- ・交通誘導員B (警備会社による) ○常駐 人 ○スポット延べ 人
- ・工事進入路及び周辺道路においては、工事関係車両は徐行運転を行い、より一層安全運転に努めること。

5. 仮設備

- ・仮設備項目 (○) 受変電 ○発電機 ○給水ポンプ ○排水ポンプ ○
- ・仮設備期間 (○) 図面による ○

6. 工事用仮設物

- ・7. 足場、さん棚類 ○●別契約を含む関係発注者が定置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置とする。
- ・本工事に必要な工事用電力、水、ガス等の費用及び官公署その他の関係機関との諸手続等の費用は、受注者の負担とする。

9. 設備機材等

- ・本工事に使用する機材は、(一社)公共建築協会「設備機材等評価目録」または、「建設物価」「積算資料」等の刊行物掲載製作所から選定するものとし、別途指定する書面に監督員の承認を受けること。
- ・図面中の「G」印は「国等による環境物品等の調達推進に関する法律」(以下、「グリーン購入法」という。)の特定調達物品を示す。
- ・堺市グリーン調達基本方針による「堺市グリーン調達方針」(最新年度による)に基づき、公共工事特定調達物品を監督員と協議の上、本工事に極力採用すること。

10. 工事の下請け及び原材の購入について

- ・工事の一部を下請けさせる場合及び原材を購入する際は、地元産業の振興と市内業者育成のため、市内業者へ発注するよう努めること。

11. 化学物質を発生させる設備材料等の使用制限

- ・本工事で使用する設備材料等は、設計図書で規程する所定の品質及び性能を有するものとする。なお、原則としてホルムアルデヒドが発散しない規制対象外のものとして下記(1)を使用するが、該当する材料等がない場合は、第3種のものとして下記(2)を使用する。なお、詳細については、関係法令を参照のこと。
- (1) JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品及び「非ホルムアルデヒド系」等の表示があるJAS規格品とする。
- (2) 国土交通省告示1115号(平成14年12月6日)で示されているもの。

12-1. 発生材の処理等

- ・発生材等(建設副産物)の処理は、「発生材等の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設副産物適正処理推進条例」その他関係法令を遵守して行うこと。
- ・元請業者は、当該工事に伴って生じた全ての建設副産物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ・元請業者が収集運搬及び処分を委託する場合は、元請業者と収集運搬業者との間の契約及び元請業者と処分業者との2者間契約を締結し、事前に許可証の写しを監督員に提出すること。尚、収集運搬及び処分は元請業者の責任においてマニフェストシステムにより適正に行うこと。
- ・本工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等を行う施設及び建設発生土処分地については、下記による。

特記事項

- 12-2. 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守し、その種類ごとに選別しリサイクル等再資源化を図るものとする。
- ・特定建設資材の分別解体等・再資源化については、以下の条件を設定しているが、請負代金額のうち解体工事に要する費用等の定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象となない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により異なる場合は、監督員と協議するものとする。
- (本工事は、 ○適用する ○適用しない ●元請けの適用区分による)

工程	作業内容	分別解体等の方法
1. 造成等	造成等の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
2. 基礎・基礎	基礎・基礎の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
3. 上部構造部分	上部構造部分・外装の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
4. 屋根	屋根の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
5. 建築設備	建築設備・内装等の工事 □ 有 ■ 無	■ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
6. その他	その他の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

- (注1) 適用となる事項の □ にチェックする。
- (注2) 工程内で部位毎に分別解体方法が異なる場合は、部位毎に特記する。

13. 本工事での特別管理産業廃棄物等

- ・本工事で撤去する作業を行う特別管理産業廃棄物等 (○有 ○無し)
- 種類: ○アスベスト含有建材等 ○PCB含有機器 ○蛍光灯処理 ○フロフロ等の処理 ○
- ・工事現場にアスベストを含む材料が使用されている場合は、「大気汚染防止法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び関係法令に基づき適切な処理を行うこと。

(PCB処理)

- ・本工事で撤去する機器については、事前にPCB(微量PCB含む)含有の有無を全数調査し、監督員に報告すること。また、変圧器及びコンデンサ等の機器については、PCB含有の有無を専門機関にて下記のとおり行う。
- (○本工事にて分析し報告書を監督員に提出。 ○分析済み。)
- ・PCB含有が認められなかった場合は、関係法令に基づき産業廃棄物として適切な処理を行うこと。
- ・PCB含有が認められた場合は、PCBが飛散、流失及び地下への浸透等がないよう適当な容器に納め保管すること。監督員指定場所: (○取捨場所に保管。 ○構内指定場所に保管。 ○構外指定場所に保管。)

(蛍光灯処理)

- ・蛍光灯及び水銀灯については、場外に搬出し専門処理施設にて再資源化を図るものとする。

(イオン化式感知器)

- ・放射線物質を含むイオン化式感知器は、製造業者又は販売業者にて回収するものとする。

(フロン系冷媒)

- ・フロン系冷媒は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」「特定家庭用機器再商品化法」により処理すること。
- ・吸収式冷凍機等の美化リチウム溶液等は、回収装置により回収し適正な処理を行うこと。
- ・ブライン液は専業者等により回収し適正に処理を行うこと。
- ・鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、製造業者又は販売業者にて回収、又は関係法令等にて回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。

(六ふっ化硫黄ガス)

- ・ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄(SF6)ガスは、製造業者又はガス回収業者にて回収し、再使用又は再資源化を図るものとする。

(その他の処理)

- ・上記以外の有害物質の処理については、監督員と協議を行うこと。
- 構内指定場所に敷きならし ○構内指定場所にない積 ●構外指定場所搬出適切処理(再資源化施設)
- ・本工事における建設発生土の処分地名については、(1)一般事項12-1「発生材の処理等」に記載の表による。
- ・コンクリート等以外の埋設配管は、管の下部50mm(排水管については100mm)から上部100mm以上の範囲を

15. 塵埃し

- 覆切り土の改良土 ●山砂の類 にて覆填しすること。

16. 障害物発見時の処理

- ・工事に伴い障害物等が発見された場合は、速やかに監督員に報告し協議の上、施工すること。

17. 騒音、振動の防止

- ・「低騒音型・低振動型 建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用し、また、「建設機械に関する技術指針」に定められた排出ガス対策型建設機械を使用すること。
- ・騒音・振動が発生する工事については、関係法規を遵守し行うこと。なお、2日以上にわたる作業を行う場合は、特定建設作業の届出を行うこと。

18. 耐震施工

- ・設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」により、耐震強度計算を監督員に提出し、承認を受けるものとする。尚、設計用水平地震力、設計用鉛直地震力は下記による。
- (1) 設計用水平地震力(設計用水平地震力は、機器の重量に、次に示す設計用水平震度を乗じたものとする。)設計用水平震度 (注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。

設置場所	機器種別	●特定施設 (○甲類・●乙類)		○一般施設 (乙類)	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上・塔屋	機器	2.0(2.0)	1.5(2.0)	1.5(2.0)	1.0(1.5)
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5(1.5)	1.0(1.5)	1.0(1.5)	0.6(1.0)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0(1.0)	0.6(1.0)	0.6(1.0)	0.4(0.6)
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- 重要機器(水槽類)は、図面特記による。(水槽類にはオイルタンク等を含む)
- (2) 設計用鉛直地震力: 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。
- (3) 上層階の定義は、下記による。
- (4) 給湯設備の制動防止措置
満水時の質量が15kgを超える給湯設備は、平成24年国土交通省告示第1447号に適合する制動防止措置を行うこと。

19. あと施工アンカー

- 施工確認試験(引張試験機による引張試験): ○行方() ○行わない
- ・引張試験機による引張試験については、次にによる。
- (1) 試験本数については、アンカー一種類・径、施工本数、施工場所、施工時間等を総合的に検討し、監督員と協議を行い決定する。
- (2) 試験方法は、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。また、判定基準は、確認強度を有する場合は合格とする。
- (3) 確認強度については、監督員と協議を行い決定する。
- (4) 不合格となった場合については、不合格の発生原因を調査するとともに、必要な改善措置を定め、監督員の承認を受ける。

20. 風圧力に対する性能

- ・建築基準法施行令第8条に定めるところによる風圧力(耐風力)検討計算書を監督員に提出すること。
- ・なお、検討範囲にはそれぞれの取付部分を含めるものとする。 ○太陽光発電設備 ○雷保護設備 ○ポール
- ・作業については日曜・祝日・第2・4土曜及び年末年始並びに盆休みは行わない。(但し、やむを得ない場合は監督員と協議を行うものとする。)
- ・施工時間は原則として、午前8時から午後6時までの間とする。
- ・地元施設による条件が発生した場合は、その施工条件を尊重すること。
- ・本工事に必要な官公署その他への手続きは、標準仕様書第1編第1章第1節1.3並びに改修標準仕様書第1編第1章第1節1.3による。

21. 施工条件

- ・監督員は、受注時及び竣工時に於いて請負代金額が600万円以上の工事については、コリンズ(工事実績情報システム)に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般社団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時(工期変更、請負代金額変更)及び技術者の変更時には、同様の登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から10日以内(土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)に登録しなければならない。

22. 官公署その他への手続き

- ・監督員は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」)の主旨を理解し、建退共に該当する場合は定期制に加入し、「建退共掛金収納書」を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合)にあっては、工事請負契約締結後40日以内)に、発注者に提出しなければならない。
- ・また、建退共制度対象労働者を雇用した場合については、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者の就業状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金実績総括表を

23. 工事実績データへの作成・登録について

- ・監督員は、受注時及び竣工時に於いて請負代金額が600万円以上の工事については、コリンズ(工事実績情報システム)に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、一般社団法人日本建設情報総合センター(JACIC)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。また、設計変更時(工期変更、請負代金額変更)及び技術者の変更時には、同様の登録をしなければならない。いずれの場合も登録事由発生時から10日以内(土・日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く)に登録しなければならない。

24. 建設業退職金共済制度の履行

- ・監督員は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」)の主旨を理解し、建退共に該当する場合は定期制に加入し、「建退共掛金収納書」を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合)にあっては、工事請負契約締結後40日以内)に、発注者に提出しなければならない。
- ・また、建退共制度対象労働者を雇用した場合については、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者の就業状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金実績総括表を

特記事項

- 作成し、監督員に提示しなければならない。
- ・受注者は、工事用指示板付近の見易いところに「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

25. 施工体制台帳及び施工体系の義務化

- ・発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結した時は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、写しを発注者に提出すること。
- ・施工体制台帳を作成した建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名簿を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、現場及び公衆の見易い場所に掲げること。
- ・施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、速やかに施工体系図を変更しなければならない。
- ・施工体制台帳及び施工体系図の作成等に関しては、建設業法及び公共工事入札契約適正化法の定めに従うものとするほか、施工体系図では、建設工事だけでなく建設工事を請け負う下請人(産業廃棄物及び管理業者等)においても、記載すべき下請人の対象として扱うこと。また、受注者は、すべての下請人が記載された施工体系図の写しを監督員に提出しなければならない。また、施工体系図の記載事項等に変更があったときは、その都度、変更した施工体系図の写しを速やかに監督員に提出しなければならない。
- ・受注者は、監督員等から公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。

26. 施工図等の作成について

- ・施工図等の作成にあたり、別契約を含む施工上密接に関連する工事との納まり等については、当該工事関係者と調整の上、十分検討すること。

27. 施工中の安全確保について

- ・同一場所で別契約の関連工事が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく統括安全衛生管理義務者の指定を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずること。また、その他の関連工事請負業者は統括安全衛生管理義務者と協力し、工事全体の災害及び事故の防止に努めること。
- ・本工事において、部分払いを請求する際は、工事出来高部分に対し火災保険を次のとおり付すること。また、保険契約締結後、速やかにその証券を堺市長に提出すること。
- ・被保険者: 堺市長、被保険期間: 工期プラス1ヶ月、保険金額: 部分払いする次の出来高金額以上
- ・なお、建設工事保険、組立保険等の総合保険に加入している場合は、保険証の写しを、火災保険の受取りを堺市長とした保険会社発行の証明書を提出すること。

28. 火災保険について

- ・本工事の施工にあたり、目的に応じて次の保険を付すること。
- 第三者に与えた損害の補償: 請負業者賠償責任保険
- 従業員が受けた身体障害の補償: 法定外労務補償(建設共済)又は労働災害総合保険
- ・使用される等落着による労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、労働安全衛生規則に基づき、墜落制止用器具等を使用する等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講ずること。
- ・使用する墜落制止用器具は、原則としてフルハーン型とし、「墜落制止用器具の安全使用に関するガイドライン」(平成30年6月22日付け基発0622第2号)の規定に従い、器具を適切に使用すること。
- ・高さが2m以上の箇所、作業床を設けることが困難な箇所において、墜落制止用器具のうちフルハーン型のものを用いた作業(※ロープ高所作業に係る業務を除く。)を行行者は、労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程に基づく特別教育を受講すること。

29. その他の保険について

- ・受注者は契約後、14日以内に法定福利費を明示した「請負代金内訳書」を監督員に提出し、確認を受けること。
- ・中間技術検査は、公共工事の品質向上を図るため、工事完成時に受不視と不可視となる部分や施工上重要な段階等において、施工中に検査を行うものである。
- ・本工事は、中間技術検査の ○対象 ○対象外 ●元請けの適用区分による

30. 墜落による危険の防止

- ・国土交通大臣官庁官庁事務総局監修の営繕工事写真撮影要領(平成31年版)・同解説「工事写真の撮り方」建設設備編)による。
- ・受注者はデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「小黒板情報電子化承諾書」を提出し、監督員の承認を受けること。
- ・デジタル工事写真の小黒板情報電子化で使用可能な対象機器及び小黒板情報の電子的記入方法・取扱い・写真の納品等については「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」(堺市建築部HP掲載)によるものとする。
- ・施設毎に完成図を作成し、製本図面(完成図面原図をA2に縮小し3版貼装製本(表紙文字印刷))を2部提出すること。又、完成図面も提出すること。
- ・施設毎に機器完成図をA4版チューフ印刷(表紙文字印刷)を2部提出すること。
- ・保安に関する資料(施設管理者が保守を行う上で必要な事項をまとめたもの)として、工事完成後、建物とともに以下の資料を管理者に引渡しを行うこと。

- ・主要資材一覧表(名称・規格・数量・メーカー等)
- ・物品引渡書
- ・装置、機器の取扱い説明書
- ・運転指導(資料に基づく説明も行う。)
- ・主要機器の連絡先
- ・官公署出書履歴、検査済証
- ・その他保守上に必要な図書等

31. 法定福利費について

- ・完成図をTIFフォーマットに変換し、目次をEXCELデータにて作成し、OD-RまたはOD-RWにて提出すること。

32. 中間技術検査

- ・最終提出書類は、書類保管箱(ダンボール製プラスチックケース等)に納め提出すること。
- ・本工事に取得する施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。

33. 工事写真

- ・本工事は公共事業労務費調査の対象工事と選定された場合は、本調査の趣旨を解し協力すること。
- ・なお、下請人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

34. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

- ・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。
- ・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は、最終検取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

35. 完成図等

- ・監督技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監督技術者制度運用マニュアルによるものとする(専任以外の監督技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。)。また、工事現場における運営、取捨及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認められた場合には、監督技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

36. 電子データの提出等

- ・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。

37. 提出用保管箱

- ・最終提出書類は、書類保管箱(ダンボール製プラスチックケース等)に納め提出すること。

38. 著作権等

- ・本工事に取得する施工図等の著作権に係る当該建物に限る使用権は、発注者に譲渡するものとする。

39. 公共事業労務費調査

- ・本工事は公共事業労務費調査の対象工事と選定された場合は、本調査の趣旨を解し協力すること。
- ・なお、下請人等についても本調査の趣旨を周知し協力するよう指導すること。

40. 引渡し及び管理責任

- ・完成検査に合格したときは、書類を添えて引渡しを行うこと。なお、工事完成後引渡しまでは、受注者にて管理上の責任をもつこと。
- ・引渡し物品一式を、監督員の指示により所定の場所に整理し、書類を添えて施設管理者に引渡すこと。なお、個別計量器がある場合は、最終検取値を一覧表にして、監督員に提出すること。

41. 現場代理人・技術者の専任期間等

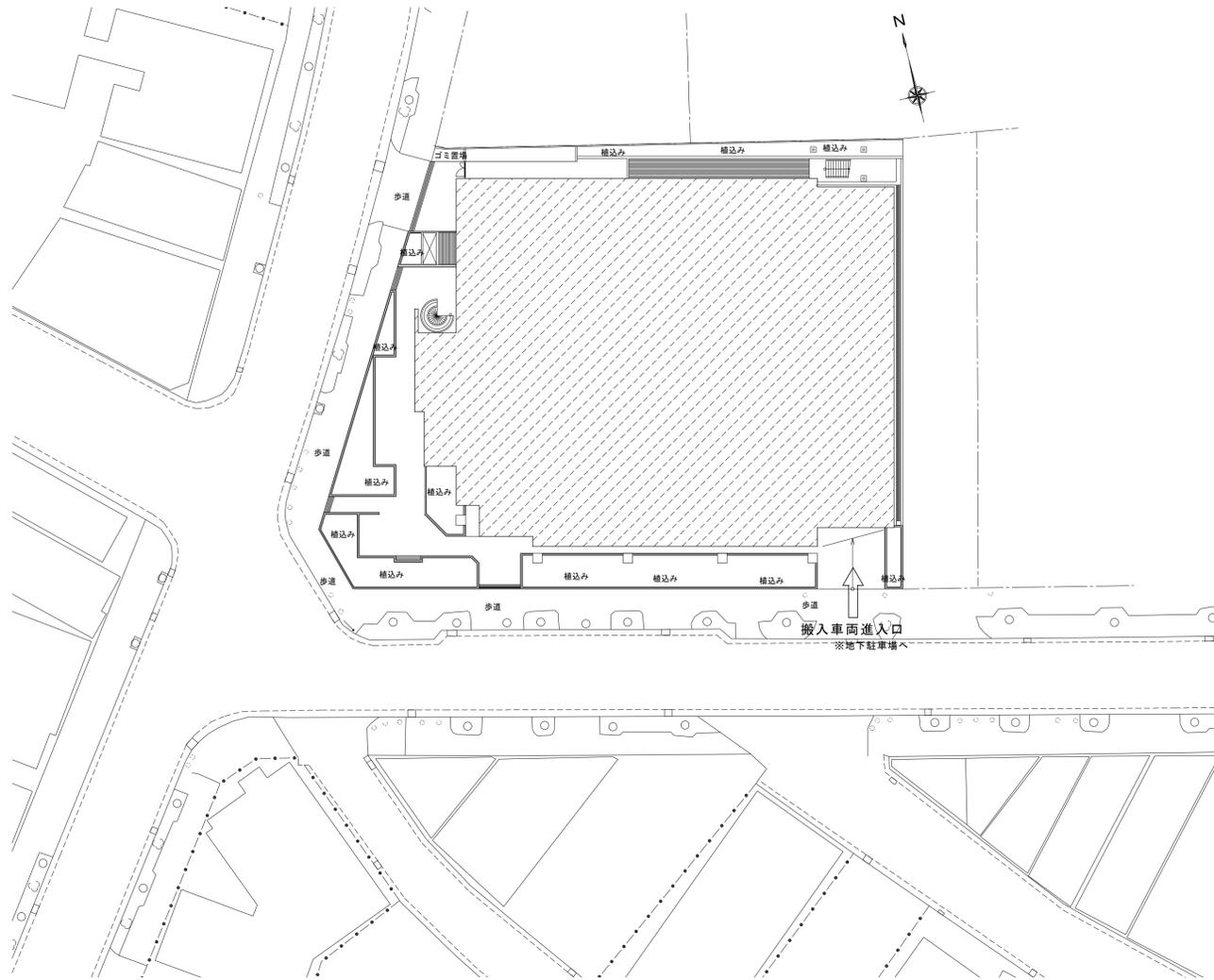
- ・監督技術者又は主任技術者の工事現場への専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監督技術者制度運用マニュアルによるものとする(専任以外の監督技術者又は主任技術者及び現場代理人についても同様とする。)。また、工事現場における運営、取捨及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認められた場合には、監督技術者又は主任技術者及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとする。

42. 暴力団等の排除

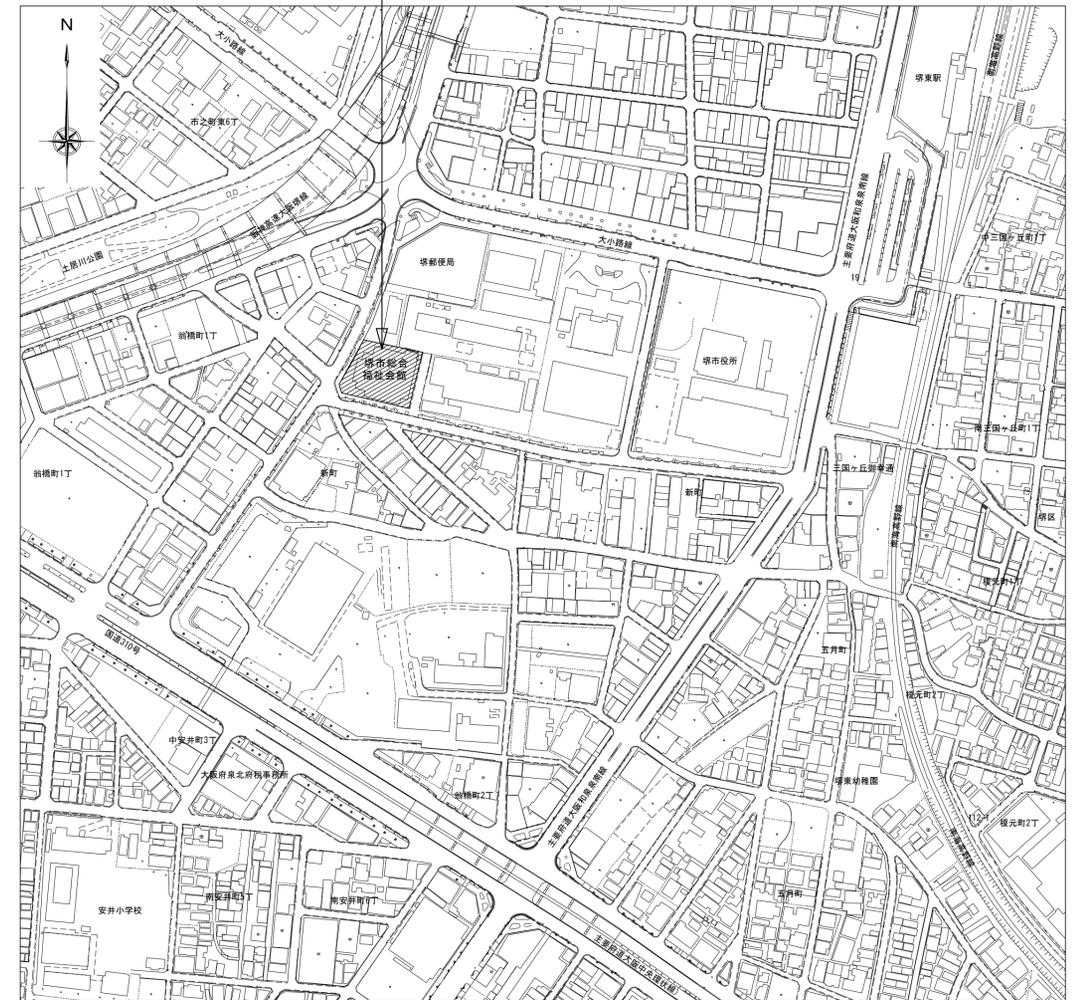
- 1 入札参加除外者を下請負人等とすることの禁止
- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者、

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項
(2)電気共通事項	特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	(3)電気設備科目別仕様	特記項目において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	監視方式	・監視 ○警報盤による代表監視 ○中央監視盤による監視 ・操作制御 ○現地盤による手動制御 ○中央監視盤による遠方制御	17. 駐車場管制設備	
1. 電線	・特記なきものは、EM-IEとする。	1. 電灯設備		○基礎	・○別途工事 ○本工事 ○既設	○車両検出方式	・○ループコイル式 ○光線式(赤外線式) ○超音波センサ式
2. 電線類	・原則としてEMケールを使用する。(規格等の記載のないものは、ハログン及び鉛を含まない材料で構成されたものとする。)	○電気方式	・幹線 ○単相3線式 100/200V 60Hz ○直流2線式 100V ○分枝 ○単相2線式 ○100V ○200V ○直流2線式 100V ○	○線内換気扇	・盤内にサーモスタット(30℃～40℃可変形とし、35℃にセット)及び切替スイッチ(自動・手動切)を設ける。 ・外部換気扇がある場合は、連動させる。	○施工範囲	・○配管 ○配線 ○機器取付け
3. ケーブル接続	・ポリエチレン絶縁ケーブル又は架橋ポリエチレン絶縁ケーブルのシースを剥ぎ取った後の絶縁体に、直射日光又は紫外線が当たるおそれのある場合は、自己融着テープ又は収縮チューブ等を使用して、紫外線対策を施す。	○位置ボックス	・ケーブル配線で送り端子接続のみ及び末端となる場所には、アウトレットボックスを設けなくてよい。	○その他	・○低圧配電盤の配線用遮断器は、取付板組込形で埋込形とする。 ・○低圧配電盤の裏面に負荷側引出し用端子を設ける。 ・○低圧配電盤の内部点検用スペースを設ける。(幅600mm以上、高さ1,800mm以上) ・○充電表示器は、断路器の一次側の適切な場所に設ける。 ・○主遮断器設置、変圧器、低圧主回路導体にサーモバルブを貼付する。	18. 防火・入室管理設備	・○内容 ・○機械警備用配管 ○防犯装置 ○入室管理装置
4. 電線管	・電線管表示(19)～(75)で特記なき場合は、下記とする。 屋内:ねじなし電線管 屋外:薄鋼電線管(電柱等への立上げはポリエチレンライニング鋼管) 但し、薄鋼電線管以上の肉厚を有し、防水カップリングを使用する場合は、屋外でも使用可能とする。 ・右記の露出配管は塗装を行う。 ● 屋外 ● 屋内(機械室、P.S内の塗装は不要) ・最上階のスラブでモルタル防水及び樹脂防水の場合、埋込配管は避けるのを原則とする。	○照明器具	・蛍光灯安定器及びLED制御装置の種類・電圧は、標準図及びJIS L5004-2018「公共施設用照明器具」に指定のあるもの、図面特記があるものを除き下記による。	○電力貯蔵設備	○直流電源装置 ・用途 ○非常用照明用 ○受変電設備用 ○非常用照明用・受変電設備用共用 ○交流無停電電源装置 ・用途 ()	19. 火災報知設備	・○自動火災報知装置 ・○受信機 形 級 回路(○壁掛形 ○自立形)(○単独形 ○複合形) ・○副受信機 形 級用 回路 ・○機器収納箱(○消火栓一体形 ○単独形) ・○消火ポンプの始動(○消火栓箱内押し錠 ○消火栓弁 ○発信機と連動(総合盤に始動表示灯を設ける。)) ・○電気方式:DC24V(位置表示灯及び消火ポンプ始動表示灯はAC24V)
5. 電線本数・管路等	・分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側配線経路は、電線太さ、本数及び管径等は監督員の承諾を受けて変更できる。	○非常照明の形式	・○電源内蔵型 ○電源別置型	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガスタービン ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ・連続運転可能時間 ○10時間以上 ○168時間以上 ・燃料消費量 ○10時間以上 ○24時間以上 ○72時間以上 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○内容	・○受備電源(蓄電池)内蔵(予備電源は、ダンパー等の全数復備用の容量とする。) ・○防火戸用 DC24V 0.6A以下(○ラッチ式 ○電磁式) ・○防煙ダンパー用(別途工事:瞬時通電式又は電動式DC24V 0.6A以下、遠方復備機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ・○防火シャッター用(別途工事:DC24V 0.6A以下 警報連動付)
6. 呼び線	・長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上の被覆鉄線を挿入すること。	○誘導灯の形式	・○電源内蔵型 ○電源別置型	○非常用発電装置	・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○自動閉鎖装置	・○連動制御盤 回路(○単独形 ○火災受信機等と一体) ・○予備電源(蓄電池)内蔵(予備電源は、ダンパー等の全数復備用の容量とする。) ・○防火戸用 DC24V 0.6A以下(○ラッチ式 ○電磁式) ・○防煙ダンパー用(別途工事:瞬時通電式又は電動式DC24V 0.6A以下、遠方復備機構(電動式)DC24V 0.7A以下) ・○防火シャッター用(別途工事:DC24V 0.6A以下 警報連動付)
7. ボックス	・P.F管で配管する場合は、合成樹脂製ボックスを使用する。但し、L.G.S仕様の界壁に使用する場合は、その耐火レベルに応じた鋼製ボックスを使用すること。	○分電盤等	・本工事の分電盤、O.A盤、実験盤で、分枝に用いる配線用遮断器及び漏電遮断機寸法は、JISC 8201「配線用遮断機」、同付属書5「電灯分電盤用協約形配線用遮断器」による。特記なき場合、分枝に用いる2種の配線用遮断器及び漏電遮断器は、1種サイズのものとする。また、分電盤主回路の導体には、サーモバルブを貼付すること。 ・学校関係等の分電盤は、内部保護板(扉式)付を原則とするが、監督員の承諾を受けて変更できる。	○非常用発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○受信機 形 級 回路(○壁掛形 ○自立形)(○単独形 ○火災受信機等と一体) ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
8. 支持金物及びプルボックス	・特記なき場合、屋外及び便所、厨房等の多湿箇所ならびに床下ビット、スラブ下埋設配管に使用する支持架台は、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。また、同様の場所にて使用するボルト、ナット、ワッシャー、ビス、吊ボルト等もステンレス製又は溶融亜鉛めっき製とする。 ・屋内外を問わず、蓋に用いるビスは六角ビスとする。 ・天井面並びに高所に取付けるボックスの蓋には、落下防止チェーンを取付ける。 ・シール材は変成シリコンシーリング材(MS-2)を使用すること。 (壁面に取付ける場合は下面を除く三方シールとする。)	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
9. 支持金物等の養生等	・電線管をサドルで支持する場合は、両サドルを使用し、容易に手の届く場所に取付けるハンガーレール等は、その端部を養生(樹脂製キャップ等)すること。また配管を支持する部材は、スプリング式又はバンド式支持とする。 なお、万ハンガークリップを使用する場合は、その突起部及びビス等を養生すること。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
10. 弱電設備との混触防止	・強電と弱電はボックス、配管、配管支持材等の混触を防止すること。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
11. 他設備との離隔	・金属製電線管、電線、ケーブル及び金属製プルボックス類は、その他設備と接触しないように十分離隔を取る。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
12. 電線類の表示	・電線・ケーブル類は、各行先行・用途・種類・サイズ等を次のとおり表示する。 分電盤(配電盤)内、プルボックス(中継ボックス)内、P.S内(縦通り)露出配線:1つの階に1箇所、天井その他:点検口付近、P.S内(横通り)露出配線:点検口及び出入口付近、ケーブルラック配線:上部スラブの点検口付近ラック分岐部分、ボックスその他からの引出し部分及び水平方向で概ね15～20m、上下方向に1つの階に1箇所。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
13. 防火区画貫通	・防火区画を配管が貫通する場合は、建築基準法施行令第112条第20項に基き施工すること。 また金属ダクトが防火区画を貫通する場合は、「公共建築設備工事標準圖(電気設備工事編)」によること。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
14. フラッシュプレート	・配線器具に使用するスイッチプレート等について、特に指定なき場合は、金属製プレートとする。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
15. フロアプレート	・材質:○ 砲金製 ○ アルミ製 ・水平高低調整機能付(空転防止リング付、OAフロア一部分除く)	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
16. コンセント	・20A以上、3P・4P及び特殊型のコンセントは、差込プラグ付とする。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
17. スイッチ	・照明等のスイッチの点滅数が2個以上の場合はネームプレートを取付けること。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
18. 接地	・ケーブルの各シールド層の接地は、原則として上側側で一端接地とする。 ・接地地の詳細図は「公共建築設備工事標準圖(電気設備工事編)」による。 ・D種接地抵抗値はB種接地抵抗値との協調を図り、極力低い値とすること。 ・キュービクルや分電盤等の扉に接地線を敷設すること。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
19. はつり工事	・既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。 なお、復旧はモルタル補修とするが、仕上げは原形復旧とする。 はつり穴開けの施工にあたり、埋設物の事前調査を行う。施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋・配管類の位置に差出しを行う。放射線透過検査については監督員の指示によるものとし、費用は本工事に含む。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
20. 埋設標示	・地中埋設配管には、埋設標示テープを布設するとともに、埋設標示標を設置すること。 ・地中埋設標の使用区分は、アスファルト部分は鉄製とし、その他の部分については原則コンクリート製とする。ただしコンクリート、インターロック等の舗装面に専用ホルダーで穴あけを行い、仕上りから突出しないよう設置する場合は鉄製でも可とする。また車両、人の通行がない土面(舗装していない場合)は、樹脂製でも可とする。 ・地中埋設標 ● 要(図示の箇所) ○ 不要 ・埋設標示テープ ● 要(土被り150mm程度の深さ) ○ 不要	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
21. 再使用機器	・再使用機器は、清掃及び絶縁抵抗測定を実施後、取付ける。但し、絶縁劣化等使用に不可の場合は、監督員に報告する。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
22. 図面記号及び寸法	・特記なき図記号(文字記号等も含む)の凡例は標準図により、盤その他機器類について図示した寸法は約寸法とする。	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
23. 他工事又は他工程との取合い	・図面に記載のない場合は原則として下記標準工事区分表による。 標準工事区分表 (取合い区分欄は、原則●印の区分とする。)	○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上	○非常警報装置	・○内容 ・○ガス漏れ警報装置 ・○諸警報表示 ・○受信機に諸警報表示窓(窓)を設ける。
		○照明器具	・器具の種類 器具の種類 制御装置(安定器)の種類 電圧(V) LED灯 LN(LX) 標準図による 直管形蛍光灯 FHF16形、FHF32形、FHF86形 PH(PX) ○100 ○200 コンパクト形蛍光灯 FHP32形、FHP45形 PN ○100 ○200 避難口誘導灯・通路誘導灯 LN 100 LED灯及び蛍光灯はユニバーサル電圧(100～242V等)対応品でもよい。	○太陽光発電装置	・用途 ○常用 ○非常用防災兼用 ・原動機 ○ディーゼル機関 ○ガス機関 ○ガスタービン ・形式 ○キュービクル式 ○オープン式 ○パッケージ式 ・発電方式 三相3線式 60Hz ○210V ○6.6kV ○ ・定格出力: kW(kVA)以上 原動機: kW以上		

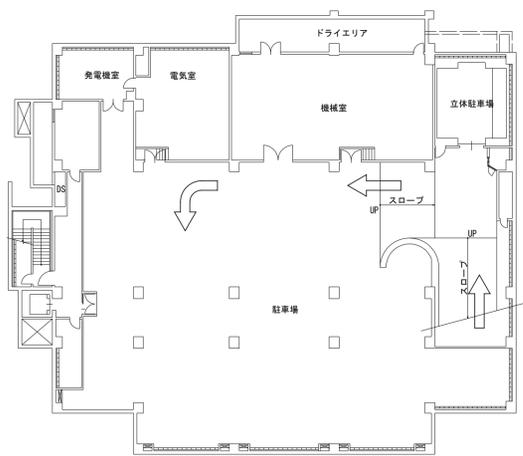
今回工事場所：堺市総合福祉会館
堺市堺区南瓦町2番1号



配置図 1/300



付近見取図 1/2500

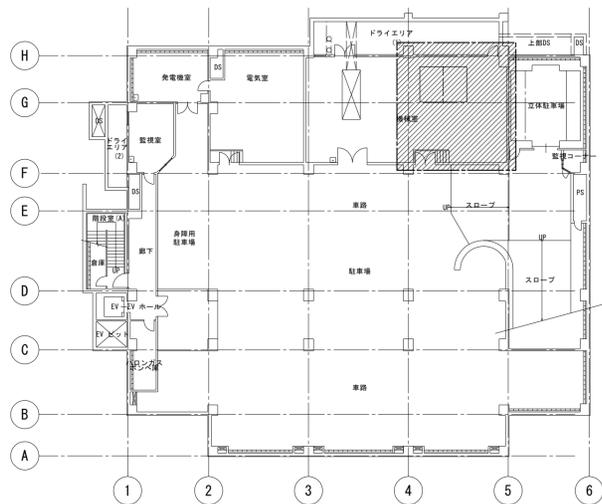


地階平面図 1/300

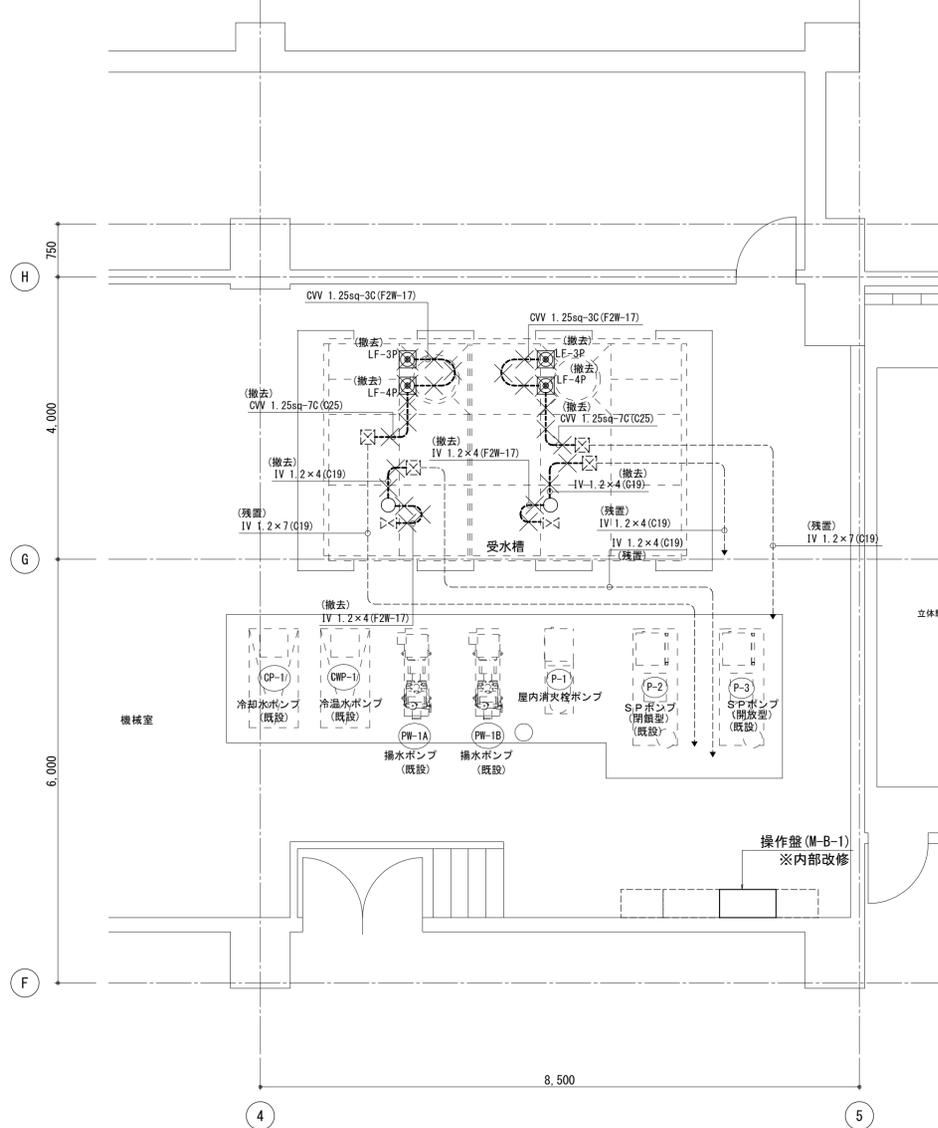
←：搬入車両進入口を示す。
※工事車両の駐車は、原則として敷地外とする。

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	付近見取図・配置図兼仮設計画図		
A3縮尺	1/600, 1/5000	A1縮尺	1/300, 1/2500
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	ME/O4	

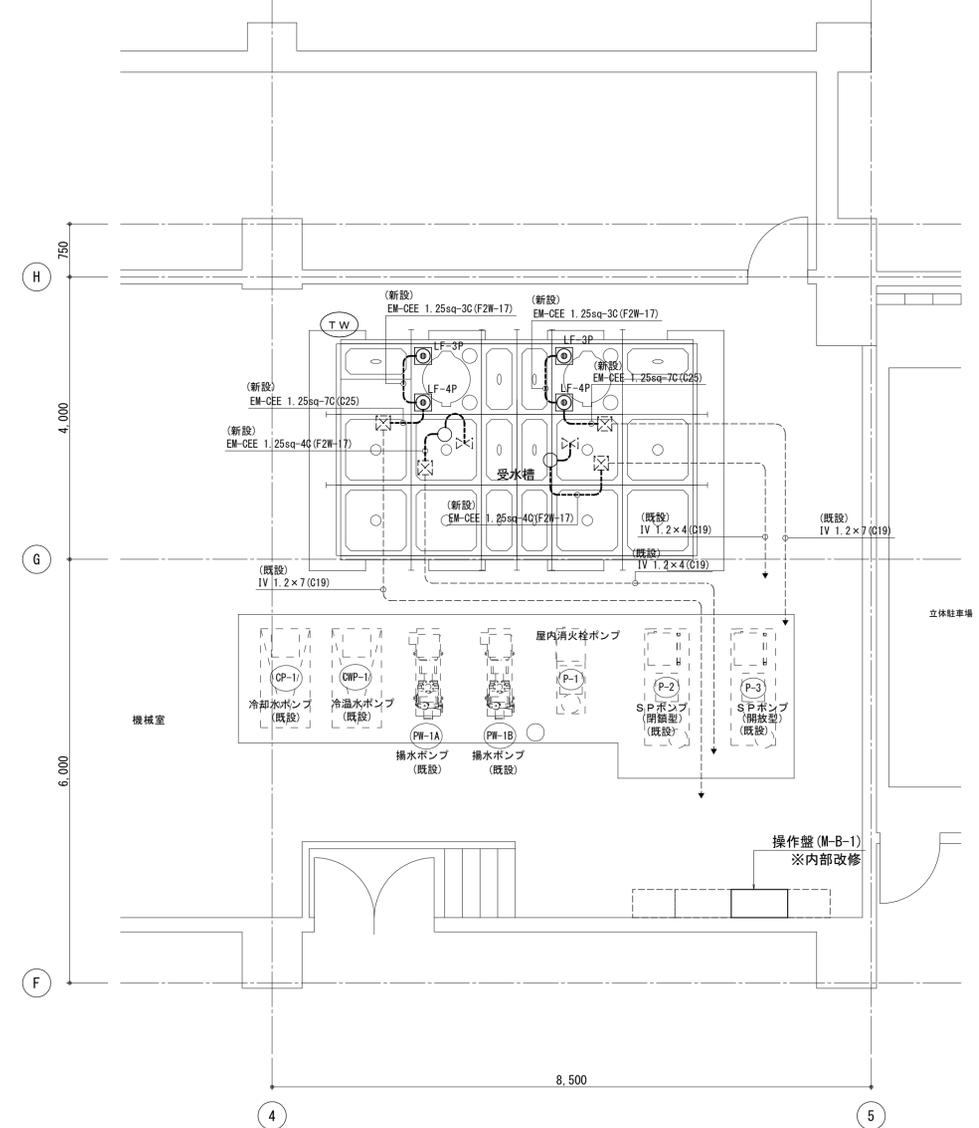




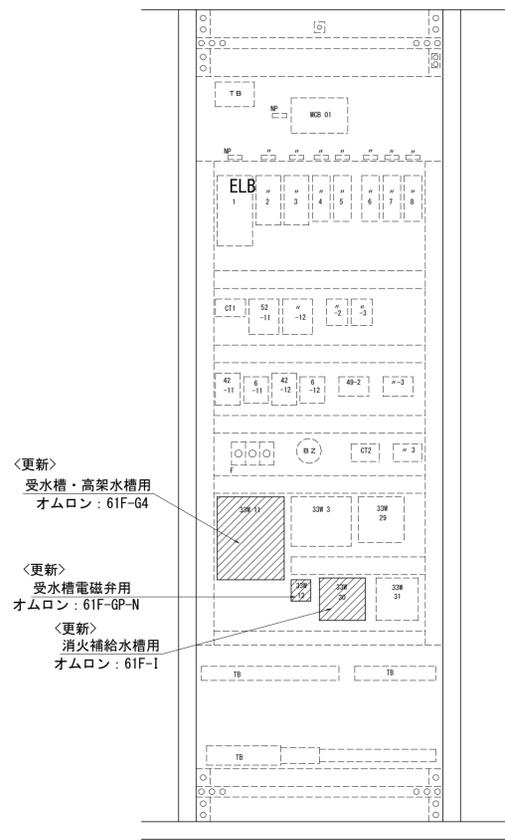
地階平面図 1:300



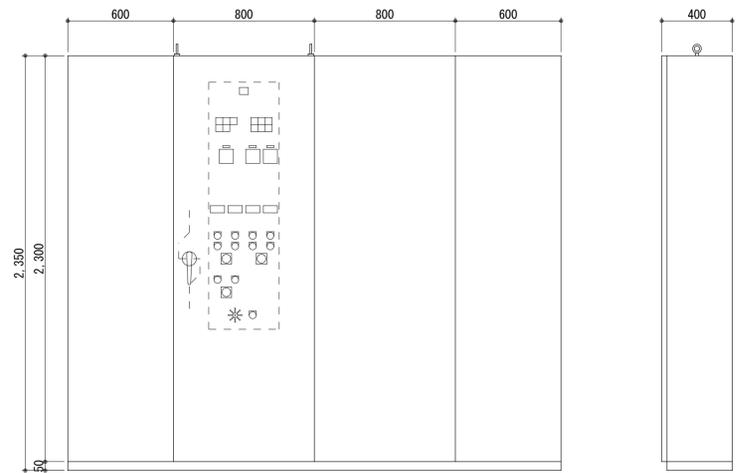
地階 機械室平面図 1/50
(現況・撤去)



地階 機械室平面図 1/50
(改修)



操作盤(M-B-1)内部配置図 1/10



操作盤(M-B-1)外形図 1/20

凡例

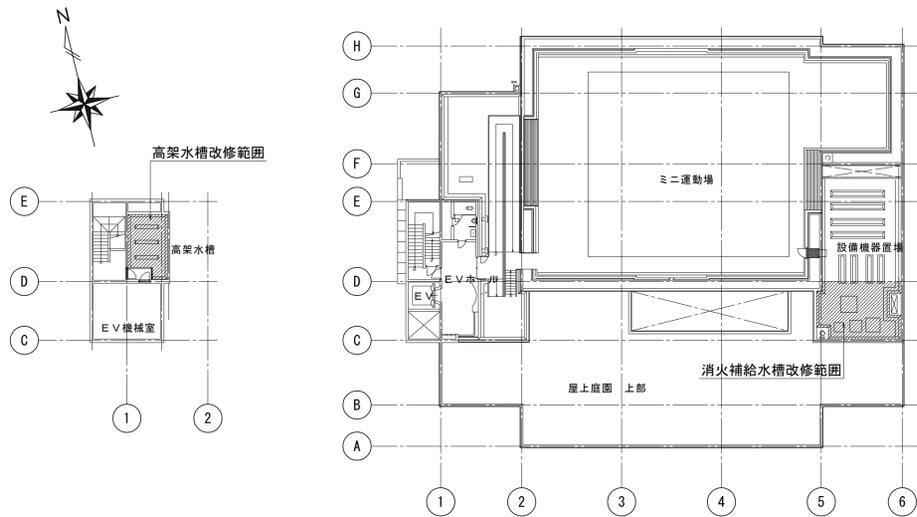
記号	名称
LF-3P	電機保持器(LF-3P) PB200×200×100 SUS(WP)共
LF-4P	電機保持器(LF-4P) PB200×200×100 SUS(WP)共
○	丸形露出ボックス 2方出
◇	電磁弁 (機械設備工事)
⊠	既設ブルボックス PB200×200×100 SUS(WP)

・図面上の ⊠印は撤去・更新機器を示す

工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	地階 ポンプ改修図		
A3縮尺	1/100	A1縮尺	1/50
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	ME/O5	



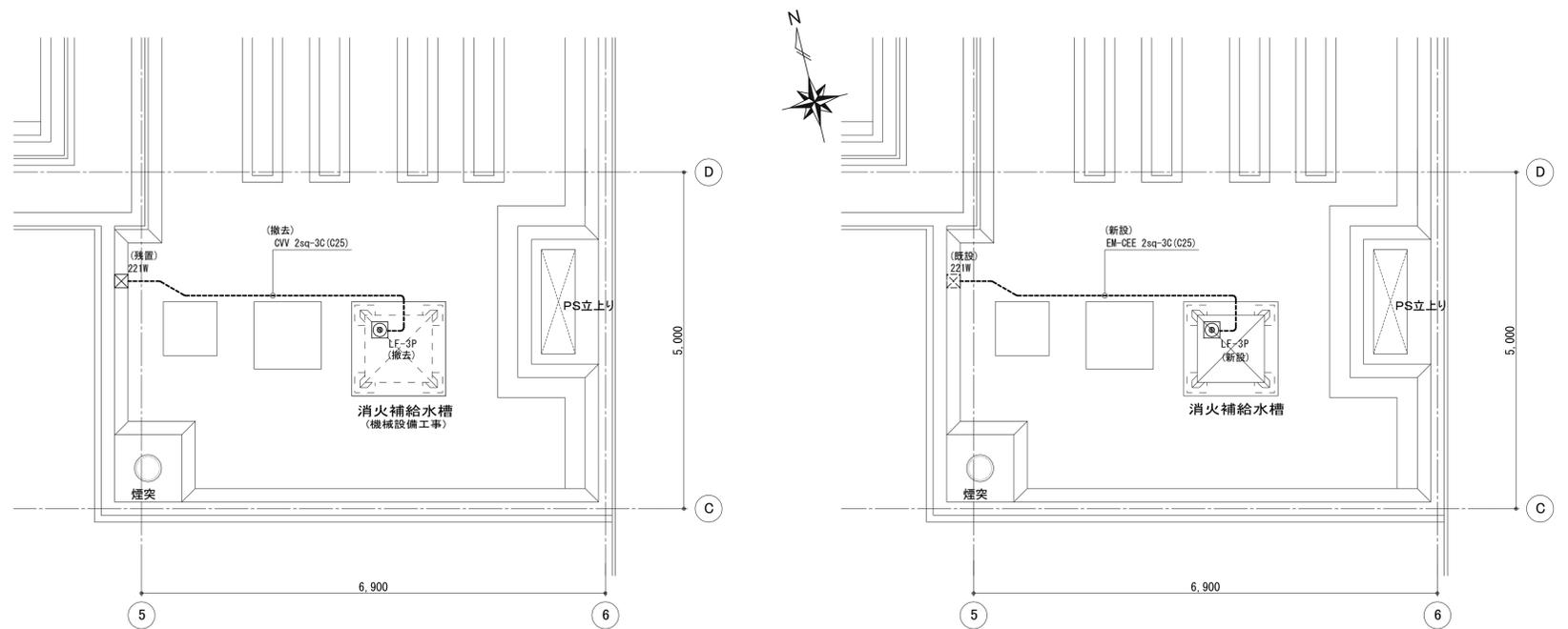
塔屋1、2階平面図 S=1/200



塔屋2階平面図 1/100

塔屋1階平面図 1/100

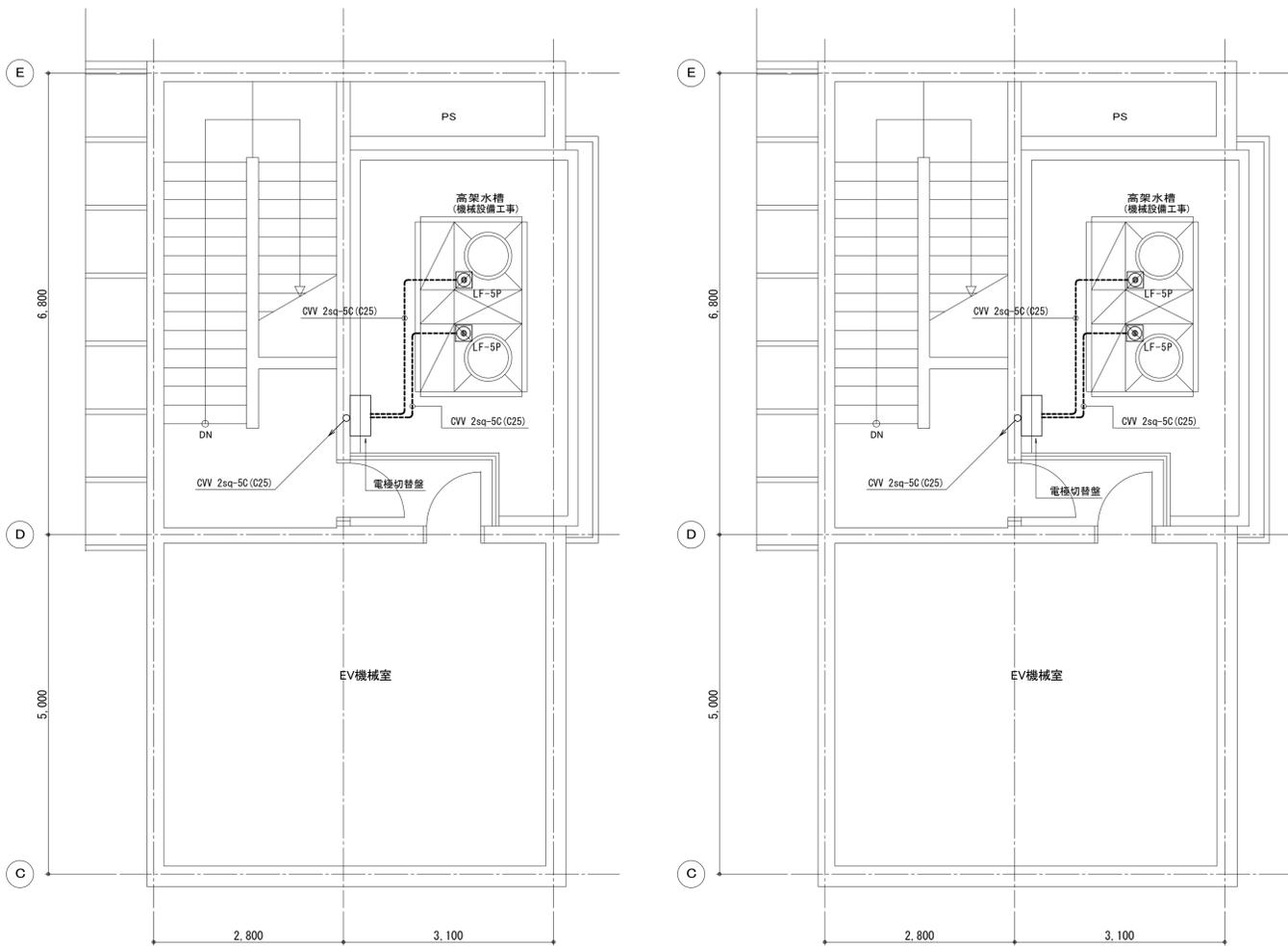
塔屋2階高架水槽置場平面図 S=1/50



現況・撤去図

改修図

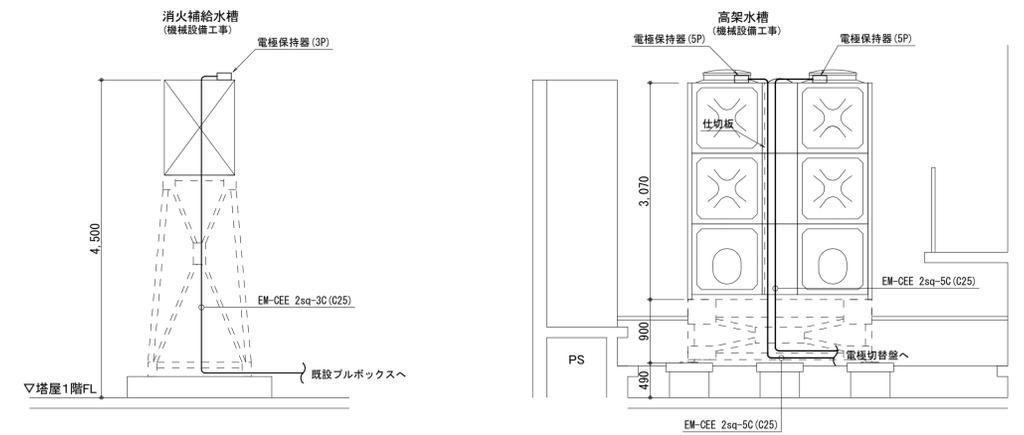
塔屋1階部分平面図 S=1/50



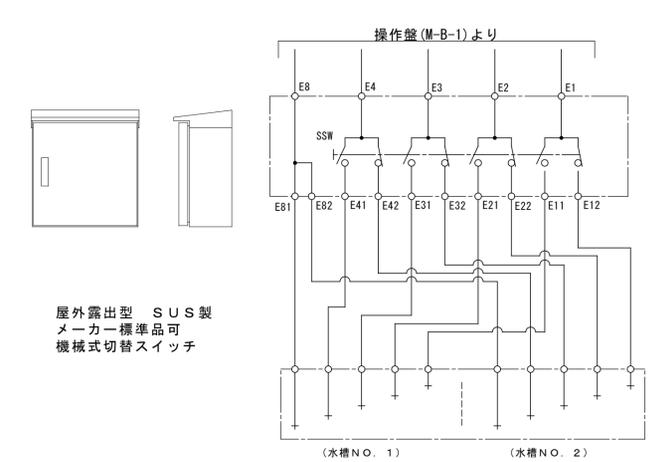
現況・撤去図

改修図

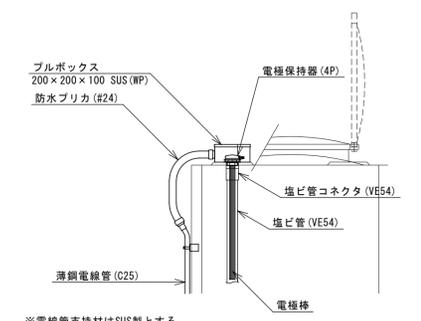
改修立面 S=1/50



電極切替盤姿図・結線図



電極保持器取付要領



工事名称	堺市総合福祉会館 受水槽・高架水槽等更新工事		
図面名称	電気設備 塔屋1、2階改修図		
A 3縮尺	1/100	A 1縮尺	1/50
社会福祉法人 堺市社会福祉協議会	図面番号	ME/06	

原寸図